

※平成 28 年 4 月 1 日以後交付適用

政 務 活 動 費 の 手 引

令和 6 年 3 月
沖 縄 県 議 会

目 次

I. 政務活動費について

- 1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 手引の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 政務活動費の概念図（イメージ）・・・・・・ 2

II. 透明性向上等に向けた原則

- 1. 充当の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. チェックの原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 透明性確保・閲覧の原則・・・・・・・・・・・・ 5
- 4. 説明責任の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

III. 政務活動費の実際

- 1. 条例に定める経費の範囲・・・・・・・・・・・・ 7
- 2. 充当基準
 - (1) 経費別充当基準
 - ① 調査研究費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ② 研修費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ③ 広聴広報費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ④ 要請陳情等活動費・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ⑤ 会議費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ⑥ 資料作成費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - ⑦ 資料購入費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ⑧ 事務所費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - ⑨ 事務費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - ⑩ 人件費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(2) 共通的充当基準

- ① 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ② 共通按分基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ③ 交通費・宿泊費・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ④ 充当に適しない例・・・・・・・・・・・・ 21
- ⑤ 計上年度の整理・・・・・・・・・・・・・・ 22

3. 事務手続

- (1) 手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (2) 提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (3) 領収書等とは・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (4) 税制上の取扱い・・・・・・・・・・・・・・ 26

IV. 収支報告書等の保存及び閲覧・・・・・・・・・・ 27

V. 会派及び議員の説明責任・・・・・・・・・・・・ 29

様式編（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

関係法令、資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

- 1. 地方自治法第 抜粋
- 2. 沖縄県政務活動費の交付に関する条例
- 3. 沖縄県政務活動費の交付に関する規程
- 4. 沖縄県政務活動費収支報告書等閲覧要綱 抜粋
- 5. 沖縄県情報公開条例 抜粋
- 6. 沖縄県政務活動費条例 逐条解説
- 7. 公職選挙法 抜粋
- 8. 起点間距離早見表

I. 政務活動費について

1. 概要

政務活動費とは、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部に対して交付されるものである。具体には、会派及び議員が主体的に実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付することとなっている。（沖縄県政務活動費交付条例第2条）

この政務活動費については、地方分権の進展に伴い、二元代表制の一翼を担う議会の果たす役割と責務がますます重要なものとなっている中、地方議会の活性化と議員の活動基盤の強化を図る観点から、平成13年4月に地方自治法の一部改正に基づき制度化された（当時は政務調査費）。

その後、平成24年9月の地方自治法の一部改正により、「政務調査費」から「政務活動費」に制度が改正され、これまで交付の対象であった「調査研究に資するため必要な経費」から、「調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に改められるとともに、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」については条例で定めることとされ、さらに、議長による「使途の透明性の確保」について新たに規定された。

本県においても、地方自治法の規定に基づき、「沖縄県政務活動費の交付に関する条例（以下、「条例」という。）」及び「沖縄県政務活動費に関する規程（以下、「規程」という。）」を整備し、政務活動費を交付している。

2. 手引の位置付け

本手引は、政務活動費の充当基準、提出すべき書類の整備、透明性の確保や閲覧、議員の説明責任についての参考指標となるものである。

会派及び議員においては、本手引を踏まえ、政務活動費の適正な執行、透明性の確保に努めるものとする。

判例における手引の位置付けについては、「手引きは法規範性を有するものではないが、条例、法律に適合しているかの判断の参考（条例への適合性判断の参考指標）となる。」ものと判示されているところである。

3. 政務活動費の概念図（イメージ）

会派及び議員の活動は、以下のイメージのように多岐にわたる。

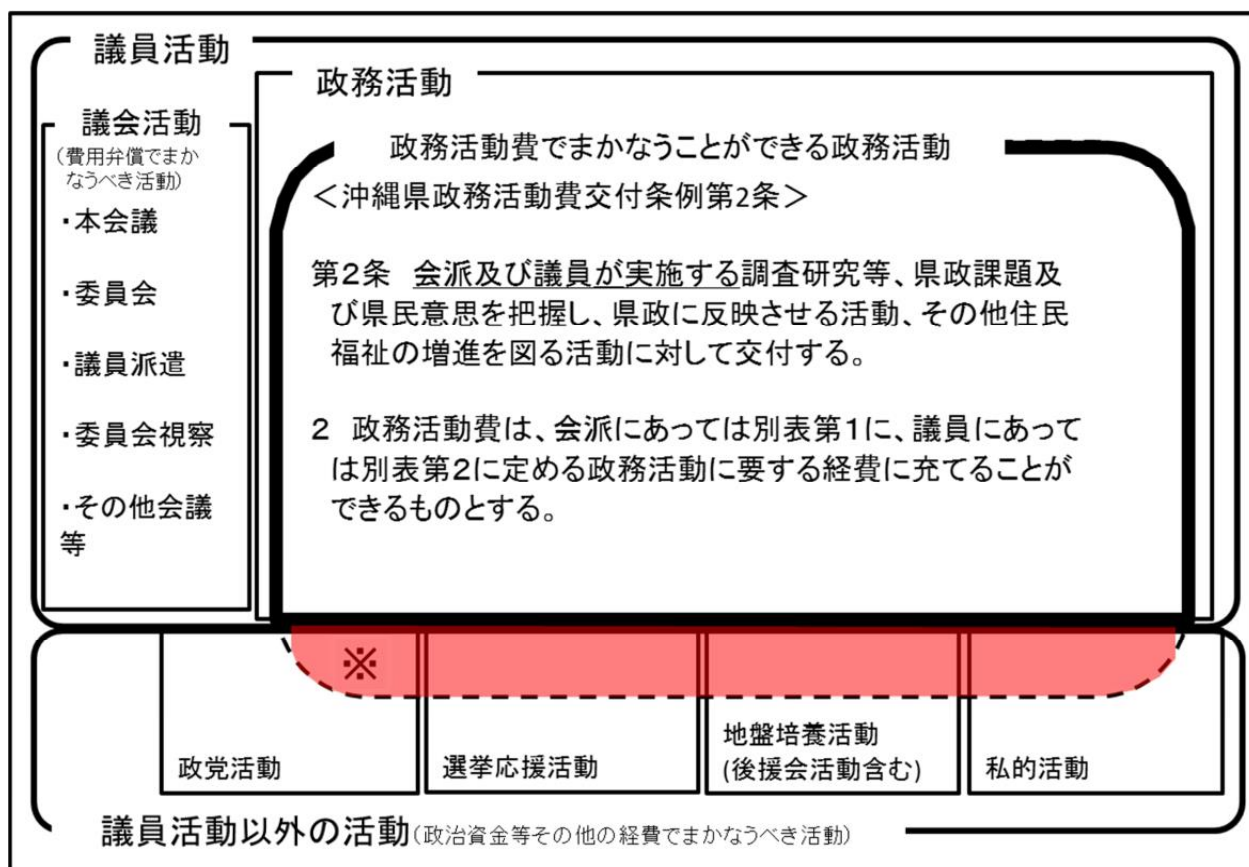
政務活動とその他の活動（議会活動、政党活動、選挙応援活動、地盤培養活動（後援会活動含む）、私的活動）は概念上は区別されるが、一つの活動が政務活動と同時に議員としての他の活動の側面を有する場合が多いことから、実態として複数の活動の側面を有する場合、政務活動費の充当に関して按分が必要となる。（下記図における※印部分）

（例：広報紙への選挙関連記事等の掲載、事務所の後援会活動との共用利用等）

なお、政務活動は活動そのものの内容や手法に規制は無く、各議員の裁量に委ねられている。

一方、政務活動費を充てることができる活動については、条例第2条第1項で、政務活動の性格を示し、同条第2項で個別具体の活動形態に沿ったものに充てることができる」とされている。

特に、同条第1項で「会派及び議員が実施する」とされており、主体性が求められている。



Ⅱ. 透明性向上等に向けた原則

平成 24 年 9 月の地方自治法の一部改正により、「政務調査費」から「政務活動費」に名称が変更され、交付の対象が「調査研究に資するため必要な経費」から「調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に改められた。また、「経費の範囲」を条例で定めなければならないこと及び議長による「使途の透明性の確保」が新たに規定された。

本県においては、法の一部改正を受け、条例を一部改正し、適切な運用に努めてきたところであるが、住民からより厳しい監視の目が向けられるようになり、更なる情報開示が進展してきている状況である。そのような中、平成 26 年度に実施された沖縄県包括外部監査において、政務活動費の使途が監査対象となり、旧来の手引を踏まえた何点かの指摘及び意見等が付されたほか、新たに充当基準及び按分基準の提案がなされた。

こうしたことを踏まえ、本県議会においても、政務活動費の使途について、更なる透明性の確保に努め、政務活動費の充当に当たっての必要性の判断基準や按分の基準を示し（充当の原則）、使途をより明確にするためのチェックを行い（チェックの原則）、領収書以外の関係書類も提出を義務付け閲覧に付し（透明性確保・閲覧の原則）、会派及び議員においても県民に積極的に使途を公開するなどの説明責任を果たすことを求める（説明責任の原則）など、県民の視点に立ったこれら 4 原則の方向を打ち出し、それに沿って、平成 28 年 3 月に「政務活動費の手引」を改正した。

1 充当の原則

- ・議員活動のうち、政務活動費を充てることができる原則を示す。

政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例第 2 条第 1 項で定めているところであるが、同条第 2 項において、政務活動費は、会派にあっては別表第 1 に、議員にあっては別表第 2 に定める政務活動に要する経費に充てることができるものと規定している。

充当の原則は、条例第 2 条に基づき政務活動費を実際に充当するに当たっての参考とすべき判断基準を示したものである。なお、平成 26 年度包括外部監査結果報告においても、充当の原則の適用が提案されている。

（１）実費弁償の原則・必要性判断基準

政務活動費は、議員が行う政務活動に直接必要な経費（実費）に充てることが原則である。ただし、その内容及び額は、社会通念上妥当性を持った使途の範囲内であることを前提とする。

政務活動費として認められるためには、その経費が直接県政の課題及び県民意思を把握し、県政に反映させる活動に要する費用でなければならないし、住民福祉の増進を図

るための活動に係る直接必要な経費でなければならない。

この経費の直接性は、議員個人の資質を高めることによって、引いては、そのことが、県民意思の把握につながるなどの間接的なものだけでは、経費充当の要件を満たすものではないことを意味する。

その際の判断基準として示されているのが、下記の必要性判断基準である。

- ① その経費が県政の課題の把握に直接必要か。
- ② その経費が県民意思の把握に直接必要か。
- ③ その経費が県政課題・県民意思を県政に反映させるために直接必要か。
- ④ その経費が住民福祉の増進に直接必要か。

当該活動がこれらの基準に合致しているかどうか、確認する必要がある。

（２）按分の原則・按分判断基準

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第２条第２項の別表により定められているが、会派及び議員の活動は多岐にわたることから、一つの活動が政務活動と他の活動（政党活動、選挙応援活動、地盤培養活動、私的活動）の側面を有する場合があります、その活動の経費は、会派及び議員の責任においてそれぞれの業務の割合に応じて、合理的に按分すべきである。その按分の合理性を示し説明責任をより明確にするため、各会派及び議員にて各経費の充当割合の説明については、提出様式の中の所定欄及び各領収書に対応する欄を設け、明記することとする。それでもなお、明確に区分できない場合は、要した経費の２分の１を目安とする。

一定の按分がなされるべきかどうかは、下記の按分判断基準により判断する。

- ① その経費に係る活動は政党活動の側面はゼロか。
- ② その経費に係る活動は選挙応援活動の側面はゼロか。
- ③ その経費に係る活動は地盤培養活動（後援会活動含む）の側面はゼロか。
- ④ その経費に係る活動は私的活動の側面はゼロか。

これらの基準を踏まえ、按分するかどうか判断する。

２ チェックの原則

・ 政務活動費の適正な運用を期すため、県民視点に立ったチェックの原則を示す。

条例第１０条に基づき、議長は収支報告書の提出を受け、第１１条において内容審査をすることとなっている。

内容審査においては、条例第２条に規定されている項目への充当が適切に行われているかどうかを、支出の根拠となる領収書（領収書等を徴収することができない場合は議長の定める書類）や支出の関連書類により、使途目的及び按分の妥当性をチェックしているところである。

更に、条例第１３条では、「議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う」ことが定められており、政務活動費の適正な運用を行うために必要があれば、通常行っ

ている収支報告書や領収書等のチェックのほか、随時、各種契約書等の証拠書類の提出を求め、調査を行うこととしている。

本県においては、平成 26 年度包括外部監査結果報告において、雇用契約書のない人件費への支出の正当性に対する指摘や、賃貸借契約書のない事務所費への支出の正当性に対する意見等が付された。また、全国的に政務活動費の不適切な支出が取り上げられる等、住民及びマスコミから政務活動費に対する厳しい批判を受けるようになった。

このようなことを踏まえ、政務活動費の充実に係る妥当性を判断するため、各経費の充当割合に関する必要な説明の記載があるかをチェックするとともに、支出の根拠となった客観的な証拠書類（雇用契約書、賃貸借契約書、その他その実態を把握できる書類等）の提出を定め、チェックする。

3 透明性の確保・閲覧の原則

- ・ 政務活動費の透明性を確保するため、情報公開（閲覧）の原則を示す。

条例第 13 条において、議長は、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、政務活動費の透明性の確保に努めるものとしている。

平成 24 年 9 月の地方自治法の一部改正により、同法第 100 条第 16 項に「議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとする」との規定が新たに追加された。これを受け、平成 25 年 3 月の一部改正により、本条が追加規定され、更なる透明性の確保が要請されているところである。

このような時代の流れを捉え、県民ニーズに応えられるような透明性の確保に努めなければならない。

具体的には、領収書に加え、活動状況の公表や支出の根拠となった証拠書類（雇用契約書、賃貸借契約書、その他その実態を把握できる書類等）を閲覧に付すとともに、県議会のホームページ上でも公開することとする。

4 説明責任の原則

- ・ 会派及び議員の説明責任の原則を示す。

条例第 12 条において、議長は、条例第 10 条の規定により提出された収支報告書等を提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならないと規定している。また、政務活動費の交付に関する規程第 7 条では、会派の経理責任者及び議員は、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、5 年を経過する日まで保存しなければならないとしている。

更に、議会基本条例第 6 条においては、各会派及び議員においては、政務活動費に充当した経費の使途についての説明責任を果たすとともに透明性を確保しなければならないとしている。

政務活動費の制度の適正かつ効果的な運用を担保するためには、積極的な情報公開が不可欠であり、議長や議会としてだけでなく、会派及び議員個々による取り組みも必要であることから、議員それぞれが自身のホームページや広報紙、住民との意見交換の場などを活用して、情報公開に努める。

万が一、返還訴訟等が起こされた場合には、議員自身が使途の説明責任を果たさなければならないものであり、各会派及び各議員には、それら保存文書に係る説明責任が求められているものである。今後、更なる説明責任が求められる中において、適切な情報開示に努める。

Ⅲ. 政務活動費の実際

1. 条例に定める経費の範囲

沖縄県政務活動費の交付に関する条例<抜粋>

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

別表第1及び第2統合

経費	内容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動に係る必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

2. 充当基準

(1) 経費別充当基準

① 調査研究費				
内 容	会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費			
充当できる 経費 (例 示)	【交通費・宿泊費、謝金、筆耕翻訳料、調査委託費、通信運搬費、使用料及び賃借料】 ①自家用車の燃料代、航空運賃、船賃、バス賃、タクシー賃、モノレール運賃、鉄道運賃、バス・タクシー・レンタカーの借り上げ料、高速有料道路料金、駐車料金等、宿泊代、宿所賃借料 ②助言者等への謝礼金 ③速記、通訳、翻訳料 ④団体又は個人への調査委託費、報告書作成委託費 ⑤電話代、はがき、切手購入費等、宅配・小包等の送料 ⑥現地での会場借り上げ料等 ⑦活動先への土産代等、講師への弁当代等			
充当できない 経費	・宿泊代のうち、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用料等 ・後援会や支援者等に対するバスの借り上げ料（下記参照） ・「共通的充当基準 ④充当に適しない例」（21頁）を参照。			
留 意 事 項	【一般的事項】 ・「地方行財政等」の「等」には国政に関する事項なども含む。 ・委員外議員として主体的に委員会視察へ同行することは可能。但し、調査研究費として充当する際は、単に便乗したなどと疑義をもたれないよう、委員会が作成する視察報告書とは別で主体的な視察調査報告書を作成しなければならない。 【領収書】 ・「共通的充当基準 ①提出書類（補足）ア.領収書」（18頁）を参照。 【按分基準】 ・「共通的充当基準 ②共通按分基準」（18頁）を参照。			
交 通 費 宿 泊 費	・「共通的充当基準 ③交通費・宿泊費」（19～20頁）を参照。			
調査委託費	・外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。			
証拠となる 書類 (整理・保管 が必要)	①提出書類（閲覧対象）	②確認書類（後で返却）	③関係書類	
	・領収書《45～46頁参照》 ・支払証明書《様式31～32頁》 ・視察調査報告書(県外・海外及び宿泊を伴う県内)《様式40頁》	・委託成果品	・日程表等	

② 研修費			
内 容	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費		
充当できる経費 (例 示)	【交通費・宿泊費、使用料及び賃借料、謝金、筆耕翻訳料、会費等】 ①自家用車の燃料代、航空運賃、船賃、バス賃、タクシー賃、モノレール運賃、鉄道運賃、バス・タクシー・レンタカーの借り上げ料、高速有料道路料金、駐車料金等、宿泊代、宿所賃借料 ②会場借り上げ料、会場設営費、機材借り上げ料、看板代 ③講師への謝礼金、弁当代、交通費・宿泊費等 ④速記、通訳、翻訳料		
充当できない経費	・宿泊代のうち、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用料等 ・政党が開催する政策研究会等（外形上政党活動とみなされる） ・内容が専ら政党の宣伝や政策の説明である研修会や講演会等 ・「共通的充当基準 ④充当に適しない例」（21頁）を参照。		
留 意 事 項	【一般的事項】 ・「（共同開催を含む。）」とは、会派と会派、会派（又は議員）と団体（企業・学校等）、議員と会派、会派（又は議員）と個人などが想定される。 ・会派又は議員が開催主体となる場合の会費には、共催団体等への分担金、年（月）会費等を含む。 ・「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座等を含む。 【領収書】 ・「共通的充当基準 ①提出書類（補足）ア.領収書」（18頁）を参照。 【按分基準】 ・特定のセミナーや勉強会への参加費・会費等は、按分に留意する。 ・「共通的充当基準 ②共通按分基準」（18頁）を参照。		
交 通 費 宿 泊 費	・「共通的充当基準 ③交通費・宿泊費」（19～20頁）を参照。		
会 費 等	・議員連盟の会費は、活動内容が政務活動に合致し、単年度での精算が明らかな場合に充当できる。（理由：当該年度の活動に係る経費に充当するものであるため。）		
証拠となる書類 (整理・保管が必要)	①提出書類（閲覧対象）	②確認書類（後で返却）	③関係書類
	・領収書<45～46頁参照> ・支払証明書<様式31～32頁> ・研修活動記録簿(県外・海外及び宿泊を伴う県内)<様式41頁> ・研修会等の内容がわかる書類(開催通知、プログラム等)		・研修資料、レジュメ等

③ 広聴広報費			
内 容	会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費		
充当できる 経費 (例 示)	【広報誌・報告書等作成費、委託費、交通費、宿泊費、通信運搬費、使用料及び賃借料】 ①企画、印刷、製本代、原稿料等 ②ホームページ作成及び管理費、写真撮影料等 ③自家用車の燃料代、航空運賃、船賃、バス賃、タクシー賃、モノレール運賃、鉄道運賃、バス・タクシー・レンタカーの借り上げ料、高速有料道路料金、駐車料金等、宿泊代、宿所賃借料 ④はがき、切手購入費等、宅配、小包等の送料 ⑤会場、機材借り上げ料、会場設営費等		
充当できない 経費	・宿泊代のうち、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用料等 ・「共通的充当基準 ④充当に適しない例」(21頁)を参照。		
留 意 事 項	【一般的事項】 ・「県政に関する政策等」の「等」とは、会派又は議員の政策、国政の課題などを含む。 ・広報の内容が県政や地域の問題など、住民福祉の増進を図るという政務活動に当たるものであれば充当可能だが、掲載内容に政務活動以外の活動(政党活動、選挙応援活動、地盤培養活動(後援会活動含む)等)が含まれている場合は紙面等に応じて按分する。 【領収書】 ・「共通的充当基準 ①提出書類(補足)ア.領収書」(18頁)を参照。 【按分基準】 ・県政便り・議会報告書の作成・配付費用は、紙面の内容別面積割合に応じて按分することとする。 ・「共通的充当基準 ②共通按分基準」(18頁)を参照。		
	交 通 費 宿 泊 費	・「共通的充当基準 ③交通費・宿泊費」(19～20頁)を参照。	
	広 報 誌 ・ 報 告 書 等 作 成 費	・作成した広報紙等の広報用成果物は、原本で提出すること。(ただし、分量の多い議会報告書等の冊子は、事務局で確認後、返却する。)	
証拠となる 書類 (整理・保管 が必要)	①提出書類(閲覧対象)	②確認書類(後で返却)	③関係書類
	・領収書<45～46頁参照> ・支払証明書<様式31～32頁> ・広聴広報活動記録簿(県外・海外及び宿泊を伴う県内)<様式42頁> ・成果品(広報紙等の分量の少ないもの)	・成果品(議会報告書等の分量の多いもの)	

④ 要請陳情等活動費			
内 容	会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費		
充当できる 経費 (例 示)	【印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、交通費、宿泊費】 ①印刷代、製本代等 ②はがき、切手購入費等 ③速記、通訳、翻訳料 ④自家用車の燃料代、航空運賃、船賃、バス賃、タクシー賃、モノレール運賃、鉄道運賃、バス・タクシー・レンタカーの借り上げ料、高速有料道路料金、駐車料金等、宿泊代、宿所賃借料		
充当できない 経費	・宿泊代のうち、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用料等 ・要請陳情に同行する地域関係者や陳情に必要な参考人（大学教授等の有識者）等の同行旅費 ・「共通的充当基準 ④充当に適しない例」（21頁）を参照。		
留 意 事 項	【一般的事項】 ・「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や県政の課題解決のための県、中央省庁、米軍関係機関、国会議員等に対する要請陳情活動などが想定される。 ・「住民相談」は、住民から個別に相談をうけることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」（会議費）とは区別している。 ・「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含む。 【領収書】 ・「共通的充当基準 ①提出書類（補足）ア.領収書」（18頁）を参照。 【按分基準】 ・「共通的充当基準 ②共通按分基準」（18頁）を参照。		
交 通 費 宿 泊 費	・「共通的充当基準 ③交通費・宿泊費」（19～20頁）を参照。		
証拠となる 書類 (整理・保管 が必要)	①提出書類（閲覧対象）	②確認書類（後で返却）	③関係書類
	・領収書<45～46頁参照> ・支払証明書<様式31～32頁> ・要請陳情等活動記録簿(県外・海外及び宿泊を伴う県内)<様式43頁>		・陳情書等

⑤ 会議費			
内 容	1 会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員の参加に要する経費		
充当できる経費 (例 示)	【使用料及び賃借料、謝金、筆耕翻訳料、資料印刷費、会費等、交通費・宿泊費】 ①会場、機材等借り上げ料、会場設営費等 ②講師等に対する謝礼金 ③速記、通訳、翻訳料 ④印刷、製本費等 ⑤会費、会議参加費、負担金、資料代 ⑥自家用車の燃料代、航空運賃、船賃、バス賃、タクシー賃、モノレール運賃、鉄道運賃、バス・タクシー・レンタカーの借り上げ料、高速有料道路料金、駐車料金等、宿泊代、宿所賃借料 ⑦看板代、横断幕、茶菓子代等		
充当できない経費	・宿泊代のうち、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用料等 ・「共通的充当基準 ④充当に適しない例」(21頁)を参照。		
留 意 事 項	【一般的事項】 ・会派又は議員が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議（各種打ち合わせのための会議等）も含まれる。ただし、会議の目的や内容により政党活動と区別することが必要である。 ・「住民相談会」は会議として開かれるものであり、個別の住民との住民相談（要請陳情等活動費）とは区別される。 ・「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨である。 ・県政に係る各種会合、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種発会式等）のうち、公務として認められるものと同内容のものへの出席については充当することができる。 ・「団体等」の「等」は、企業、学校、個人などを含む。 【領収書】 ・「共通的充当基準 ①提出書類（補足）ア.領収書」(18頁)を参照。 【按分基準】 ・「共通的充当基準 ②共通按分基準」(18頁)を参照。		
交 通 費 宿 泊 費	・「共通的充当基準 ③交通費・宿泊費」(19～20頁)を参照。		
証拠となる書類 (整理・保管が必要)	①提出書類（閲覧対象）	②確認書類（後で返却）	③関係書類
	・領収書<45～46頁参照> ・支払証明書<様式31～32頁> ・会議活動記録簿(県外・海外及び宿泊を伴う県内) <様式44頁>		

⑥ 資料作成費			
内 容	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費		
充当できる 経費 (例 示)	【資料印刷費、委託費等】 ①印刷、製本費、委託費、原稿料、速記代等 ②パネル等作成費、写真代、紙代、インク代、トナー代等		
充当できない 経費	・政党、後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷に要する経費 ・選挙応援や地盤培養を目的とする各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成に要する経費 ・「共通的充当基準 ④充当に適しない例」(21頁)を参照。		
留 意 事 項	【一般的事項】 ・資料は基本的に、①調査研究費以外に必要な資料が対象となる。 ・資料作成を外部に委託することも対象となる。 【領収書】 ・「資料内容」「資料作成目的」を領収書余白に付記すること。 ・「共通的充当基準 ①提出書類(補足)ア.領収書」(18頁)を参照。 【按分基準】 ・「共通的充当基準 ②共通按分基準」(18頁)を参照。		
証拠となる 書類 (整理・保管 が必要)	①提出書類(閲覧対象)	②確認書類(後で返却)	③関係書類
	・領収書《45～46頁参照》		・作成した資料

⑦ 資料購入費			
内 容	会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費		
充当できる経費 (例 示)	【書籍等購入費、新聞雑誌等購読料】 ①書籍、DVD等購入費（娯乐的・私的な内容のもの等、社会通念上妥当性を欠くものを除く） ②新聞購読料、雑誌代、有料データベース利用料（官報情報検索サービス等）		
充当できない経費	・所属政党の機関誌（政党活動に基づくものとみなされる[H19.12.20 仙台高裁]） ・スポーツ新聞、週刊誌などの娯楽性が高い書籍・新聞雑誌等[H19.5.25青森地裁] ・「共通の充当基準 ④充当に適しない例」（21頁）を参照。		
留 意 事 項	【一般的事項】 ・「図書、資料等」の「等」は、電子書籍や新聞の電子版などの電子データも含む。 ・「購入、利用等」の「等」は会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費（年会費、月会費等）などを含む。 ・県政又は住民の福祉の増進に関わりのある、国政に関する事項等も対象とすることを前提としている。 【領収書】 ・「共通の充当基準 ①提出書類（補足）ア.領収書」（18頁）を参照。 ・書籍やDVD等を購入した場合は、書籍名等が記載されたレシートを添付することとし、記載が無い場合は領収書に書籍等のタイトルを記入すること。 【按分基準】 ・「共通の充当基準 ②共通按分基準」（18頁）を参照。		
	書 籍 等 購 入 費	【領収書】 ・「資料内容」「書籍名」「政務活動に資する理由」を領収書余白へ付記すること。	
	新聞雑誌 購 読 料	【その他】 ・同じ新聞の2部目以降は充当できない。	
証拠となる書類 (整理・保管が必要)	①提出書類（閲覧対象）	②確認書類（後で返却）	③関係書類
	・領収書≪45～46頁参照≫		

⑧ 事務所費			
内 容		議員が行う活動に係る必要な事務所の設置及び管理に要する経費	
充当できる経費 (例 示)		【使用料及び賃借料、管理運営費】 ①事務所の敷地や建物の賃借料、事務所の駐車場代 ②事務所の光熱水費、事務所の看板代等	
充当できない経費		・事務所の環境美化のための経費(清掃代等)には充当できない。 ・議員本人・配偶者・生計を一にする者やそれらの者が役員を務める会社の所有物件の賃借料(政務活動費が自己に還流する可能性がある)ただし、管理費については充当可。 ※生計を一にするとは・・・日常の生活の資を共にすることをいう。家族、親族が別居している場合でも、①生活費、学資金又は療養費などを常を送金している、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇に他の親族のもとで起居を共にしている、場合も「生計を一にする」ものと扱われる。(※国税庁) ・敷金、火災保険料、保証金(自己に還流する可能性があるものとして認められない)ただし、礼金、仲介手数料及び更新手数料については充当可。 ・資産価値が向上する事務所の修繕費等	
留 意 事 項		【一般的事項】 ・政務活動費への充当にあたっては、以下の事務所としての要件を満たし、かつ実際に政務活動に使用されている場合に充当できる。 <事務所としての要件> ①事務所としての外形上の形態を有していること。 ②事務所としての機能(事務スペース、事務用備品等)を有していること。 ③賃貸の場合、契約者は議員であり、書面による賃貸借契約が締結されていること。 【按分基準】 ・事務所賃料及び光熱水費の按分は、議員活動の多岐性により政務活動とその他の活動の割合に応じ、議員の説明責任において充当すること。(事務所充当状況申告票に充当割合の説明を記載すること。)	
	使用料及び賃借料	・駐車場代は、来客者専用駐車場のみ充当できる。来客者用が、議員本人、事務所職員等と兼用となっている場合は、合理的理由により按分する。	
	管理運営費	・管理運営費は、事務所賃借料に準じた考え方で按分等を行う必要がある。 ・光熱水費等の延滞金は充当できない。また、対象外の年度が含まれる場合は日割り計算する。	
証拠となる書類 (整理・保管が必要)		①提出書類(閲覧対象)	②確認書類(後で返却)
		・領収書<45～46頁参照> ・土地・建物賃貸借契約書 ・事務所概要申告票<様式34頁> ・事務所費充当状況申告票<様式35頁>	③関係書類

⑨ 事務費			
内 容	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に必要な経費		
充当できる 経費 (例 示)	【消耗品費、備品購入費、修繕料、通信連絡費、使用料及び賃借料】 ①事務用品代、消耗品代、パソコンソフト等の購入代、写真現像代 ②各種事務備品の購入費 ③事務用品、備品等の修理代 ④電話代、インターネット回線料、プロバイダー料、はがき、切手購入費等、宅配小包等の送料 ⑤複写機、ファクシミリ、パソコン等OA機器借り上げ料、自動車リース料等		
充当できない 経費	・電化製品等の5年保証など、保証代金 ・絵画や花瓶、装飾品等の事務所の環境美化のための備品 ・ケーブルテレビの視聴料（外形的に娯楽的なチャンネルが多いため） ・「共通的充当基準 ④充当に適しない例」（21頁）を参照。		
留 意 事 項	・備品、消耗品等については、政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活動費を充当することが可能である。ただし、政務活動以外の活動に使用する場合は、按分することが適当である。 【領収書】 ・「共通的充当基準 ①提出書類（補足）ア.領収書」（18頁）を参照。 【按分基準】 ・「共通的充当基準 ②共通按分基準」（18頁）を参照。		
消 耗 品 費	・事務用品や消耗品等は、商品名の分かる明細を添付し、明細が無い場合は領収書の余白へ購入した商品名を記入すること。		
備品購入費	【一般的事項】 ・一般的に事務所に設置されるであろう、エアコン、パソコン、デジタルカメラ等の備品は充当できるが、取得価格（税込み）が10万円以上の備品は、10万円を超える経費については充当できない。 ・年度末又は任期満了前に高額な備品等を購入する場合は、必要性を十分検討し、駆け込み購入などと疑義をもたれないよう留意すること。 【按分基準】 ・一般的に議員の事務所に設置される備品については、事務所費の充当割合との整合性に留意すること。		
通信連絡費	・携帯電話料及びタブレット等は、携行可能であり外形的に私的利用との区分が証明できないことから、1/2を按分割合とする。		
使用料及び 賃 借 料	・自動車リース料は、契約終了後に自動車所有権を取得しない契約であること。		
証拠となる 書類 (整理・保管 が必要)	①提出書類（閲覧対象）	②確認書類（後で返却）	③関係書類
	・領収書《45～46頁参照》 ・カーリース契約書		

⑩ 人件費			
内 容	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費		
充当できる 経費 (例 示)	①給与、手当 ②賃金 ③社会保険料（雇用保険・労災保険）の事業主負担分		
充当できない 経費	・ 政党・選挙・後援会組織に係る人件費 ・ 生計を一にする者の雇用に係る人件費 ※生計を一にするとは・・・日常の生活の資を共にすることをいう。家族、親族が別居している場合でも、①生活費、学資金又は療養費などを常を送金している、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇に他の親族のもとで起居を共にしている、場合も「生計を一にする」ものと扱われる。（※国税庁）		
留 意 事 項	【一般的事項】 ・ 雇用単価及び雇用人数は社会通念上妥当な範囲とする。 ・ 会派又は議員の政務活動を補助する者に限られる。専ら運転に従事する者の人件費には原則、充当できないが、合理的理由（免許不保持、身体的障害等）がある場合に限り充当できる。 ・ 給与支払明細書等を保管しておくこと。 【充当基準】 ・ 雇用契約書を作成しない場合、当該雇用にかかる人件費へ充当することはできない。 【按分基準】 ・ 雇用職員の人件費の充当割合は、政務活動とその他の活動への従事割合に応じ、会派及び議員の説明責任において、別に提出する勤務実態申告票に基づき充当すること。		
証拠となる 書類 (整理・保管 が必要)	①提出書類（閲覧対象）	②確認書類（後で返却）	③関係書類
	・ 領収書（給与支払簿等） 《45～46頁参照》 ・ 雇用契約書《様式37頁》 ・ 雇用職員申告票《様式36頁》 ・ 出勤簿・タイムカード等の勤務実態を証する書類 ・ 勤務実態申告票《様式38頁》		・ 給与支払明細、賃金台帳 ・ 所得税、社会保険等支払関係書類

(2) 共通の充当基準

① 提出書類

会派及び議員が政務活動費を充当した経費にかかる証拠となる書類は、その充当した経費の使途に合致したものか判断する上で、外形性を担保する客観的判断材料となることを踏まえ、証拠となる書類の内、以下については、収支報告書提出時に添付して提出する必要がある。

1. 収支報告書（条例様式第1号及び第2号 54～57頁）

2. 経費区分別支出一覧表（統一様式一① 33頁）

※規程7条の会計帳簿として整理する様式

3. 経費別充当基準（8～17頁）及び共通の充当基準③交通費・宿泊費（19～20頁）に記載する書類

（補足）

ア. 領収書

※形式的な要件は「3.事務手続（3）領収書等とは」（26頁）を参照。

※領収書又は領収書を貼り付けた用紙の余白等に、以下を記載すること。

【必須記載】

- ・「経費区分」領収書を貼り付けた用紙の右肩
- ・「充当割合」「充当割合の説明」領収書余白等

【追加記載】

- ・下記②の報告書及び記録簿を作成しない活動は「利用目的」
- ・自家用車のガソリン代以外の交通費は「利用日」「利用区間」
- ・タクシーを利用した場合は「タクシーを利用する合理的理由」
- ・その他、経費別充当基準（8～17頁）で示された事項

イ. 視察調査報告書 及び 各活動記録簿 （統一様式40～44頁）

＜作成の範囲＞

視察調査報告書及び各活動記録簿は、以下条件のいずれかに当てはまる場合に作成を要する。（それら以外は領収書の余白等に概要を付記）

①県外・海外での活動

②宿泊を伴う県内での活動

② 共通按分基準

政務活動費の充当を行う際は、充当の原則及びチェックの原則（3～5頁）の考え方から、会派及び議員の説明責任において、当該活動に含まれる政務活動とその他の活動の割合に応じた割合で充当することとし、その際、各経費への充当割合（全額充当を含む。）の説明を提出様式の所定欄及び各領収書に対応する欄を設け、明記すること。

それでもなお、明確に区分できない場合は、要した経費の2分の1を目安として充当する。

③ 交通費・宿泊費	
内 容	会派又は議員が行う政務活動に必要な交通費・宿泊費
充当できる経費 (例 示)	【経費区分：調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費】 ①自家用車の燃料代 ②航空運賃、船賃 ③バス賃 ④タクシー賃 ⑤モノレール運賃、鉄道運賃等 ⑥バス・タクシー・レンタカー借り上げ料 ⑦高速有料道路料金（ＥＴＣ利用料金） ⑧駐車料金 ⑧宿泊代 ⑨宿所賃借料 ※調査研究や研修、会議へ招聘する講師の交通費・宿泊費も含まれる。
充当できない経費	・費用弁償が支給される際に重複する交通費・宿泊費 ・自家用車の維持修繕にかかる経費 (例：洗車代、車検料、車体修繕料、自動車保険料、部品代等) ・後援会や支援者等に対するバスの借り上げ（下記参照） ・宿泊代のうち、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用料等 ・「共通的充当基準 ④充当に適しない例」(21頁)を参照。
留 意 事 項	【一般的事項】 ・議長の命令に基づく公務視察に引き続いて行う政務活動については、公務の部分と政務活動の部分が時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分できることが必要である。 ・出張における必要な補助者（会派又は議員の雇用する職員、案内者、通訳者及び介助者等）に係る旅費は、政務活動費を充当することができる。 【領収書】 ・「共通的充当基準 ①提出書類（補足）ア.領収書」(18頁)を参照。
自家用車の燃料代 (ガソリン代)	【算出方法】 次の（a）又は（b）いずれかの方法により算出するものとする。 (併用不可) （a）移動距離（※）に1 km20円を乗じて算出する。（沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に規定する車賃）この場合、支払証明書（31頁～32頁参照）に記載することとし、領収書の写しの添付は要しない。 ※移動距離の算出方法は、以下のいずれかとする。 ①走行距離を実測（1 km未満切り捨て） ②「起点間距離早見表（95頁参照）」に基づき算出 なお、議会の費用弁償と重複しないよう留意する必要がある。 （b）年間の自家用車燃料代総額から、年間の出会旅費（交通費）総額を除いた額に1／2を乗じて算出する。 ※年間の出会旅費（交通費）総額は、交付対象期間終了後、議会事務局総務課より各議員へ通知する。
航空運賃・船 賃	・クレジットカード決済を行った領収書の場合、領収書に「利用区間」「利用日」が記載されていない場合があるため記載すること。

③ 交通費・宿泊費

留意事項

バス

・後援会や支援者等に対するバスの借り上げについては、公職選挙法の制限に抵触するおそれがあることから充当は不相当である。
※公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）、第199条の5（後援団体に関する寄附等の禁止）参照（93～94頁）

タクシー

・政務活動に当たって、他に利用できる公共交通機関がないか運行本数が少ない場合、緊急の場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合に充当できるものとする。
【領収書】
・タクシーを利用する「合理的理由（例：「乗り合い」「相談、急ぎ」「バスなし」等）」を領収書余白に付記すること。

モノレール・鉄道

・沖縄都市モノレールは、切符又はオキカの利用明細書を添付すること。
・オキカの利用明細書により充当する場合は、オキカカード（記名式）の利用者氏名が記載されている面の写しを添付すること。

レンタカー料金

・必要最小限度の範囲内で、レンタカー料金に充当できる。（オプションの補償等は充当不可）

高速有料道路料金（ETC利用料金）

・ETC利用明細書を領収書に代えることができる。その場合は、充当する各明細に「利用目的」を付記すること。

宿泊代

・宿泊費は沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に定める額を上限とする（原則実費）。
（例）
・甲地方：上限 13,100円/1泊あたり
・乙地方（甲地方以外）：上限 11,800円/1泊あたり
※甲地方の地域は、以下のとおり。（旅費事務の手引より）

都道府県	地 域
埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小金井市 国分寺市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市
神奈川県	横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市 三浦郡葉山町
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 和泉市 箕面市 高石市 東大阪市
兵庫県	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市
福岡県	福岡市 北九州市

・東京都特別区における宿泊施設の利用については、1泊あたり上限24,000円（対象期間：令和6年7月1日～令和8年3月31日まで）
※当該取扱いにより宿泊費を充当する場合は、利用料金を確認できる領収書（利用日以後に発行したもの）等を提出すること。

離島議員の宿所の賃借料

・離島議員が宿所として利用しているアパート等の賃借料については、家賃の領収書を添付した上で、年間の利用日数で按分して該当する経費区分へ計上すること。その際には、宿所利用申告票に政務活動の内容を明示するとともに、費用弁償と重複しないよう留意すること。

証拠となる書類（整理・保管が必要）

①提出書類（閲覧対象）

・領収書<45～46頁参照>
・各種利用明細書
・支払証明書<様式31～32頁>
・宿所利用申告票<様式39頁>

②確認書類（後で返却）

③関係書類

・日程表

④ 充当に適しない例	
内 容	支出の例
政党活動への支出	・ 党大会への出席に係る経費 ・ 県連（政党等）活動に係る経費 ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席に係る経費 ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 ・ 政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む） ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等 ・ 政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費
選挙活動への支出	・ 衆・参議員選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成に係る経費 ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）
後援会活動への支出	・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 ・ 後援会活動に係る経費（例：親睦会等）
私的経費への支出	・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席に係る経費 ・ 慶弔餞別費等（病氣見舞い、香典、祝い金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入又は印刷等の経費） ・ 冠婚葬祭などの出席に係る経費（葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等） ・ 宗教活動に係る経費（檀家総代会、報恩講、宮参り等） ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行に係る経費 ・ 親睦会、レクリエーション等への参加に係る経費
会費	次の会費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して収める年会費、月会費 ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等 （例：町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等） ・ 政党（県連）本来の活動に伴う党大会、党費、党大会賛助金等 ・ 議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフ部等）の会費 ・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費 ・ 宗教団体の会費 ・ 冠婚葬祭の経費（結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等） ・ 飲食・会食を主目的とする会合の会費

充実に適さないと判断した個別具体例 ※政務に直接関係のない経費	
内 容	支出の例
交通費、旅費等に付随する経費関係	・ 洗車・ワックス代、車検代、車の消耗品代 ・ 旅行保険 ・ レンタカーオプション経費（補償・保険代等） ・ ビザ・旅券申請用の証明写真 ・ 政党職員にかかる経費（出張随行旅費等）
研修費	・ パソコン教室、英会話教室等、自己啓発に関する研修
広聴広報費	・ 選挙、後援会、所属政党 等に関する記事 ・ 新年・時候の挨拶 ・ あまりにも大きな顔写真等、自己PRになりえる情報 ・ 会派誕生の記事、会派の集合写真（陳情除く） ・ 永年勤続功労者表彰の記事（単なる自己PRのため） ・ 私的活動（自治会の生年祝い、忘年会、地域でのボランティア活動等）に関する記事 ・ 挨拶状（年賀状、暑中見舞い 等）
要請陳情等活動費	・ 要請先が所属政党の場合、政党活動と思われる経費
会議費	・ 茶菓子の域を超えていると思われる飲食代（例：1時間の会議で約450円(@1人)のパンを購入。茶菓子ではなく食事代となり充た不可）
資料作成費	
資料購入費	・ 旅行本（地球の歩き方 等） ・ ハウツー本、自己啓発に関する書籍 ・ 病気治療に関する本（私的な本の場合） ・ 娯楽性の高い雑誌、書籍 ・ 所属政党の機関誌（他政党の機関誌は情報収集として可。但し、聖教新聞は宗教的要素が大きいため不可。） ・ 選挙区のゼンリン地図を購入する場合は、選挙に使用する可能性が高いため、1/2充たが望ましい。
事務所費	・ 選挙事務所として利用した期間の経費 ・ 議員本人、雇用職員が利用する契約駐車場代 ・ 事務所撤去に伴う現状回復費用・不要物処分費用（敷金と同性質） ・ 事務所の鍵代（スペア、紛失いずれも）

充実に適さないと判断した個別具体例 ※政務に直接関係のない経費

内 容	支出の例
事務費	・電池（但し、デジカメ用電池等用途が限定されるバッテリー等は可） ・電球、カーテン、すだれ、ござ、芳香剤、鍵 ・冷蔵庫、扇風機、ウォシュレット、コーヒーメーカー、電子レンジ ・のぼり（議員名のみだと選挙に使用可能） ・時計（但し、事務所用として使用する場合は除く） ・額縁、脚立、工具 ・電化製品の5年保証等 ・応接用椅子・テーブル ・清掃用具（ちりとり、モップ、ゴミ袋 ゴミだし用のひも 等） ・清掃、害虫駆除代 ・ビザ、旅券申請用の証明写真 ・名刺（現物を提出し、完全に政務活動用と判断できれば1/2充当可。経歴や所属政党・後援会の情報が少しでも入っている場合は選挙が使用目的と見なされるため不可） ・個人の印鑑 ・カレンダー、ポストカード ・プリペイドカード（プリペイドカードで支払った物の領収証を充当するのも不可）、図書券、商品券、クーポン券 ・携帯電話機及び関連機器（充電器、イヤホン等消耗品） スマートフォンは情報収集に使用できるため上限1/2充当可。但し、1台のみ可。 （例）15万円のスマホの場合、備品上限10万円のため、$10万 \times 1/2 = 5万$円充当可。7.5万円ではないことに注意。） ・香典袋、祝儀袋 ・墨、墨汁等 ・自動車リース契約のうち自賠責保険や車検経費、オイル交換等メンテナンスに関する経費 ・電子辞書に収録されている資料のうち、政務活動に関係ないと思われる収録資料（雑誌、英会話教本等） ・レジ袋 ・タブレットのカバー ・マスク （以下、コロナ禍のみ可。コロナ終息後は不可） ・扇風機、空気清浄機・サーキュレーター ・消毒液・除菌用ウェットティッシュ
人件費	・被雇用者負担分の掛け金を含む雇用保険料 （本来、労働者本人が負担するべきものであるため）
その他 （全経費共通）	・督促手数料、延滞金等

⑤ 計上年度の整理

経費の計上年度については、支出時期又は当該活動の所属年度などが基準となるが、支払日が翌年度となる支出等（引落や振込）については、以下のとおり計上する年度を整理する。

	内容	計上年度	備考
①	年度内の活動（納品等含む）に対し、4月以降に支払ったもの。	現年度	収支報告書に領収書及び「年度内の履行が確認できる書類」の添付で計上可能。
②	3月にクレジットカードを利用して買い物をし、5月に口座からクレジット会社へ代金引き落としが行われ、決済が完了するもの。		収支報告書に買い物時にお店から受領する売上票の添付で計上可能。
③	3月にETCカードにより高速道路を利用し、5月に口座からクレジット会社へ代金引き落としが行われ、決済が完了するもの。		収支報告書にETC用明細表（インターネットサービスで出力可）の添付で計上可能。
④	3月行為分の電話料、電気料、水道料等で4月にコンビニ等で現金納付する場合。		収支報告書に領収書の添付で計上可能。
⑤	3月行為分の電話料、電気料、水道料等で4月に口座から代金引き落としが行われ、決済が完了する場合。		収支報告書には5月に送付される領収書を後付けで添付、又は通帳の写しを添付して計上可能。
⑥	3月行為分の電話料、電気料、水道料等で5月にコンビニ等で現金納付する場合。	翌年度	収支報告書に領収書の添付ができないため。
⑦	3月行為分の電話料、電気料、水道料等で5月に口座から代金引き落としが行われ、決済が完了する場合。		
⑧	3月行為分の会派室・議員居室の電話料について、議会事務局が発する会派分・議員居室分の負担額に係る納入通知が5月になる場合。		
⑨	年度をまたぐ視察等旅費にかかる政務活動費の計上年度。	旅行代金を旅行社等へ一括で支払う場合は、各経費別の金額を分別することが困難なことから、当該視察等旅費の総額に対して、旅行期間（2泊3日の場合は3日）で按分し、属する年度へ計上する。 ※その場合、現年度と翌年度両方の収支報告書提出時に全行程の旅費の領収書の写し及び活動記録簿等の資料を添付して提出すること。	

3. 事務手続

(1) 手続の流れ

会派結成届 (異動・解散)	①会派→議長 ・会派を結成したとき→会派結成届を提出 ・異動があったとき→会派異動届を提出 ・解散したとき→会派解散届を提出 ②振込口座を議会事務局総務課へ申請する	条例6 規程2 様式1、2、 3号
交付決定	①議長→知事：4月1日現在の会派・議員を通知 ②知事→会派代表者・議員：交付決定を通知 ③交付決定後に内容の変更（会派の異動など）があれば、交付内容の変更を行う	条例7、8 規程3
交付対象	会派及び議員（詳しくは逐条解説71ページ）	
交付額	会派 月額10万円×所属議員数 議員 月額15万円	
請求	会派代表者・議員→知事 毎四半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）の15日までに、請求書を提出	条例9 規程4 様式5、6号
交付	①知事→会派・議員 請求された政務活動費を指定口座へ振込み ②四半期の途中で交付内容の変更が生じた場合は、変更内容に応じて追加し又は返還させる（逐条解説83頁）	条例9
支出	①充当基準により政務活動費を充てる範囲を確認し、支出する ②政務活動費を支出した場合は、すべて会計帳簿（経費区分別支出一覧表）に記載し、整理しておく ③領収書その他証拠書類の作成、整理 （2）提出書類等一覧（25頁）を参照 ④申し出があれば、議会事務局で随時領収書等の整理保管状況の事前確認を行う	条例2 規程7

収支報告書等の提出	①会派・議員→議長 収支報告書、領収書その他証拠書類を提出 (2) 提出書類等一覧(25頁)を参照 ②議会事務局は提出された収支報告書等の書面上の確認を行う(計算誤りや記載ミスがないか、支出内容が充当基準に合致しているか等) ③議長→知事 提出された収支報告書等を送付 ④提出期限 ・交付を受けた年度分 翌年度の4月30日 ・会派が消滅した場合 30日以内 ・議員でなくなった場合 30日以内	条例10 規程6 様式1、2 号
残余额の返還	①充当基準に従って行った支出の総額が、交付を受けた政務活動費の総額を下回った場合の差額(余り)を残余とする ②領収書その他証拠書類が添付されない支出は、充当基準に沿ったものか確認できないことから、①の「充当基準に従って行った支出」には含めない ③知事→会派・議員：返還の通知 ④会派・議員：納入通知書により返還	条例11
収支報告書等の保存	①議長が保存する書類 会派・議員から提出された収支報告書等 ②会派・議員が保管する書類 収支報告書、領収書その他証拠書類 ③保存期限 当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで	条例12 規程7
収支報告書等の閲覧	①当該収支報告書等の提出期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる ②個人情報等非開示情報に該当する部分は議会事務局がマスキングする	条例12② 規程8 閲覧要綱 情報公開条例

(2) 提出書類等一覧

経費	①提出書類 (閲覧対象)	②確認書類 (後で返却)	③関係書類
各経費共通	・領収書、各種利用明細 ・支払証明書 ・経費区分別支出一覧表 ・宿所利用申告票		
調査研究費	・調査研究報告書（県外・海外及び宿泊を伴う県内）	・委託成果品	・日程表
研修費	・研修活動記録簿 ・研修会等の内容がわかる書類（開催通知、プログラム等）		・研修資料、レジユメ等
広聴広報費	・広聴広報活動記録簿 ・広報紙等成果品（分量少ないもの）	・議会報告書等成果品（分量多いもの）	
要請陳情等活動費	・要請・陳情等活動記録簿		・陳情書等
会議費	・会議活動記録簿		
資料作成費	・領収書に内容や作成目的を付記		・作成した資料
資料購入費	・領収書に資料名や使用目的を付記		
事務所費	・土地・建物賃貸借契約書 ・事務所概要申告票 ・事務所費充当状況申告票		
事務費	・カーリース契約書		
人件費	・雇用契約書 ・雇用職員申告票 ・出勤簿又はタイムカード ・勤務実態申告票		・給与支払明細 ・賃金台帳 ・所得税、社会保険料等支払関係書類

※調査研究報告書及び各活動記録簿は、県外・海外及び宿泊を伴う県内での活動の際に作成するものとする。

(3) 領収書等とは

領収書として取り扱うものは、次のとおりとする。

① 領収書

- ・あて名が会派又は議員となっていること
 - ・日付、金額、支払内容、発行者の住所・氏名、押印があるもの
- ※印紙税法に基づく収入印紙の取扱いに留意すること

② 領収書と同等のものとみなすことができるもの

- ・レシート
- ・クレジット払いの場合の口座振替通知書、利用明細書
- ・口座引き落としの場合の通帳の写し
- ・E T C・オキ力利用明細書
- ・沖縄都市モノレールの切符
- ・振込受領書 等

※可能な限り領収書を取得するものとする

③ 支払証明書

次の場合は、支払証明書（様式7～8号、31～32頁）を添付する。

- ・①、②が取得できない場合（バス・JR等）
- ・移動距離によりガソリン代を支出する場合

※領収書等の紛失を理由とした作成は認められない。

(4) 税制上の取扱い

① 会派

会派は「人格のない社団」であるが、「人格のない社団」に対する所得課税については、収益事業を行う範囲において課税されるものである。会派は収益事業を行っていないので課税されない。

② 議員

ア 所得税法上の取扱い

議員個人に交付される政務活動費は、所得税法上での「雑所得」として扱われるが、政務活動費の交付制度上、残余が生じた場合はこれを返還することとなっており、結果的に収入と費用が同額となるため、課税所得は生じないこととなる。

イ 税務調査

税務署は税務調査権を有していることから、税務調査があった場合には対応しなければならない。

したがって、会計帳簿や支出に係る証拠書類をきちんと整理保管しておく必要がある。

IV. 収支報告書等の保存及び閲覧

条例第12条第1項において、議長は、収支報告書を提出期間の末日の翌日から5年を経過する日まで保存すべきものとされており、また、規程第7条では、会派の経理責任者及び議員は、証拠書類等を整理保管し、5年を経過する日まで保存しなければならないこととしている。

これら収支報告書等について一定期間保存することを義務づけているのは、各会派及び議員においては、政務活動費に充当した経費の使途について説明責任を果たすことが要請されていることから、もっともなことである。

また、仮に返還訴訟等が起こされた場合には、議員自身が使途の説明責任を果たさなければならないものであり、各会派及び議員には、それら保存文書に係る説明責任が求められていることから、証拠書類等を保管しておく必要がある。

一方、条例第12条第2項においては、何人も、議長に対し収支報告書等の閲覧を請求することができることとされており、手続に従って住民等から閲覧請求があった場合には、これに応える必要がある。

また、条例第13条において、議長は、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、政務活動費の透明性の確保に努めるものとされており、さらに、議会基本条例第6条においては、各会派及び議員においては、政務活動費に充当した経費の使途を公開し、透明性を確保しなければならないこととされている。

1 収支報告書等の保存

(1) 議長における収支報告書等の保存

ア 保存対象

収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し（条例第12条）

イ 保存期間

収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過するまで

例：収支報告書提出期限が4月30日の場合

翌日（5/1）から5年を経過する4月30日まで



(2) 会派及び議員における証拠書類等の保存

ア 保存対象

議長に提出した収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写しのほか、政務活動費の支出に係る会計帳簿及び証拠書類等（規程第7条）

イ 保存期間

(1)と同じ

2 収支報告書の閲覧

(1) 収支報告書等の閲覧制度

何人も議長に対し、提出された収支報告書と領収書等の写しの閲覧を請求することができる。（条例第12条第2項）

また、議長に提出された後の収支報告書と領収書等の写しは、沖縄県情報公開条例に基づく開示請求の対象となる。

(2) 閲覧の開始時期

閲覧は、提出期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から請求することができる。（規程第8条、閲覧要綱）

※例：収支報告書提出期限が4月30日の場合

翌日（5月1日）から起算して60日経過後の翌日である6月30日からとなる。

この日が県の休日にあたる場合は、県の休日の翌日からとなる。

(3) 閲覧場所

議会事務局2階 総務課内

3 収支報告書等のホームページ上での公開

平成30年度交付分から、県議会ホームページ上での公開を開始した。（令和元年10月28日）

V. 会派及び議員による説明責任

平成24年の地方自治法の一部改正により、「議長は、政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努める」ことが新たに規定され、本県においても、条例を一部改正し、第13条として「使途の透明性の確保」について定めたところである、

会派及び議員は、条例第2条に定める経費の範囲内において政務活動費を充当する必要がある、また議長は、提出された収支報告書等について、第11条の規定により政務活動費の充当が適切に行われているかをチェックすることとされ、さらに条例第13条の規定に基づき、政務活動費の透明性の確保に努めることとなっている。

そして、政務活動費への県民の理解を高め、制度の適正かつ効果的な運用を担保し、政務活動費の使途の透明性の確保を図るため、議長や議会としてだけでなく、会派及び議員においても積極的な情報公開に取り組んでいくことによって、説明責任を果たすことが要請されている。

地方議会における政務活動費の使途については、全国的に政務活動費の不適切な支出が取り上げられる等、住民及びマスコミからより厳しい監視の目が向けられるようになっており、使途の透明性の確保が強く求められている。また、平成26年度に実施された沖縄県包括外部監査において、政務活動費の使途が監査の対象となり、何点かの指摘及び意見等が付されたところである。

このような時代の流れを捉え、県民ニーズに答えられるような、さらなる透明性の確保に努めなければならない。

もとより議員は、選挙において選出された県民の代表者として、県民全体の利益を考え、その負託と信頼に応えるとともに、自身が行った活動に対し、県民へ説明する責務が課せられているところである。

こうしたことを踏まえ、会派及び議員においては、今一度県民の視点に立ち、これまで以上に説明責任を果たしていく必要がある。

なお、具体的な取組方法の例としては、会派室での書類の閲覧や広報・広聴の場での報告、議員自身のホームページ等を活用した情報の公開等が考えられる。

様式編（記入例）

＜規程様式＞

- 第7号 支払証明書（会派分）（第5条関係）・・・・・・31 頁
- 第8号 支払証明書（議員分）（第5条関係）・・・・・・32 頁

＜統一様式＞

- ① 経費区分別支出一覧表・・・・・・・・・・・・・・33 頁
- ② 事務所概要申告票・・・・・・・・・・・・・・34 頁
- ③ 事務所費充当状況申告票・・・・・・・・・・・・・・35 頁
- ④ 雇用職員申告票・・・・・・・・・・・・・・36 頁
- ⑤ 雇用契約書・・・・・・・・・・・・・・37 頁
- ⑥ 勤務実態申告票・・・・・・・・・・・・・・38 頁
- ⑦ 宿所利用申告票・・・・・・・・・・・・・・39 頁
- ⑧ 視察調査報告書・・・・・・・・・・・・・・40 頁
- ⑨ 研修活動記録簿・・・・・・・・・・・・・・41 頁
- ⑩ 広聴広報活動記録簿・・・・・・・・・・・・・・42 頁
- ⑪ 要請・陳情等活動記録簿・・・・・・・・・・・・・・43 頁
- ⑫ 会議活動記録簿・・・・・・・・・・・・・・44 頁

＜参考様式＞

- ① 領収書等添付用紙・・・・・・・・・・・・・・45 頁
- ② 雇用職員等の賃金台帳・・・・・・・・・・・・・・47 頁

支 払 証 明 書

経費区分毎に様式を分けて作成すること。

[illegible]

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

会 派 名 沖縄の会

代表者名 沖縄 太郎

注1 按分による支払がある場合は、備考欄に支払総額及び按分の割合を記載すること。

2 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、備考欄に当該経費の総額を記載すること。

支 払 証 明 書

経費区分毎に様式を分けて作成すること。

[illegible]

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

沖縄県議会議員 沖縄 太郎

注1 按分による支払がある場合は、備考欄に支払総額及び按分の割合を記載すること。

2 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、備考欄に当該経費の総額を記載すること。

経費区分別支出一覧表

経費区分 調査研究費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/5	〇〇視察調査費 旅費（佐賀県）	58,000	1/2	29,000
5/7	タクシー代（那覇～宜野湾）	1,500	全額	1,500
6/8	高速道路利用料（那覇～宜野座）	900	全額	900
8/28	離島〇〇視察調査 船賃（座間味村）	2,500	全額	2,500
8/28	離島〇〇視察調査 宿泊費	15,000	その他	11,800
10/10	高速道路利用料（那覇～許田）	1,100	全額	1,100
1/1	〇〇視察調査 旅費（東京）	100,000	全額	100,000
A. 小計				146,800
B. (ガソリン代総額 — 費用弁償(交通費)総額) × 1/2				
C. 支払証明書計				
調査研究費 充当合計(A+B+C)				146,800

※Aは、BとC以外の全ての経費の計。

※Bは、自家用車燃料費をガソリン代領収書で計算する場合、記載の式で計算すること。

※Cは、領収書の無い経費を支払い証明書で充当する場合、支払証明書の合計額を記入。

※A・B・Cの合計は、収支報告書の各経費の支出額と一致すること。

事務所概要申告票

議員名 沖縄 太郎

1. 物件の所在

住所	那覇市泉崎1－2－3	
電話番号	123－4567	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了

☒ 専用事務所 ☒ 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [○○○○] ・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☒ 関連会社 ☐ 第三者 ・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 沖縄 太郎

賃貸人 氏名 琉球 次郎

住所 那覇市泉崎 1－2－3

事務所費充当状況申告票

議員名 沖縄 太郎

1. 事務所の状況

住所	那覇市〇〇〇〇
----	---------

(事務所の外観)

事務所外観の
全景写真を添付

(事務所の内観)

事務所内観の
写真を添付

(事務スペース、事務用備品等の事務所としての機能を有していることが確認できるもの)

2. 充当割合とその説明

充当割合	1/2
------	-----

充当割合の説明：

(議員の説明責任において、充当割合の説明を記入。)

例：当該事務所は、政務活動と後援会活動と兼用しており、各活動の割合が明確に区分できないため、1/2を充当割合とする。

(関係経費)

家賃(月額)	100,000 円
その他	礼金 50,000 円
	仲介手数料 80,000 円

(充当額)

家賃(月額)	50,000 円
その他	礼金 25,000 円
	仲介手数料 40,000 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員 沖縄 太郎

令和 2 年度 雇用職員申告票

議員名 沖縄 太郎

被雇用職員名	那覇 花子		
議員との関係	☐ 議員の親族(続柄:)	☒ 議員の親族外	
議員との生計	☐ 議員と生計同一	☒ 議員と生計別	

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名 那覇 花子

住所 那覇市泉崎 1－2－3

雇用者 沖縄県議会議員 沖縄 太郎

勤務の実態を証する提出書類

☒ 出勤簿 ☐ タイムカード ☐ その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

雇 用 契 約 書

氏 名 那 覇 花 子	生 年 月 日 昭 和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日
住 所 那 覇 市 泉 崎 1 - 2 - 3	電 話 番 号 0 9 0 - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 3 1 日
主な就業場所	那覇市○○○○ 沖縄県議会議員 沖縄太郎事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 9 時から午後 5 時まで（休憩時間 12 時～13 時）
休 日	土日祝日、年末年始、盆休（1 日）
給与（賃金）	月給 130,000 円 （時給 円）
給与支払日	毎月月末〆切 翌月 10 日支払
支払方法	直接払い 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 2 年 4 月 1 日

雇 用 者 氏 名 沖 縄 太 郎 印

被雇用者 氏 名 那 覇 花 子 印

※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

勤務実態申告票

【議員名 沖縄 太郎】

職務内容

区分		職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 等	15%
	研修に係るもの	・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等） 等	20%
	広聴広報に係るもの	・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ ホームページの管理 ・ 広報紙の配付 等	25%
	要請陳情等に係るもの	・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 等	15%
	会議に係るもの	・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	10%
	資料作成に係るもの	・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用するパネルの作成 等	5%
	事務所での庶務に係るもの	・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	5%
小計			95%
政務活動以外の活動に係る職務		・ 政党の会議準備や資料作成 ・ 後援会の名簿管理	5%

令和2年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 沖縄 太郎

被雇用者 那覇 花子

視察調査報告書

経費区分	調査研究費			
年 月 日	令和〇〇年 〇月9日（月）～〇月10日（火）			
場 所	〇〇県庁、△△県教育委員会、□□センター			
相 手 方	〇〇県〇〇部〇〇課長、△△県教育委員会△△課長、□□センター長			
目 的	本県が直面している重要課題について調査・研究を行う。			
日程概要	月日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	〇月9日(月)	13時	〇〇県庁	〇〇〇条例の制定経緯について
	〃	15時	△△県教育委員会	△△△問題について
	〇月10日(火)	9時	□□センター	□□への取組と課題について
※より具体的な内容を、下記の「視察調査の内容覧」に記入してください。				
内 容	・ 〇〇〇条例の制定経緯について・・・ ・ △△△問題について・・・ ・ □□□センターの活動と財政状況、主な課題について・・・			
成果及び所見	【成果及び所見】 〇〇〇県庁、△△△県教育委員会、及び□□□センターへ視察調査を行った結果、～など様々な課題等があることが分かったため、今回の調査結果を踏まえ、今後の政策提案に活用していきたい。			
備 考				

研修活動記録簿

日 時	令和〇〇年 〇月〇日 (〇) 〇時 ～ 〇時
会 場 名	〇〇〇ホテル (〇〇県〇〇市〇〇町)
研 修 名	『〇〇〇〇について』
目 的	〇〇〇の現状と今後の課題等について知識を深め、今後の政務調査活動に活かす。
研 修 内 容	【内容】 1 〇〇〇制度について [講師] 〇〇〇協会 〇〇〇〇氏 2 △△△問題 他について [講師] 〇〇〇事務所長 〇〇〇〇氏
成果及び所見	【成果及び所見】 〇〇〇制度については、新たな知識を得ることができた。△△△問題については、本県の県政課題とも重複しているところがあるため、大変参考になった。 今回の研修で受講した内容を、今後の政策提案に活用していきたい。
備 考	添付資料・・・・研修概要

広聴広報活動記録簿

年 月 日	令和〇〇年 〇月〇日 (〇)
場 所	〇〇〇公民館
対 象	〇〇市民 〇名
参 加 者	〇〇〇〇
目 的	県政報告 (〇〇について)
内容及び所見	【内容及び所見】 ・ 〇〇〇制度について ・ 地域での活動報告 等 について、〇〇市民に周知を行うとともに意見交換（聴取）を実施した。 その中で、市民からは×××や、・・・・・・という意見が多く寄せられた など・・・・ ※ 主にどういった意見があり、今後、政策提案等に反映させて行きたいかなどについて記入してください。
配付資料等	・ 議会報告書
備 考	

要請・陳情等活動記録簿

年 月 日	令和〇〇年 〇月〇日（月）			
要 請 先	関係省庁①及び関係省庁②			
対 応 者	関係省庁①〇〇〇大臣、関係省庁②〇〇〇副大臣			
参 加 者	〇〇〇国会議員、△△△大学教授、□□□協会代表者等			
要請等の趣旨	本県の厳しい財政状況を踏まえ、〇〇〇制度の拡充と△△△問題への新たな対策の実施に向け関係省庁へ要請を行うことで現状の改善を図る。			
日程・内容	月 日(曜日)	時 間	要請先等	内 容
	〇月〇日(月)	13時	関係省庁①	〇〇〇制度の要件緩和について
	〃	14時	関係省庁②	△△△対策の拡充について
【内容】 ※実施した要請・陳情等について、具体的な内容を記入してください。				
成果及び所見	【成果及び所見】			
	※要請・陳情等による成果や所見を記入してください。			
備 考				

会議活動記録簿

日 時	令和〇〇年 〇月〇日（〇） 〇時 ～ 〇時
場 所	〇〇〇公民館
対 象	〇〇市民 〇名
参 加 者	〇〇〇〇
目 的	〇〇定例会に向け、住民の県政に関する要望・意見を聴く。
内容及び所見	【内容及び所見】 ・ 〇〇〇対策について・・・・ ・ △△△問題について・・・・ ・ □□□制度について・・・・ 〇〇〇対策等について、参加住民から寄せられた意見、要望等を踏まえ、今後の政策提案に活用していきたい。
備 考	

経費区分を右肩に
記入すること。

経費区分（調査研究費）

領 収 書	
沖縄 太郎 様 下記の金額正に領収いたしました。 金 15, 000円 但し、〇月〇日宿泊代として 令和〇年〇月〇日	ホテル〇〇 〒〇〇〇－〇〇〇〇 福岡市〇〇〇丁目〇番〇号 代表取締役 〇〇〇〇 印 取扱者 印

- ・ 充当対象額：13, 100円（上限）
- ・ 充当割合：1／2（説明：政党議員との調整を含むため）
- ・ 充当額 6, 550円

※「充当割合」及び「割合の説明」を付記する。

領収書	
沖縄 太郎 様 ¥48, 000（税込） （クレジット支払 ¥48, 000含む）	
但し、旅客運賃料金として。 上記の金額正に領収致しました。 全日本空輸株式会社	印紙税申告 納付につき 〇〇承認済 端末番号:〇〇〇〇 発行日:〇〇－〇〇－〇〇 発行所:ANAオキナワコウクウ

※搭乗日や搭乗区間が記載されていない場合は、余白に記載すること。

- 〇月〇日－〇月〇日 搭乗
- ・ 搭乗区間：那覇－福岡間
 - ・ 充当割合：1／2（説明：政党議員との調整を含むため）
 - ・ 充当額 24, 000円

領 収 書	
沖縄 太郎 様 下記の金額正に領収いたしました。 金 22, 000円 但し、那覇－石垣間航空券代として 令和〇年〇月〇日	株式会社〇〇〇〇 〒〇〇〇－〇〇〇〇 那覇市〇〇〇丁目〇番〇号 代表取締役 〇〇〇〇 印 取扱者 取扱者サイン

- 〇月〇日 搭乗分
- ・ 〇〇における〇〇に係る現地調査
 - ・ 充当割合：10/10（説明：〇〇〇〇のため）

※宿泊を伴わない県内活動については、調査報告書及び活動記録簿の作成が不要のため、領収書余白に活動概要を記入すること。

経費区分を右肩に
記入すること。

経費区分（広聴広報費）

領 収 書	
沖縄 太郎 様 下記の金額正に領収いたしました。 金 21,000円 但し、〇〇公民館使用料（〇月〇日 〇時～〇時）として 令和〇年〇月〇日	〇〇市長 〇〇〇〇 〒〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号 印

- ・ 議会報告会 会場使用料
- ・ 充当割合：10／10（説明：〇〇〇〇のため）

※「充当割合」及び「割合
の説明」を記入。

領 収 書																									
沖縄 太郎 様 下記の金額正に領収いたしました。 金 216,000円 但し、広報紙印刷代として 令和〇年〇月〇日	株式会社〇〇印刷 〒〇〇〇－〇〇〇〇 那覇市〇〇〇丁目〇番〇号 代表取締役 〇〇〇〇 印																								
割 印 収入 印紙	取扱者 印																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">内 訳</th> <th style="width: 15%;">単 価</th> <th style="width: 15%;">部 数</th> <th style="width: 25%;">合 計 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会活動ニュースvol.3</td> <td>20</td> <td>10,000</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>税</td> <td> </td> <td> </td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td> </td> <td> </td> <td>216,000</td> </tr> </tbody> </table>		内 訳	単 価	部 数	合 計 金 額	議会活動ニュースvol.3	20	10,000	200,000									税			16,000	合計			216,000
内 訳	単 価	部 数	合 計 金 額																						
議会活動ニュースvol.3	20	10,000	200,000																						
税			16,000																						
合計			216,000																						

- ・ 充当割合：8／10（説明：政務活動以外の記事が含まれているため、紙面面積に応じて按分）
- ・ 充当金額：172,800円

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名 那覇 花子

住所 那覇市〇〇丁目〇番〇号

(令和〇〇年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
5月10日	150,000	15,000	3,000	132,000	印	按分 1 / 2
6月10日	150,000	15,000	3,000	132,000	印	按分 1 / 2
7月10日	150,000	15,000	3,000	132,000	印	按分 1 / 2
8月10日	150,000	15,000	3,000	132,000	印	按分 1 / 2
9月10日	150,000	15,000	3,000	132,000	印	按分 1 / 2
10月10日	150,000	15,000	3,000	132,000	印	按分 1 / 2
11月10日	150,000	15,000	3,000	132,000	印	按分 1 / 2
12月10日	150,000	15,000	3,000	132,000	印	按分 1 / 2
1月10日	150,000	15,000	3,000	132,000	印	按分 1 / 2
2月10日	150,000	15,000	3,000	132,000	印	按分 1 / 2
3月10日	150,000	15,000	3,000	132,000	印	按分 1 / 2
4月10日	150,000	15,000	3,000	132,000	印	按分 1 / 2
合計	1,800,000	180,000	36,000	1,584,000		

按分割合 : 1 / 2

充当額 : 900,000円

按分による支払がある場合は、備考欄又は余白等に①按分割合と②充当額を記入して下さい。

関係法令・資料編

- | | | |
|-----|---------------------------|------|
| (1) | 地方自治法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・ | 49 頁 |
| (2) | 沖縄県政務活動費の交付に関する条例 | 50 頁 |
| (3) | 沖縄県政務活動費の交付に関する規程 | 58 頁 |
| (4) | 沖縄県政務活動費収支報告書等閲覧要綱（抜粋） | 68 頁 |
| (5) | 沖縄県情報公開条例（抜粋）・・・・・・・・ | 69 頁 |
| (6) | 沖縄県政務活動費の交付に関する条例（逐条解説） | 70 頁 |
| (7) | 公職選挙法（抜粋）・・・・・・・・ | 93 頁 |
| (8) | 起点間距離早見表 | 95 頁 |

地方自治法（抜粋）

昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号

第 2 編 普通公共団体

第 6 章 議会

第 2 節 権限

（調査権・刊行物の送付・図書室の設置等）

第 100 条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。
- 16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

沖縄県政務活動費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 16 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、沖縄県議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、沖縄県議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 2 条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第 1 に、議員にあっては別表第 2 に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第 3 条 政務活動費は、会派及び議員の職にある者に対し交付する。

(会派に係る政務活動費)

第 4 条 会派に交付する政務活動費の額は、月額 100,000 円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員数は、月の初日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数による。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務活動費)

第 5 条 議員に交付する政務活動費の額は、月額 150,000 円とする。

2 前項の政務活動費は、基準日に在職する議員に対し交付するものとする。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第 6 条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該代表者は別に定める様式により会派結成届を沖縄県議会の議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定める様式により会派異動届を速やかに提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第 7 条 議長は、毎年、4 月 1 日現在における前条第 1 項の規定により届出のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、同月 10 日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度の中途において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなけれ

ばならない。

(政務活動費の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第9条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の15日(その日が沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、各四半期の中途において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の請求があったときは、当該月数分の政務活動費を速やかに交付するものとする。
- 3 各四半期の中途において、新たに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派又は当選議員に対し交付する。
- 4 各四半期の中途において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、その異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は、当月)分以降の政務活動費については、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、その下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、当該会派の代表者は、その上回る額を速やかに知事に返還しなければならない。
- 5 各四半期の中途において、会派が消滅(解散を含む。以下同じ。)したときは、当該会派の代表者は、消滅した日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は、当月)分以降の政務活動費を速やかに知事に返還しなければならない。
- 6 各四半期の中途において、議員が辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は、当月)分以降の政務活動費を速やかに知事に返還しなければならない。

(収支報告書)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、第1号様式又は第2号様式によりその交付を受けた年度終了の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、第1号様式により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、第2号様式により議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 4 前3項の収支報告書を提出するときは、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(証拠書類を徴することが困難であると認められる場合は、議長が別に定める書類。次条において「証拠書類の写し等」という。)を併せて提出しなければならない。

(電磁的記録又は電子情報処理組織を使用する方法による提出)

第10条の2 前条に規定する収支報告書及び証拠書類の写し等(以下「収支報告書等」という。)の提出については、書面の提出に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の提出又は電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計

算機と収支報告書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用する方法により行うことができる。この場合においては、書面により提出が行われたものとみなす。

- 2 前項の規定により収支報告書等の提出が電子情報処理組織を使用する方法により行われたときは、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

（政務活動費の返還）

第 11 条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出（第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第 12 条 第 10 条の規定により提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

第 13 条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委 任）

第 14 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 22 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 31 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 23 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の沖縄県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 9 月 18 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日条例第 4 号）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日（平成 25 年 3 月 1 日）から施行する。
- 2 改正後の沖縄県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に提出されている改正前の沖縄県政務調査費の交付に関する条例第 5 条の規定による会派の届出は、新条例第 6 条の規定により提出された会派の届出とみなす。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日条例第 26 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

経 費	内 容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第 2（第 2 条関係）

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動に係る必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

第 1 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

会派名

代表者名

年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第 10 条第 項に基づき、別紙のとおり 年度
政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

会 派 名

1 収 入 政務活動費 _____円

2 支 出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 _____円

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第 項に基づき、別紙のとおり 年度
政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

沖縄県議会議員

1 収入 政務活動費 _____円

2 支出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 _____円

沖縄県政務活動費の交付に関する規程

(平成13年議会告示第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県政務活動費の交付に関する条例（平成13年沖縄県条例第3号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第6条各項の規定による提出は、同条第1項の会派結成届又は会派異動届にあつては第1号様式又は第2号様式、同条第2項の会派解散届にあつては第3号様式によるものとする。

(会派及び議員の通知)

第3条 条例第7条各項の規定による通知は、第4号様式によるものとする。

(政務活動費の請求)

第4条 条例第9条第1項の規定による請求は、会派にあつては第5号様式、議員にあつては第6号様式によるものとする。

(支払証明書)

第5条 条例第10条第4項に規定する議長が別に定める書類は、支払証明書とし、会派にあつては第7号様式、議員にあつては第8号様式によるものとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第6条 議長は、第9号様式に、条例第10条の規定により提出された収支報告書等の写しを添付して知事に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第7条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類、支払証明書の写しその他関係書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第8条 条例第12条第2項の規定に基づく収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等の提出期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日（次条において「閲覧開始日」という。）からすることができる。

2 前項の閲覧は、議長が指定する場所及び時間内にしなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(インターネットの利用による公表)

第9条 議長は、条例第13条の規定の趣旨に基づき、閲覧開始日から起算して60日以内に、前条の収支報告書等を沖縄県議会のウェブサイトに掲載するものとする。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日議会告示第1号）

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日議会告示第1号）

この告示は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日議会告示第1号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

会 派 名

代 表 者

会 派 結 成 届

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

会 派 名

代 表 者

会 派 異 動 届

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動年月日
- 2 異 動 内 容

区 分	新	旧
会 派 の 名 称		
代表者の氏名		
政 務 活 動 費 経理責任者の 氏 名		
所 属 議 員 数		
異動のあった 所属議員氏名		

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

会 派 名

代 表 者

会 派 解 散 届

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県議会議長

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

- 1 会派について
別紙会派結成（異動、解散）届のとおり。
- 2 議員について
別紙議員名簿のとおり。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

会 派 名
代 表 者
会派職員
連 絡 先

年 度 政 務 活 動 費 請 求 書

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 _____ 円

ただし、 年 月分～ 年 月分（所属議員数 名）

下記口座に振替えてください。

金融機関名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

第6号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県議会議員

年度政務活動費請求書

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 _____ 円

ただし、 年 月分～ 年 月分

下記口座に振替えてください。

金融機関名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

第 7 号様式（第 5 条関係）

支 払 証 明 書

項 目	費		支払合計額	円
支払年月日	支払額（円）	支 払 先	内 容 等	備 考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

会 派 名

代表者名

- 注 1 按分による支払がある場合は、備考欄に支払総額及び按分の割合を記載すること。
- 2 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、備考欄に当該経費の総額を記載すること。

第 8 号様式（第 5 条関係）

支 払 証 明 書

項 目	費		支払合計額	円
支払年月日	支払額（円）	支 払 先	内 容 等	備 考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

沖縄県議会議員

- 注 1 按分による支払がある場合は、備考欄に支払総額及び按分の割合を記載すること。
- 2 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、備考欄に当該経費の総額を記載すること。

第9号様式（第6条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県議会議長

政務活動費収支報告書等(写)の送付について

沖縄県政務活動費の交付に関する規程第6条の規定により、
収支報告書等の写しを別添のとおり送付します。

年度政務活動費

沖縄県政務活動費収支報告書等閲覧要綱（抜粋）

平成13年3月28日議長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、沖縄県政務活動費の交付に関する規程（平成13年沖縄県議会告示第1号。以下「規程」という。）第8条第3項の規定に基づき、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（収支報告書等に不開示情報が記録されている場合の取扱い）

第2条 収支報告書等に記録されている情報に、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条の不開示情報がある場合は、当該不開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

（閲覧場所）

第3条 規程第8条第2項の議長が指定する場所（以下「閲覧場所」という。）は、沖縄県議会事務局総務課内とする。ただし、議長が必要があると認めるときは、他の場所に変更することができる。

（閲覧時間等）

第4条 規程第8条第2項の議長が指定する時間は、次項に掲げる日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

2 閲覧に供しない日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 6月23日（沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日）

3 議長は、収支報告書等の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前項の日以外の閲覧に供しない日を設け、又は第1項の閲覧に供する時間を変更することができる。

（閲覧手続）

第5条 収支報告書等を閲覧しようとする者は、閲覧場所において、収支報告書等閲覧者記録簿（別記様式）に閲覧年月日等所定の事項を記入しなければならない。

（閲覧者の遵守事項）

第6条 閲覧者は、閲覧に際しては、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 複写機、写真機、映写機及びこれらに類する機器類により収支報告書等を複写し、又は撮影などをしないこと。

(2) 他の閲覧者や事務局職員に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持ち込まないこと。

(3) 音読し、高笑し、又は不体裁な行為や他人の迷惑となる行為をしないこと。

(4) みだりに閲覧場所を離れないこと。

(5) 収支報告書等は、丁寧に取り扱い、き損、汚損又は加筆等を行わないこと。

(6) 収支報告書等は、閲覧場所以外の場所に持ち出さないこと。

(7) 閲覧した収支報告書等は、係員に返却すること。

(8) その他係員の指示に従うこと。

（閲覧の停止又は禁止）

第7条 議長は、閲覧者が沖縄県政務活動費の交付に関する条例（平成13年沖縄県条例第3号）、規程及びこの要綱の規定に違反したときは、収支報告書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県情報公開条例（抜粋）

平成13年10月23日条例第37号

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1） 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（4）～（7） 略

沖縄県政務活動費の 交付に関する条例 逐条解説

目 次

第1条	趣旨	71
第2条	政務活動費を充てることができる経費の範囲	73
第3条	政務活動費の交付対象	75
第4条	会派に係る政務活動費	76
第5条	議員に係る政務活動費	78
第6条	会派の届出	79
第7条	会派等の通知	80
第8条	政務活動費の交付決定	81
第9条	政務活動費の請求及び交付	82
第10条	収支報告書	85
第10条の2	電磁的記録又は電子情報処理組織を使用する 方法による提出	87
第11条	政務活動費の返還	88
第12条	収支報告書等の保存及び閲覧	89
第13条	透明性の確保	91
第14条	委任	92

令和7年4月

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、沖縄県議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、沖縄県議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

平成12年4月、地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定、自己責任の領域が拡大し、二元代表制の一翼を担う地方議会の役割や責任はますます重要なものとなった。

このような中、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、平成13年4月に地方自治法により政務調査費の交付制度が設けられた。

その後、平成24年9月に、対象となる活動の範囲を明確にし、名称を「政務活動費」に改めるとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとする等の地方自治法の一部改正（平成25年3月施行）が行われた。

本条は、これらの経緯を踏まえ、条例制定の趣旨を明らかにしたものである。

【解釈】

- 1 本条は、沖縄県議会議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として、沖縄県議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することを規定している。
- 2 政務活動費については、平成25年の地方自治法の一部改正以前は、政務調査費と称し、交付の名目も「調査研究に資するため」となっていたが、政務活動費と名称が改められ、交付の名目も「調査研究その他の活動に資するため」と改められた。
- 3 政務調査費においても「調査研究に資するため必要な経費」に対する支出を認めていたが、その範囲が必ずしも明確ではなかったため、政務活動費においては、調査研究に限定せず、「その他の活動」も交付対象となることを明示した。
- 4 「その他の活動」とは、政務調査費制度のもとにおいて政務調査活動とは認められなかった活動をいい、例えば、議員としての補助金の要請、陳情活動等のための旅費、交通費、あるいは議員として地域で行う市民相談、意見交換会や会派単位の会議に要する経費についても対象とすることができることとなった。
- 5 なお、会派、議員としての活動に含まれない政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動のための経費などは、当然交付の対象とすることはできない。また、本会議、委員会、全員協議会への出席、議員派遣等の議会活動についても、費用弁償の対象となることから、政務活動費の交付の対象とはならない。

【関係法令等】

(1) 地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項まで

【具体的展開】

- 1 政務活動費については、元来、地方自治法 232 条の 2 の規定に基づき、「県政調査研究費補助金」として、昭和 47 年 11 月に知事の定めた「県政調査研究費補助金交付要綱」を適用し、団体等に対する補助金的一种として知事の判断により交付されていた。このような補助金は多くの地方公共団体で支給されていたが、当該補助金については、各種団体に対する補助金と同様の恩恵的給付とも認識されやすく、そこに問題があるとの指摘がされてきた。
このような中で、平成 12 年 5 月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同法第 100 条第 13 項の規定に基づき、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、議会における会派または議員に対し政務調査費を交付することができることとされ、「政務調査費」の交付について地方自治法に根拠規定が置かれた。
- 2 地方自治法第 100 条第 14 項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定していることを受けて、本条例が制定されている。
- 3 令和 5 年 5 月の同法の改正に伴い、令和 7 年 3 月に本条例を一部改正し、収支報告書等を電磁的記録又は電子情報処理組織を使用する方法により提出することを可能とした。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

【趣旨】

本条は、政務活動費を充てることができる経費の範囲について規定したものである。

【解釈】

＜第1項＞

第1項は、政務活動の範囲を示すことにより、政務活動費の交付対象を明らかにしている。

「住民福祉の増進を図る」ことについては、地方自治法第1条の2第1項に、地方公共団体の役割の基本として規定されており、地方議会議員は、特別職の公務員であることから（地方公務員法第3条第3項第1号）、政務活動の基本理念として規定したものである。

「その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」とは、その前に規定する「県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動」を例示として、政務活動の範囲を示すものである。

なお、政務活動の内容・手法に規制はなく、各議員の裁量に委ねられるが、「会派及び議員が実施する」と規定されているとおり、会派及び議員が主体性を持って行う活動を対象としているものと解され、政務活動費は、そのような活動に対して交付するものである。

例えば、各委員会が行う視察調査に委員外議員として同行する政務活動について、政務活動費を充当することは可能であるが、あくまでも議員自身の主体的活動であることの対外的な説明責任を負うことを踏まえ、疑念を持たれないようにする必要がある。

＜第2項＞

第2項は、別表方式により、会派及び議員に対して交付される政務活動費の具体的経費区分を示しており、別表第1は、「会派の政務活動に要する経費に充てることができるもの」、別表第2は、「議員の政務活動に要する経費に充てることができるもの」として掲げ、政務活動費に充てることができる経費について明示している。

政務活動費は、議員が行う政務活動に直接必要な経費（実費）に充てることが原則である。（実費弁償の原則）

また、会派及び議員の活動は、議会活動、政務活動、政党活動、選挙活動等多岐にわたり、一つの活動が政務活動と同時に議員としての他の活動の側面を有する場合が多く、その際の経費は、それぞれの業務の割合に応じて、会派及

び議員の責任において、合理的理由により按分する必要がある。（按分による原則）

ところで、政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めることとされており、これまで規程で定められていた経費の範囲が、いわばその上位にある条例に格上げされて定めることとされたことから、条例の制定に関する議会の審議、あるいはその審議の過程における住民の監視等により、より透明性の確保が図られることとなった。

【関係法令等】

（１）地方自治法第 100 条第 14 項

【具体的展開】

平成 25 年の地方自治法の一部改正により、これまで条例で定めることとされていた政務調査費（改正後の政務活動費）の交付の対象、額及び交付の方法に加え、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」についても条例で定めることとなったことから、平成 25 年の一部条例改正により、本条が新たに追加されて規定された。

改正以前は、経費の範囲については、条例第 9 条において「別に定める使途基準」で定めることとされ、これを受け、規程第 5 条の別表第 1、第 2 として規定されていた。

なお、経費別具体例について定めた「政務活動費の手引」を作成しており、条例適合性判断の参考指標としているところである。

(政務活動費の交付対象)

第3条 政務活動費は、会派及び議員の職にある者に対し交付する。

【趣旨】

本条は、政務活動費の交付対象について規定したものである。

【解釈】

政務活動費は、現に存在する会派、現に議員の職にある者に対して交付することとしている。

ここでいう会派については、所属議員が1人の場合も同様に扱っている。(第1条参照)

政務活動費のモデルである国会における立法事務費が、一定の要件のもとで1人会派を認めていること、また、政務活動費（以前の政務調査費）が地方自治法に規定される前の県政調査研究費補助金においても1人会派を認めていたことから、所属議員が1人の場合も会派として認められるものと解する。

【関係法令等】

(1) 地方自治法第100条第14項

【具体的展開】

地方自治法232条の2の規定に基づいて交付されていた「県政調査研究費補助金」については、会派、議員といった区別はせず、各会派に対してのみの交付であった。

(会派に係る政務活動費)

第4条 会派に交付する政務活動費の額は、月額 100,000 円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員数は、月の初日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数による。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

【趣旨】

本条は、会派に係る政務活動費の交付額、基準日等について規定したものである。

【解釈】

<第1項>

第1項は、会派に交付する政務活動費の月額を定めている。1人当たりの月額を100,000円と規定しており、例えば、ある会派に所属する議員の数が10名の場合、100,000円に10を乗じて得た1,000,000円が当該会派に交付する政務活動費の月額となる。

<第2項>

第2項は、前項で定める所属議員数の定義を規定している。月の初日を基準日として定め、前項でいう所属議員数とは、基準日に現に所属している議員の数をいう。例えば、ある会派の10月1日時点における所属議員数が5名いるとした場合、当該会派の10月の所属議員数は5名となる。

<第3項>

第3項は、月の途中において、議員の任期満了等の事由が生じた場合の取り扱いについて規定している。

「任期満了」とは、一般選挙によって選出された議員が、その地位を有する期間（4年間）が終わることをいう。本県議会の任期満了日は6月24日である。

「辞職」とは、議員自ら辞表を議長に提出して許可された場合をいう。（会議規則第101条）

「失職」とは、議員が、法定事由に該当したため、法律上当然に、または法律の定める一定の手続を経て、その者の意思いかんにかかわらず、その職を失うことをいう。

「除名」とは、議会における懲罰の一つで、議員の身分を失わせる処分のことをいう。（地方自治法第135条）

「所属会派からの脱会若しくは除名」とは、現に所属している会派から自らの意思で抜けること、あるいは、所属議員としての資格を奪われることをいう。

「議会の解散」とは、議員全体に対し、その任期満了前に議員の資格を失わせることをいう。

第3項では、これらの事由が月の途中で生じたとしても、生じた日の属する月の政務活動費の交付については、何ら影響を受けないこととしている。例えば、ある会派の8月1日時点での所属議員数が8名いたとした場合、上記のいずれかの理由により8月15日に所属議員数が7名になったとしても、それはなかったものとし、8月における所属議員数は8名として扱うことと定めたものである。

また、月の途中で、2つの会派が合併し1つの会派となった場合や、会派が解散した場合についても、その事由が生じなかったものとして扱うものとしている。

<第4項>

第4項では、同一の議員について、2つ以上の会派に所属するものとして、重複支給を禁ずることを規定している。

【関係法令等】

(1) 地方自治法第100条第14項

【具体的展開】

平成13年4月～ 各会派への交付額は月額150,000円（議員へ100,000円）

平成17年4月～ 各会派への交付額は月額100,000円（議員へ150,000円）

※支給割合の改正理由

議員の活動は多岐にわたっており、議員個人の調査研究及び活動基盤等をさらに強化するため

(議員に係る政務活動費)

第5条 議員に交付する政務活動費の額は、月額 150,000 円とする。

2 前項の政務活動費は、基準日に在職する議員に対し交付するものとする。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

【趣旨】

本条は、議員に係る政務活動費の交付額、基準日等について規定したものである。

【解釈】

<第1項>

第1項は、議員1人あたりに交付する政務活動費の月額を 150,000 円と定めている。

<第2項>

第2項は、基準日（月の初日）に現に本県議会議員として在職している議員に対し、政務活動費を交付することを定めている。

<第3項>

第3項は、月の途中において、議員の任期満了等の事由が生じた場合の取り扱いについて規定しており、前条の会派における取り扱いと同様に、これらの事由が月の途中で生じたとしても、生じた日の属する月の政務活動費の交付については、何ら影響を受けないこととしている。月の途中で議員を辞職したとしても、交付する政務活動費は 150,000 円で変わりはない。

なお、任期満了等の定義については、第4条を参照。

【関係法令等】

(1) 地方自治法第100条第14項

【具体的展開】

平成13年4月～ 議員1人あたりの交付額は月額 100,000 円（会派 150,000 円）

平成17年4月～ 議員1人あたりの交付額は月額 150,000 円（会派 100,000 円）

※支給割合の改正理由

第4条参照

(会派の届出)

- 第6条** 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該代表者は、別に定める様式により会派結成届を沖縄県議会の議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定める様式により会派異動届を速やかに提出しなければならない。
- 2 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときや、その後に会派の解散等が生じたときの手続を規定したものである。

【解釈】

＜第1項＞

第1項においては、議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときの手続を定めている。その場合、まず代表者と政務活動費経理責任者を定めることとし、当該代表者は会派結成届（規程第2条で定める第1号様式）を議長に提出することを義務づけている。また、会派結成届を提出した後に、その内容に異動が生じたときには、会派異動届（規程第2条で定める第2号様式）を提出することとしている。「政務活動費経理責任者」とは、会派に対して政務活動費が交付された場合、会派として政務活動費を支出するにあたり、使途の適正さ、証拠書類の存在確認など、議長に収支報告書を提出するにあたって置くこととされている経理上の責任者をいう。なお、規程第7条において、「会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」と規定されている。

なお、会派結成届（第1号様式）においては、会派の名称、代表者の氏名、政務活動費経理責任者の氏名、所属議員数、所属議員氏名を記載することとなっている。

＜第2項＞

第2項は、会派を解散したときの手続について規定している。会派を解散したときは、その代表者は、解散した会派の名称、解散した年月日を記載した会派解散届（規程第2条で定める第3号様式）を議長に提出することとしている。

【関係法令等】

- (1) 地方自治法第100条第14項
- (2) 沖縄県政務活動費の交付に関する規程第2条

【具体的展開】

1人会派の場合、代表者は政務活動費経理責任者を兼ねることとなる。

(会派等の通知)

第7条 議長は、毎年、4月1日現在における前条第1項の規定により届出のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、同月10日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度の中途において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、会派等の通知について規定したものである。

【解釈】

＜第1項＞

第1項は、毎年、4月1日現在において、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員についての手続について定めている。

議長は、これらの会派及び議員については、毎年4月10日までに、規程第3条で定める様式（第4号様式）について知事に通知する必要がある。

＜第2項＞

第2項は、年度の中途において、会派結成届等が提出された際の手続について定めている。

議長は、年度の中途において、会派結成届、会派異動届、会派解散届が提出されたときや議員の異動が生じたときも、前項の場合と同様に、規程第3条で定める様式（第4号様式）を知事に通知する必要がある。

【関係法令等】

(1) 地方自治法第100条第14項

(2) 沖縄県政務活動費の交付に関する規程第3条

(政務活動費の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、政務活動費の交付決定及び通知について規定したものである。

【解釈】

前条に基づく議長から知事に対する会派等の通知を受けて、知事は、当該会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行うとともに、これについて、会派の代表者及び議員に通知を行う必要がある。

政務活動費の交付決定を行う者は「知事」とされているが、これは、地方自治法第149条第2項の規定に基づき、「予算を調製し、及びこれを執行すること」は、普通地方公共団体の長に専属しているためである。

【関係法令等】

(1) 地方自治法第100条第14項

(政務活動費の請求及び交付)

第9条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の15日（その日が沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、各四半期中間において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、当該月数分の政務活動費を速やかに交付するものとする。

3 各四半期中間において、新たに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が基準日の場合は、当月）分以降の政務活動費を当該会派又は当選議員に対し交付する。

4 各四半期中間において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日の場合は、当月）分以降の政務活動費については、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、その下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、当該会派の代表者は、その上回る額を速やかに知事に返還しなければならない。

5 各四半期中間において、会派が消滅（解散を含む。以下同じ。）したときは、当該会派の代表者は、消滅した日の属する月の翌月（その日が基準日の場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに知事に返還しなければならない。

6 各四半期中間において、議員が辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日の場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに知事に返還しなければならない。

【趣旨】

本条は、政務活動費の請求、交付の手続、各四半期中間に生じた新たな事由等に対する手続等について規定したものである。

【解釈】

＜第1項＞

第1項では、会派の代表者及び議員は、前条の規定により政務活動費の交付の決定通知を受けた後、毎四半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）の15日までに、規程第4条で定める第5号様式及び第6号様式により、当該四半期に属する月数分（3か月分）の政務活動費を請求することとしている。ただし、各四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求することとしている。本県の場合、議員の任期の満了日が6月24日とな

っていることから、任期満了日が属する四半期は第1四半期（4月から6月）となり、4月に請求する月数分は通常と同様に3か月分となる。

<第2項>

第2項は、前項において請求がなされた場合は、知事は速やかに当該月数分の政務活動費を交付することとしている。

<第3項>

第3項は、各四半期の途中で、新たに会派が結成されたとき、または補欠選挙によって議員が当選したときの政務活動費の交付のルールを定めている。

まず、各四半期の途中で新たに会派が結成されたときは、会派結成届が提出された日の属する月の翌月分以降の政務活動費を当該会派に交付する。例えば、4月25日に新たに会派結成届が提出された場合は、その翌月となる5月分以降の政務活動費を交付することとなる。

また、補欠選挙によって議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙の場合も同じ）は、任期開始の日の属する月の翌月分以降の政務活動費を当選議員へ交付する。例えば、11月に補欠選挙が実施され11月20日に当該議員の任期が開始された場合は、その翌月となる12月分以降の政務活動費を交付することとなる。

なお、上記において、会派結成届が提出された日、または任期開始の日がいずれも基準日（月の初日）に当たる場合は、当月分以降の政務活動費を交付することとしている。

「繰上補充」とは、当選人が確定したのちに、当選人の死亡などにより欠員が生じた場合に、改めて選挙を行わず次点者を当選人とすることをいう。

「再選挙」とは、選挙の結果、当選人がない、当選人が選挙すべき定数に達しない、当選人が死亡者である等の理由により、さらに選挙を行うことをいう。

<第4項>

第4項は、各四半期の途中で、会派の所属議員数に異動が生じた場合、既に交付している政務活動費の追加交付及び返還について規定している。

この場合、まず、既に交付した政務活動費の額が、異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、その下回る額を追加して交付することとしている。

例えば、ある会派に対し第1四半期分の政務活動費として900,000円を支給していたケースにおいて、4月中に当該会派に1名の議員が加入したことから、当該会派へ支給すべき第1四半期の政務活動費の額が1,100,000円となった場合、既に交付した政務活動費の額900,000円が、異動後の議員数に基づいて算出した政務活動費の額1,100,000円を下回るので、その下回る額200,000円を追加して交付することとなる。

一方、既に交付した政務活動費の額が、異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、その上回る額を速やかに知事に返還することとしている。

例えば、先のケースにおいて、4月中に当該会派から1名の議員が脱会したことから、当該会派へ支給すべき第1四半期の政務活動費の額が700,000円となった場合、既に交付した政務活動費の額900,000円が、異動後の議員数に基づいて

算出した政務活動費の額 700,000 円を上回るので、その上回る額 200,000 円を速やかに知事に返還する必要がある。

なお、異動が生じた日が基準日（月の初日）に当たる場合は、当月分以降の政務活動費について計算することとしている。

<第5項>

第5項は、各四半期の途中で会派が消滅（または解散）した場合、既に交付している政務活動費の返還について規定している。

各四半期の途中で、会派が消滅（または解散）した場合は、当該会派の代表者は、消滅（または解散）した日の属する月の翌月分以降の政務活動費を速やかに知事に返還する必要がある。例えば、4月中に会派が消滅（または解散）した場合は、5月分以降の政務活動費を返還しなければならない。

なお、会派が消滅した日が基準日（月の初日）に当たる場合は、当月分以降の政務活動費を返還することとしている。

<第6項>

第6項は、各四半期の途中で議員が辞職、失職等により議員でなくなった場合、既に交付している政務活動費の返還について規定している。

各四半期の途中で、議員が辞職、失職、死亡もしくは除名または議会の解散により議員でなくなった場合は、議員でなくなった日の属する月の翌月分以降の政務活動費を速やかに知事に返還する必要がある。例えば、7月中に議員でなくなった場合は、8月分以降の政務活動費を返還しなければならない。

なお、議員でなくなった日が基準日（月の初日）に当たる場合は、当月分以降の政務活動費を返還することとしている。

【関係法令等】

（1）地方自治法第100条第14項

（2）沖縄県政務活動費の交付に関する規程第4条

(収支報告書)

第 10 条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、第 1 号様式又は第 2 号様式によりその交付を受けた年度終了の日の翌日から起算して 30 日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、第 1 号様式により消滅した日の翌日から起算して 30 日以内に議長に提出しなければならない。

3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第 1 項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、第 2 号様式により議員でなくなった日の翌日から起算して 30 日以内に議長に提出しなければならない。

4 前 3 項の収支報告書を提出するときは、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（証拠書類を徴することが困難であると認められる場合は、議長が別に定める書類。次条において「証拠書類の写し等」という。）を併せて提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）及び証拠書類の写し等の提出について規定したものである。

【解釈】

＜第 1 項＞

第 1 項は、政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員における収支報告書の提出義務を定めている。

政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収支報告書（会派分については第 1 号様式、議員分については第 2 号様式）を、その交付を受けた年度終了の日の翌日から起算して 30 日以内に議長に提出することとしている。

収支報告書には、会派分、議員分ともに、1 収入額、2 支出額（第 2 条第 2 項で規定する別表第 1、第 2 の経費区分ごとの支出額及び主な支出の内訳）、3 残余额を記載しなければならない。

「その交付を受けた年度終了の日の翌日から起算して 30 日以内」とは、年度終了の日（3 月 31 日）の翌日（4 月 1 日）から起算して 30 日以内、つまり 4 月 30 日までということになる。

その日までに、前年度に交付を受けた政務活動費に係る収支報告書を議長に提出する必要がある。

＜第 2 項＞

第 2 項は、会派が消滅（または解散）した場合の収支報告書の提出義務について規定している。

会派が消滅（または解散）した場合は、第1項の規定にかかわらず、会派の代表者は、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、第1号様式により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出することとしている。

例えば、ある会派が11月15日に消滅（または解散）した場合、当該会派が消滅した日の属する月（この場合11月）までの収支報告書を、消滅した日の翌日（この場合11月16日）から起算して30日以内（この場合12月15日まで）に議長に提出することとなる。

<第3項>

第3項は、議員が任期満了等により議員でなくなった場合の収支報告書の提出義務について規定している。

議員が、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合は、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、第2号様式により、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出することとしている。

例えば、任期満了を迎える年度の収支報告書については、本県議会の場合、任期満了日が6月24日であることから、任期満了の日の属する月（6月）までの収支報告書を、議員でなくなった日の翌日（6月25日）から起算して30日以内（7月24日まで）に議長に提出することとなる。

<第4項>

第4項は、収支報告書の提出時に、政務活動費の支出に係る証拠書類の写し等の提出義務について規定している。

本項に現れる書類としては、①領収書の写し、②証拠書類の写し、③議長が別に定める書類（支払証明書（規程第5条））があるが、③は原本であることから、①から③までをまとめる表現として、「証拠書類の写し『等』」とした。

前3項の収支報告書を提出するときは、政務活動費による支出の証となる領収書、その他の証拠書類の写し（証拠書類を徴することが困難であると認められる場合は、規程第5条で定める支払証明書）を併せて提出する必要がある。支払証明書（会派分は第7号様式、議員分は第8号様式）には、経費項目、支払年月日、支払額、支払先、内容等について記載することとしている。

「証拠書類の写し」には、振込利用明細表やE T C利用明細表の写し、通帳引き落としの写しなどがあげられる。

【関係法令等】

- (1) 地方自治法第100条第14項
- (2) 沖縄県政務活動費の交付に関する規程第5条

【具体的展開】

提出期限の末日が休日等にあたる場合の取扱いについては、民法第142条（期間の満了）及び地方自治法第4条の2第4号（休日）の規定から、その翌日をもってその期限とみなす。

(電磁的記録又は電子情報処理組織を使用する方法による提出)

第 10 条の 2 前条に規定する収支報告書及び証拠書類の写し等（以下「収支報告書等」という。）の提出については、書面の提出に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出又は電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機と収支報告書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用する方法により行うことができる。この場合においては、書面により提出が行われたものとみなす。

2 前項の規定により収支報告書等の提出が電子情報処理組織を使用する方法により行われたときは、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

【趣旨】

本条は、収支報告書等を電磁的記録又は電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合について規定している。

【解釈】

<第 1 項>

第 1 項は、前条の規定により提出する収支報告書等を書面での提出に代えて電磁的記録又は電子情報処理組織を使用する方法により行うことが可能であることを規定している。

電磁的記録の提出とは、収支報告書等の電子データを保存した U S B メモリや C D - R 等の記録媒体を提出する方法、電子情報処理組織を使用する方法とは、電子メールに収支報告書等の電子データを添付して提出する方法があげられる。

なお、収支報告書等の提出義務を定めているのは前条であり、この項に基づく方法により提出が行われた場合は、前条の規定による書面の提出が行われたものとみなすこととしている。

<第 2 項>

第 2 項は、収支報告書等の提出が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合の到達時期について規定している。

前項の規定により電子メールにより提出が行われたときは、議長の補助機関である議会事務局総務課職員が使用するパソコンにデータが記録された時に議長に到達したものとみなすこととしている。

【関係法令等】

(1) 地方自治法第 100 条第 15 項

【具体的展開】

令和5年5月の地方自治法の一部改正により、政務活動費に係る収入及び支出の状況については、条例で定めるところにより、書面だけではなく電磁的記録をもって議長に報告することができることとされた（同法第100条第15項）。

これに対応するため、令和7年3月に本条例を一部改正し、本条を追加した。

(政務活動費の返還)

第 11 条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出（第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

【趣旨】

本条は、政務活動費に残余がある場合の返還命令について規定している。

【解釈】

政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、交付を受けた年度中に政務活動費の全額を支出する義務を有するものではない。支出の必要がなければ残額が生じることが十分に想定されるところであり、本条は、その場合における知事の返還命令について定めている。

会派または議員において、その年度で交付を受けた政務活動費の総額が、当該年度内に行った政務活動費による支出の総額を上回ったことから残余が生じた場合、知事は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができることとしている。

なお、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出については、第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出を指している。

ここでいう「第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出」とは、充当の対象となっている活動が、直接県政の課題及び県民意思を把握し、県政に反映させる活動に要する費用でなければならないし、住民福祉の増進を図るための活動に係る直接の経費でなければならない、またその経費が、第 2 条に定める経費区分（別表第 1、第 2）の範囲内で行われている必要がある。

そして、第 2 条に定める経費の範囲内に従って支出されたものかどうかについては、議長が支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（徴収することが困難な場合は議長が別に定める書類）などに基づきチェックを行うことになる。

当該チェックについては、本条例第 10 条において、収支報告書等は議長に提出することとなっており議長はそれを受理する義務があること、また同条例第 13 条において、議長は収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていること、併せて地方自治法第 104 条により、議長には議会の事務を統理する権限（事務統理権）が付与されていることから、議長が行うことができるものと解される。

この場合、会派や議員の主観的な意図を離れ、外形的に、県民目線からそれが政務活動に該当すると見えるかという視点から判断することになる。

【関係法令等】

(1) 地方自治法第 100 条第 14 項

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第 12 条 第 10 条の規定により提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

【趣旨】

本条は、収支報告書等の保存及び閲覧について規定したものである。

【解釈】

＜第 1 項＞

第 1 項は、第 10 条の規定により提出された収支報告書等の保存期間について規定している。

当該収支報告書等は、提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで、議長において保存する必要がある。「提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで」とは、例えば、令和 5 年度における収支報告書等については、その提出期間の末日である令和 6 年 4 月 30 日の翌日 5 月 1 日から起算して 5 年を経過する日、つまり令和 11 年 4 月 30 日まで保存しなければならないこととなる。

なお、収支報告書等の保存期間が「5 年間」とされていることについては、地方自治法第 236 条において、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、5 年間これを行わないときは、時効により消滅する。」と規定されており（いわゆる補助金返還請求権も同じ）、前条に規定する「政務活動費の返還」についても同様に解されることから、それと表裏一体の関係にある収支報告書等の保存期間についても「5 年間」とされているものと推認される。

ところで、本項における収支報告書等の保存義務に加えて、議会基本条例第 6 条において、会派及び議員は、政務活動費に充当した経費の使途を公開するなど、説明責任を果たすことが要請されているところである。

＜第 2 項＞

第 2 項は、収支報告書等の閲覧請求について規定している。

収支報告書等の閲覧については、平成 25 年 2 月以前までは、請求対象者を（１）沖縄県の区域内に住所を有する個人、（２）県の区域内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体に限られていたが、平成 25 年 3 月 1 日の一部改正により、「何人も」閲覧を請求することができることとなった。

保存及び閲覧の対象となる「収支報告書等」とは、収支報告書及び証拠書類の写し等をいう。

「証拠書類の写し等」とは、①領収書の写し、②証拠書類の写し及び③議長が別に定める書類（支払証明書（規程第 5 条））をいう（第 10 条第 4 項）。

「証拠書類の写し」の具体例については、第 10 条第 4 項の解釈部分を参照。

「何人も」とは、だれでもという意味であり、必ずしも日本国民でなくてもよい。

【関係法令等】

- (1) 地方自治法第 100 条第 14 項
- (2) 沖縄県政務活動費の交付に関する規程第 8 条
- (3) 沖縄県政務活動費収支報告書等閲覧要綱各項

【具体的展開】

沖縄県政務活動費の交付に関する規程第 8 条第 1 項において、「条例第 12 条第 2 項の規定に基づく収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等の提出期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日からすることができる。」とされ、同条第 3 項では「前 2 項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。」こととされている。

これを受け、「沖縄県政務活動費収支報告書等閲覧要綱」が制定され、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項が定められている。

【事務局の対応】

- (1) 政務活動費収支報告書を議長の指定する場所（現在は総務課内のキャビネット）に収支報告書を備える。
- (2) 閲覧希望者に収支報告書等閲覧者記録簿へ記入させる。
- (3) 閲覧者に遵守事項を遵守させる。

(透明性の確保)

第 13 条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、政務活動費の使途の透明性の確保について規定したものである。

【解釈】

会派の代表者及び議員から収支報告書等の提出を受けた議長は、第 2 条に定められている経費の範囲内に充当されているかの内容を審査（チェック）することとなるが、本条において、さらに「必要に応じて調査を行う」ことにより、「政務活動費の適正な運用を期す」こととしている。

「必要に応じて調査」とは、通常行っている収支報告書等のチェックのほか、提出義務とはなっていない視察調査に係る報告書、作成した広報誌、各種契約書等について随時提出を求めるなどして、証拠書類の写し等との突き合わせを行うなどの調査等を指している。

「適正な」とは、第 2 条に規定する会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等に要した経費が、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るための活動に合致していることをいい、「運用を期す」とは、それらの活動に充てられるよう強い決意を示すことを意味している。

「透明性の確保」のための具体的措置としては、時代の潮流を捉え、活動状況の公表、支出の根拠となった証拠書類（雇用契約書、賃貸借契約書、その他その実態を把握できる書類等）の写しの提出や、収支報告書等の議会HPでの公開等があげられる。

【関係法令等】

- (1) 地方自治法第 100 条第 16 項
- (2) 沖縄県政務活動費の交付に関する規程第 9 条

【具体的展開】

本条は、地方議会における政務活動費の使途について、住民からより厳しい監視の目が向けられるなど、使途の透明性の向上に向けての機運が高まったことなどもあり、平成 24 年 9 月、地方自治法の一部が改正され、同法第 100 条第 16 項として、新たに「議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとする。」との規定が追加された。

この追加規定において、透明性の確保については条例で定める事項とはされてはいないが、法律により議長は使途の透明性の確保に努めるものとされたことの意味合いは大きく、平成 25 年 3 月の一部条例改正により、本条が追加規定されるところである。

現在、議会HPにおいて、収支報告等一覧（会派及び議員別）、政務活動費の手引を掲載している。※平成 30 年度交付分から収支報告書等についても議会HPにおいて公開を開始した（令和元年 10 月 28 日）。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

【趣旨】

本条は、本条例の委任について規定している。

【解釈】

- 1 本条は、本条例に規定しているもの以外に、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定めることとしている。
- 2 本条例第 6 条各項、第 7 条各項、第 9 条第 1 項、第 10 条第 4 項、第 12 条第 2 項、第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、「沖縄県政務活動費の交付に関する規程」が制定されている。

【関係法令等】

- (1) 地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項まで

公職選挙法（抜粋）

昭和 25 年 4 月 15 日法律第 100 号

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第百九十九条の二 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗（きよう）応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第百九十九条の五第四項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。

2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りでない。

3 何人も、公職の候補者等に対して、当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対する寄附を勧誘し、又は要求する場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限りでない。

4 何人も、公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者に対して、これを勧誘し、又は要求してはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対する寄附を勧誘し、又は要求する場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限りでない。

（後援団体に関する寄附等の禁止）

第百九十九条の五 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに

類するものとしてされるもの及び第四項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。)をする場合は、この限りでない。

- 2 何人も、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行なう見学、旅行その他の行事において、第四項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域）内にある者に対し、饗（きよう）応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。
- 3 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、第百九十九条の二第一項の規定にかかわらず、次項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に係る後援団体（政治資金規正法第十九条第二項の規定による届出がされた政治団体を除く。）に対し、寄附をしてはならない。
- 4 この条において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。
 - 一 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間
 - 二 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日から当該通常選挙の期日までの間
 - 三 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日前九十日に当たる日（第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされた場合にあつては、任期満了の日前九十日に当たる日又は当該告示がなされた日の翌日のいずれか早い日）から当該選挙の期日までの間
 - 四 衆議院議員又は参議院議員の再選挙（統一対象再選挙を除く。）にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第三十三条の二第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間
 - 五 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第三十三条の二第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項から第五項までに規定する遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第三項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日）前九十日に当たる日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間
 - 六 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のうち任期満了による選挙以外の選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する最も遅い事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

起 点 間 距 離 早 見 表

目 次

	頁		頁
起点表（A、B等の地域区分）	97	28 名護市A	112
1 那覇市A	99	29 名護市B	113
2 那覇市B（首里地区）	99	30 名護市C	113
3 糸満市A	100	31 名護市D	114
4 糸満市B	100	32 名護市E	114
5 豊見城市	101	33 金武町	115
6 与那原町	101	34 宜野座村	115
7 南風原町	102	35 恩納村A	116
8 浦添市	102	36 恩納村B	116
9 南城市A（旧玉城村）	103	37 本部町	117
10 南城市B（旧知念村）	103	38 今帰仁村	117
11 南城市C（旧佐敷町）	104	39 東村A	118
12 南城市D（旧大里村）	104	40 東村B	118
13 八重瀬町A（旧東風平町）	105	41 大宜味村	119
14 八重瀬町B（旧具志頭村）	105	42 国頭村A	119
15 宜野湾市	106	43 国頭村B	120
16 沖縄市	106	44 国頭村C	120
17 西原町	107	45 国頭村D	121
18 中城村	107	46 久米島	121
19 北中城村	108	47 宮古島市A	122
20 北谷町	108	48 宮古島市B	122
21 嘉手納町	109	49 宮古島市C	122
22 読谷村	109	50 宮古島市D	122
23 うるま市A（旧具志川市）	110	51 石垣市A	122
24 うるま市B（旧石川市）	110	52 石垣市B	122
25 うるま市C（旧勝連町）	111	53 石垣市C	122
26 うるま市D	111		
27 うるま市E	112		

この起点間早見表は、沖縄県財務会計システム2004旅費管理システムを参考に作成しています。

なお、同一起点内については、各起点の最隣接起点までの往復距離の平均等を考慮の上、一律200円としています。

起 点 表

起点名	地 域
那覇市 A	那覇市 B（首里地区）地域以外の全地域
那覇市 B	首里地区
糸満市 A	糸満市 B 地域以外の全地域
糸満市 B	糸洲、伊原、宇江城、大度、喜屋武、米須、東里、福地、摩文仁、真栄平、真壁、南波平、山城
南城市 A	玉城字親慶原、玉城字垣花、玉城字仲村渠、玉城字百名、玉城字玉城、玉城字中山、玉城字奥武、玉城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富里、玉城字當山、玉城字屋嘉部、玉城字糸数、玉城字喜良原、玉城字船越、玉城字愛地、玉城字前川
南城市 B	知念字志喜屋、知念字山里、知念字具志堅、知念字知念、知念字吉富、知念字久手堅、知念字安座間、知念字知名、知念字海野、知念字久原
南城市 C	佐敷字津波古、佐敷字小谷、佐敷字新里、佐敷字兼久、佐敷字佐敷、佐敷字手登根、佐敷字伊原、佐敷字屋比久、佐敷字富祖崎、佐敷字仲伊保、佐敷字新開、つきしろ
南城市 D	大里字大里、大里字嶺井、大里字古堅、大里字仲間、大里字高平、大里字稲嶺、大里字大城
八重瀬町 A	伊覇、上田原、宜次、小城、東風平、志多伯、高良、当銘、友寄、富盛、外間、屋宜原、世名城
八重瀬町 B	安里、新城、大頓、具志頭、後原、仲座、長毛、玻名城、港川、与座
うるま市 A	赤野、赤道、安慶名、西原、上江洲、宇堅、江洲、栄野比、大田、兼箇段、川崎、川田、喜屋武、喜仲一丁目～四丁目、具志川、昆布、塩屋、州崎、平良川、高江洲、田場、天願、豊原、仲嶺、前原、みどり町一丁目～六丁目、宮里
うるま市 B	石川赤崎、石川赤崎一丁目～三丁目、石川東山一丁目～二丁目、石川東山本町一丁目～二丁目、石川曙一丁目～三丁目、石川一丁目～二丁目、石川、石川石崎一丁目～二丁目、石川伊波、石川嘉手苺、石川白浜一丁目～二丁目、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城
うるま市 C	勝連内間、勝連南風原、勝連平敷屋、勝連平安名
うるま市 D	与那城照間、与那城西原、与那城饒辺、与那城屋慶名、与那城、与那城安勢理、与那城中央
うるま市 E	与那城屋平、（平安座島）与那城平安座、与那城平宮、（宮城島）与那城池味、与那城上原、与那城桃原、与那城宮城、（伊計島）与那城伊計
名護市 A	旭川、安和、伊差川、内原、宇茂佐、勝山、我部祖河、許田、喜瀬、幸喜、古我知、呉我、数久田、名護、中山、為又、宮里、屋部、山之端、世富慶、東江、城、港、大南、大東、大西、大中、大北
名護市 B	稲嶺、親川、川上、源河、田井等、仲尾、仲尾次、振慶名、真喜屋
名護市 C	運天原、我部、済井田、屋我、饒平名
名護市 D	大浦、大川、久志、瀬嵩、豊原、二見、辺野古
名護市 E	安部、嘉陽、汀間、天仁屋、三原
恩納村 A	谷茶、仲泊、富着、前兼久、真栄田、山田
恩納村 B	安富祖、恩納、喜瀬武原、瀬良垣、名嘉真

起 点 表

起点名	地 域
東村 A	有銘、川田、慶佐次、平良
東村 B	高江、宮城
国頭村 A	伊地、宇良、奥間、鏡地、桃原、浜、半地、比地、辺土名、与那
国頭村 B	宇嘉、佐手、謝敷、辺野喜
国頭村 C	奥、宜名真、辺戸
国頭村 D	安田、安波、楚洲
宮古島 A	平良字狩俣、平良字島尻、平良字大浦、平良字西原、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字東仲宗根添、平良字西里、平良字下里、平良字松原、平良字久貝
宮古島 B	城辺字保良、城辺字新城、城辺字福里、城辺字比嘉、城辺字長間、城辺字西里添、城辺字友利、城辺字砂川、城辺字下里添
宮古島 C	下地字川満、下地字嘉手苧、下地字洲鎌、下地字上地、下地字与那覇
宮古島 D	上野字野原、上野字新里、上野字宮国、上野字上野
石垣島 A	新川、石垣、大川、大浜、白保、新栄町、登野城、浜崎町、平得、真栄里、宮良、美岬町
石垣島 B	川平、崎枝、桃里、名蔵、桴海
石垣島 C	伊原間、野底、平久保

起点間距離早見表

		出発地	1	那覇市A	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	－	－	－	200
2	那覇市 B (首里地区)	6.5	120	13.0	260
3	糸満市 A	11.4	220	22.8	440
4	糸満市 B	15.1	300	30.2	600
5	豊見城市	4.9	80	9.8	180
6	与那原町	9.0	180	18.0	360
7	南風原町	6.8	120	13.6	260
8	浦添市	7.9	140	15.8	300
9	南城市 A (旧玉城村)	13.7	260	27.4	540
10	南城市 B (旧知念村)	21.7	420	43.4	860
11	南城市 C (旧佐敷町)	14.9	280	29.8	580
12	南城市 D (旧大里村)	9.9	180	19.8	380
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	9.4	180	18.8	360
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	13.6	260	27.2	540
15	宜野湾市	12.4	240	24.8	480
16	沖縄市	22.6	440	45.2	900
17	西原町	11.9	220	23.8	460
18	中城村	18.0	360	36.0	720
19	北中城村	16.9	320	33.8	660
20	北谷町	16.6	320	33.2	660
21	嘉手納町	22.8	440	45.6	900
22	読谷村	30.7	600	61.4	1,220
23	うるま市 A (旧具志川市)	29.3	580	58.6	1,160
24	うるま市 B (旧石川市)	34.2	680	68.4	1,360
25	うるま市 C (旧勝連町)	35.1	700	70.2	1,400
26	うるま市 D	32.3	640	64.6	1,280
27	うるま市 E	41.7	820	83.4	1,660
28	名護市 A	66.6	1,320	133.2	2,660
29	名護市 B	72.3	1,440	144.6	2,880
30	名護市 C	79.0	1,580	158.0	3,160
31	名護市 D	65.4	1,300	130.8	2,600
32	名護市 E	78.1	1,560	156.2	3,120
33	金武町	46.6	920	93.2	1,860
34	宜野座村	53.2	1,060	106.4	2,120
35	恩納村 A	33.7	660	67.4	1,340
36	恩納村 B	47.3	940	94.6	1,880
37	本部町	80.1	1,600	160.2	3,200
38	今帰仁村	77.8	1,540	155.6	3,100
39	東村 A	90.3	1,800	180.6	3,600
40	東村 B	105.3	2,100	210.6	4,200
41	大宜味村	86.0	1,720	172.0	3,440
42	国頭村 A	94.1	1,880	188.2	3,760
43	国頭村 B	103.0	2,060	206.0	4,120
44	国頭村 C	114.4	2,280	228.8	4,560
45	国頭村 D	113.2	2,260	226.4	4,520

出発地		2	那覇市B		
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	6.5	120	13.0	260
2	那覇市 B (首里地区)	—	—	—	200
3	糸満市 A	14.1	280	28.2	560
4	糸満市 B	17.8	340	35.6	700
5	豊見城市	7.6	140	15.2	300
6	与那原町	7.3	140	14.6	280
7	南風原町	4.1	80	8.2	160
8	浦添市	5.8	100	11.6	220
9	南城市 A (旧玉城村)	13.8	260	27.6	540
10	南城市 B (旧知念村)	21.2	420	42.4	840
11	南城市 C (旧佐敷町)	13.2	260	26.4	520
12	南城市 D (旧大里村)	7.9	140	15.8	300
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	9.5	180	19.0	380
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	13.7	260	27.4	540
15	宜野湾市	12.3	240	24.6	480
16	沖縄市	21.5	420	43.0	860
17	西原町	5.4	100	10.8	200
18	中城村	11.5	220	23.0	460
19	北中城村	15.8	300	31.6	620
20	北谷町	16.5	320	33.0	660
21	嘉手納町	22.8	440	45.6	900
22	読谷村	30.7	600	61.4	1,220
23	うるま市 A (旧具志川市)	28.2	560	56.4	1,120
24	うるま市 B (旧石川市)	33.1	660	66.2	1,320
25	うるま市 C (旧勝連町)	34.0	680	68.0	1,360
26	うるま市 D	31.2	620	62.4	1,240
27	うるま市 E	40.6	800	81.2	1,620
28	名護市 A	66.6	1,320	133.2	2,660
29	名護市 B	72.3	1,440	144.6	2,880
30	名護市 C	79.0	1,580	158.0	3,160
31	名護市 D	64.3	1,280	128.6	2,560
32	名護市 E	77.0	1,540	154.0	3,080
33	金武町	45.5	900	91.0	1,820
34	宜野座村	52.1	1,040	104.2	2,080
35	恩納村 A	33.7	660	67.4	1,340
36	恩納村 B	47.3	940	94.6	1,880
37	本部町	80.1	1,600	160.2	3,200
38	今帰仁村	77.8	1,540	155.6	3,100
39	東村 A	90.3	1,800	180.6	3,600
40	東村 B	105.3	2,100	210.6	4,200
41	大宜味村	86.0	1,720	172.0	3,440
42	国頭村 A	94.1	1,880	188.2	3,760
43	国頭村 B	103.0	2,060	206.0	4,120
44	国頭村 C	114.4	2,280	228.8	4,560
45	国頭村 D	113.2	2,260	226.4	4,520

起点間距離早見表

		出発地	3	糸満市A	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	11.4	220	22.8	440
2	那覇市B (首里地区)	14.1	280	28.2	560
3	糸満市A	—	—	—	200
4	糸満市B	6.8	120	13.6	260
5	豊見城市	6.5	120	13.0	260
6	与那原町	14.3	280	28.6	560
7	南風原町	12.6	240	25.2	500
8	浦添市	19.2	380	38.4	760
9	南城市A (旧玉城村)	14.0	280	28.0	560
10	南城市B (旧知念村)	22.0	440	44.0	880
11	南城市C (旧佐敷町)	20.3	400	40.6	800
12	南城市D (旧大里村)	10.9	200	21.8	420
13	八重瀬町A (旧東風平町)	7.0	140	14.0	280
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	9.6	180	19.2	380
15	宜野湾市	23.6	460	47.2	940
16	沖縄市	33.8	660	67.6	1,340
17	西原町	17.3	340	34.6	680
18	中城村	23.4	460	46.8	920
19	北中城村	28.1	560	56.2	1,120
20	北谷町	27.8	540	55.6	1,100
21	嘉手納町	34.0	680	68.0	1,360
22	読谷村	41.9	820	83.8	1,660
23	うるま市A (旧具志川市)	39.3	780	78.6	1,560
24	うるま市B (旧石川市)	44.2	880	88.4	1,760
25	うるま市C (旧勝連町)	45.1	900	90.2	1,800
26	うるま市D	42.3	840	84.6	1,680
27	うるま市E	51.7	1,020	103.4	2,060
28	名護市A	77.8	1,540	155.6	3,100
29	名護市B	83.5	1,660	167.0	3,340
30	名護市C	90.2	1,800	180.4	3,600
31	名護市D	75.4	1,500	150.8	3,000
32	名護市E	88.1	1,760	176.2	3,520
33	金武町	56.6	1,120	113.2	2,260
34	宜野座村	63.2	1,260	126.4	2,520
35	恩納村A	44.9	880	89.8	1,780
36	恩納村B	58.5	1,160	117.0	2,340
37	本部町	91.3	1,820	182.6	3,640
38	今帰仁村	89.0	1,780	178.0	3,560
39	東村A	101.5	2,020	203.0	4,060
40	東村B	116.5	2,320	233.0	4,660
41	大宜味村	97.2	1,940	194.4	3,880
42	国頭村A	105.3	2,100	210.6	4,200
43	国頭村B	114.2	2,280	228.4	4,560
44	国頭村C	125.6	2,500	251.2	5,020
45	国頭村D	124.4	2,480	248.8	4,960

		出発地	4	糸満市B	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	15.1	300	30.2	600
2	那覇市B (首里地区)	17.8	340	35.6	700
3	糸満市A	6.8	120	13.6	260
4	糸満市B	—	—	—	200
5	豊見城市	10.2	200	20.4	400
6	与那原町	16.7	320	33.4	660
7	南風原町	15.0	300	30.0	600
8	浦添市	23.0	460	46.0	920
9	南城市A (旧玉城村)	10.9	200	21.8	420
10	南城市B (旧知念村)	18.9	360	37.8	740
11	南城市C (旧佐敷町)	19.0	380	38.0	760
12	南城市D (旧大里村)	13.3	260	26.6	520
13	八重瀬町A (旧東風平町)	9.4	180	18.8	360
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	6.5	120	13.0	260
15	宜野湾市	27.5	540	55.0	1,100
16	沖縄市	36.8	720	73.6	1,460
17	西原町	19.7	380	39.4	780
18	中城村	25.8	500	51.6	1,020
19	北中城村	31.1	620	62.2	1,240
20	北谷町	31.7	620	63.4	1,260
21	嘉手納町	37.9	740	75.8	1,500
22	読谷村	45.8	900	91.6	1,820
23	うるま市A (旧具志川市)	41.7	820	83.4	1,660
24	うるま市B (旧石川市)	46.6	920	93.2	1,860
25	うるま市C (旧勝連町)	47.5	940	95.0	1,900
26	うるま市D	44.7	880	89.4	1,780
27	うるま市E	54.1	1,080	108.2	2,160
28	名護市A	81.3	1,620	162.6	3,240
29	名護市B	87.0	1,740	174.0	3,480
30	名護市C	93.7	1,860	187.4	3,740
31	名護市D	77.8	1,540	155.6	3,100
32	名護市E	90.5	1,800	181.0	3,620
33	金武町	59.0	1,180	118.0	2,360
34	宜野座村	65.6	1,300	131.2	2,620
35	恩納村A	48.8	960	97.6	1,940
36	恩納村B	62.0	1,240	124.0	2,480
37	本部町	94.8	1,880	189.6	3,780
38	今帰仁村	92.5	1,840	185.0	3,700
39	東村A	105.0	2,100	210.0	4,200
40	東村B	120.0	2,400	240.0	4,800
41	大宜味村	100.7	2,000	201.4	4,020
42	国頭村A	108.8	2,160	217.6	4,340
43	国頭村B	117.7	2,340	235.4	4,700
44	国頭村C	129.1	2,580	258.2	5,160
45	国頭村D	127.9	2,540	255.8	5,100

起点間距離早見表

		出発地	5	豊見城市	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	4.9	80	9.8	180
2	那覇市 B (首里地区)	7.6	140	15.2	300
3	糸満市 A	6.5	120	13.0	260
4	糸満市 B	10.2	200	20.4	400
5	豊見城市	－	－	－	200
6	与那原町	9.1	180	18.2	360
7	南風原町	6.9	120	13.8	260
8	浦添市	12.8	240	25.6	500
9	南城市 A (旧玉城村)	13.2	260	26.4	520
10	南城市 B (旧知念村)	21.2	420	42.4	840
11	南城市 C (旧佐敷町)	15.0	300	30.0	600
12	南城市 D (旧大里村)	9.4	180	18.8	360
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	5.5	100	11.0	220
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	9.7	180	19.4	380
15	宜野湾市	17.3	340	34.6	680
16	沖縄市	27.5	540	55.0	1,100
17	西原町	12.1	240	24.2	480
18	中城村	18.2	360	36.4	720
19	北中城村	21.8	420	43.6	860
20	北谷町	21.5	420	43.0	860
21	嘉手納町	27.7	540	55.4	1,100
22	読谷村	35.6	700	71.2	1,420
23	うるま市 A (旧具志川市)	34.0	680	68.0	1,360
24	うるま市 B (旧石川市)	38.9	760	77.8	1,540
25	うるま市 C (旧勝連町)	39.8	780	79.6	1,580
26	うるま市 D	37.0	740	74.0	1,480
27	うるま市 E	46.4	920	92.8	1,840
28	名護市 A	71.5	1,420	143.0	2,860
29	名護市 B	77.2	1,540	154.4	3,080
30	名護市 C	83.9	1,660	167.8	3,340
31	名護市 D	70.1	1,400	140.2	2,800
32	名護市 E	82.8	1,640	165.6	3,300
33	金武町	51.3	1,020	102.6	2,040
34	宜野座村	57.9	1,140	115.8	2,300
35	恩納村 A	38.6	760	77.2	1,540
36	恩納村 B	52.2	1,040	104.4	2,080
37	本部町	85.0	1,700	170.0	3,400
38	今帰仁村	82.7	1,640	165.4	3,300
39	東村 A	95.2	1,900	190.4	3,800
40	東村 B	110.2	2,200	220.4	4,400
41	大宜味村	90.9	1,800	181.8	3,620
42	国頭村 A	99.0	1,980	198.0	3,960
43	国頭村 B	107.9	2,140	215.8	4,300
44	国頭村 C	119.3	2,380	238.6	4,760
45	国頭村 D	118.1	2,360	236.2	4,720

		出発地	6	与那原町	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	9.0	180	18.0	360
2	那覇市 B (首里地区)	7.3	140	14.6	280
3	糸満市 A	14.3	280	28.6	560
4	糸満市 B	16.7	320	33.4	660
5	豊見城市	9.1	180	18.2	360
6	与那原町	—	—	—	200
7	南風原町	3.7	60	7.4	140
8	浦添市	9.3	180	18.6	360
9	南城市 A (旧玉城村)	9.6	180	19.2	380
10	南城市 B (旧知念村)	14.7	280	29.4	580
11	南城市 C (旧佐敷町)	6.1	120	12.2	240
12	南城市 D (旧大里村)	3.4	60	6.8	120
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	7.3	140	14.6	280
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	11.5	220	23.0	460
15	宜野湾市	14.0	280	28.0	560
16	沖縄市	20.1	400	40.2	800
17	西原町	3.0	60	6.0	120
18	中城村	9.1	180	18.2	360
19	北中城村	14.4	280	28.8	560
20	北谷町	18.2	360	36.4	720
21	嘉手納町	24.4	480	48.8	960
22	読谷村	32.3	640	64.6	1,280
23	うるま市 A (旧具志川市)	25.9	500	51.8	1,020
24	うるま市 B (旧石川市)	30.8	600	61.6	1,220
25	うるま市 C (旧勝連町)	31.7	620	63.4	1,260
26	うるま市 D	28.9	560	57.8	1,140
27	うるま市 E	38.3	760	76.6	1,520
28	名護市 A	65.5	1,300	131.0	2,620
29	名護市 B	71.2	1,420	142.4	2,840
30	名護市 C	77.9	1,540	155.8	3,100
31	名護市 D	62.0	1,240	124.0	2,480
32	名護市 E	74.7	1,480	149.4	2,980
33	金武町	43.2	860	86.4	1,720
34	宜野座村	49.8	980	99.6	1,980
35	恩納村 A	34.3	680	68.6	1,360
36	恩納村 B	46.2	920	92.4	1,840
37	本部町	79.0	1,580	158.0	3,160
38	今帰仁村	76.7	1,520	153.4	3,060
39	東村 A	89.2	1,780	178.4	3,560
40	東村 B	104.2	2,080	208.4	4,160
41	大宜味村	84.9	1,680	169.8	3,380
42	国頭村 A	93.0	1,860	186.0	3,720
43	国頭村 B	101.9	2,020	203.8	4,060
44	国頭村 C	113.3	2,260	226.6	4,520
45	国頭村 D	112.1	2,240	224.2	4,480

起点間距離早見表

		出発地	7	南風原町	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	6.8	120	13.6	260
2	那覇市 B (首里地区)	4.1	80	8.2	160
3	糸満市 A	12.6	240	25.2	500
4	糸満市 B	15.0	300	30.0	600
5	豊見城市	6.9	120	13.8	260
6	与那原町	3.7	60	7.4	140
7	南風原町	—	—	—	200
8	浦添市	9.9	180	19.8	380
9	南城市 A (旧玉城村)	10.0	200	20.0	400
10	南城市 B (旧知念村)	17.6	340	35.2	700
11	南城市 C (旧佐敷町)	9.6	180	19.2	380
12	南城市 D (旧大里村)	3.8	60	7.6	140
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	5.6	100	11.2	220
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	9.8	180	19.6	380
15	宜野湾市	16.4	320	32.8	640
16	沖縄市	23.8	460	47.6	940
17	西原町	6.7	120	13.4	260
18	中城村	12.8	240	25.6	500
19	北中城村	18.1	360	36.2	720
20	北谷町	20.6	400	41.2	820
21	嘉手納町	26.9	520	53.8	1,060
22	読谷村	34.8	680	69.6	1,380
23	うるま市 A (旧具志川市)	28.6	560	57.2	1,140
24	うるま市 B (旧石川市)	33.5	660	67.0	1,340
25	うるま市 C (旧勝連町)	34.4	680	68.8	1,360
26	うるま市 D	31.6	620	63.2	1,260
27	うるま市 E	41.0	820	82.0	1,640
28	名護市 A	68.2	1,360	136.4	2,720
29	名護市 B	73.9	1,460	147.8	2,940
30	名護市 C	80.6	1,600	161.2	3,220
31	名護市 D	64.7	1,280	129.4	2,580
32	名護市 E	77.4	1,540	154.8	3,080
33	金武町	45.9	900	91.8	1,820
34	宜野座村	52.5	1,040	105.0	2,100
35	恩納村 A	37.0	740	74.0	1,480
36	恩納村 B	48.9	960	97.8	1,940
37	本部町	81.7	1,620	163.4	3,260
38	今帰仁村	79.4	1,580	158.8	3,160
39	東村 A	91.9	1,820	183.8	3,660
40	東村 B	106.9	2,120	213.8	4,260
41	大宜味村	87.6	1,740	175.2	3,500
42	国頭村 A	95.7	1,900	191.4	3,820
43	国頭村 B	104.6	2,080	209.2	4,180
44	国頭村 C	116.0	2,320	232.0	4,640
45	国頭村 D	114.8	2,280	229.6	4,580

出発地		8	浦添市		
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	7.9	140	15.8	300
2	那覇市 B (首里地区)	5.8	100	11.6	220
3	糸満市 A	19.2	380	38.4	760
4	糸満市 B	23.0	460	46.0	920
5	豊見城市	12.8	240	25.6	500
6	与那原町	9.3	180	18.6	360
7	南風原町	9.9	180	19.8	380
8	浦添市	—	—	—	200
9	南城市 A (旧玉城村)	18.9	360	37.8	740
10	南城市 B (旧知念村)	24.0	480	48.0	960
11	南城市 C (旧佐敷町)	15.4	300	30.8	600
12	南城市 D (旧大里村)	12.7	240	25.4	500
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	15.3	300	30.6	600
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	19.5	380	39.0	780
15	宜野湾市	6.5	120	13.0	260
16	沖縄市	16.8	320	33.6	660
17	西原町	6.3	120	12.6	240
18	中城村	12.4	240	24.8	480
19	北中城村	11.1	220	22.2	440
20	北谷町	10.7	200	21.4	420
21	嘉手納町	17.0	340	34.0	680
22	読谷村	24.9	480	49.8	980
23	うるま市 A (旧具志川市)	23.5	460	47.0	940
24	うるま市 B (旧石川市)	28.4	560	56.8	1,120
25	うるま市 C (旧勝連町)	29.3	580	58.6	1,160
26	うるま市 D	26.5	520	53.0	1,060
27	うるま市 E	35.9	700	71.8	1,420
28	名護市 A	60.8	1,200	121.6	2,420
29	名護市 B	66.5	1,320	133.0	2,660
30	名護市 C	73.2	1,460	146.4	2,920
31	名護市 D	59.6	1,180	119.2	2,380
32	名護市 E	72.3	1,440	144.6	2,880
33	金武町	40.8	800	81.6	1,620
34	宜野座村	47.4	940	94.8	1,880
35	恩納村 A	27.9	540	55.8	1,100
36	恩納村 B	41.5	820	83.0	1,660
37	本部町	74.3	1,480	148.6	2,960
38	今帰仁村	72.0	1,440	144.0	2,880
39	東村 A	84.5	1,680	169.0	3,380
40	東村 B	99.5	1,980	199.0	3,980
41	大宜味村	80.2	1,600	160.4	3,200
42	国頭村 A	88.3	1,760	176.6	3,520
43	国頭村 B	97.2	1,940	194.4	3,880
44	国頭村 C	108.6	2,160	217.2	4,340
45	国頭村 D	107.4	2,140	214.8	4,280

起点間距離早見表

		出発地	9	南城市A	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	13.7	260	27.4	540
2	那覇市 B (首里地区)	13.8	260	27.6	540
3	糸満市 A	14.0	280	28.0	560
4	糸満市 B	10.9	200	21.8	420
5	豊見城市	13.2	260	26.4	520
6	与那原町	9.6	180	19.2	380
7	南風原町	10.0	200	20.0	400
8	浦添市	18.9	360	37.8	740
9	南城市 A (旧玉城村)	—	—	—	200
10	南城市 B (旧知念村)	8.0	160	16.0	320
11	南城市 C (旧佐敷町)	8.1	160	16.2	320
12	南城市 D (旧大里村)	6.2	120	12.4	240
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	7.7	140	15.4	300
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	4.4	80	8.8	160
15	宜野湾市	23.6	460	47.2	940
16	沖縄市	29.7	580	59.4	1,180
17	西原町	12.6	240	25.2	500
18	中城村	18.7	360	37.4	740
19	北中城村	24.0	480	48.0	960
20	北谷町	27.8	540	55.6	1,100
21	嘉手納町	34.0	680	68.0	1,360
22	読谷村	41.9	820	83.8	1,660
23	うるま市 A (旧具志川市)	34.6	680	69.2	1,380
24	うるま市 B (旧石川市)	39.5	780	79.0	1,580
25	うるま市 C (旧勝連町)	40.4	800	80.8	1,600
26	うるま市 D	37.6	740	75.2	1,500
27	うるま市 E	47.0	940	94.0	1,880
28	名護市 A	74.2	1,480	148.4	2,960
29	名護市 B	79.9	1,580	159.8	3,180
30	名護市 C	86.6	1,720	173.2	3,460
31	名護市 D	70.7	1,400	141.4	2,820
32	名護市 E	83.4	1,660	166.8	3,320
33	金武町	51.9	1,020	103.8	2,060
34	宜野座村	58.5	1,160	117.0	2,340
35	恩納村 A	43.0	860	86.0	1,720
36	恩納村 B	54.9	1,080	109.8	2,180
37	本部町	87.7	1,740	175.4	3,500
38	今帰仁村	85.4	1,700	170.8	3,400
39	東村 A	97.9	1,940	195.8	3,900
40	東村 B	112.9	2,240	225.8	4,500
41	大宜味村	93.6	1,860	187.2	3,740
42	国頭村 A	101.7	2,020	203.4	4,060
43	国頭村 B	110.6	2,200	221.2	4,420
44	国頭村 C	122.0	2,440	244.0	4,880
45	国頭村 D	120.8	2,400	241.6	4,820

		出発地	10	南城市B	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	21. 7	420	43. 4	860
2	那覇市 B (首里地区)	21. 2	420	42. 4	840
3	糸満市 A	22. 0	440	44. 0	880
4	糸満市 B	18. 9	360	37. 8	740
5	豊見城市	21. 2	420	42. 4	840
6	与那原町	14. 7	280	29. 4	580
7	南風原町	17. 6	340	35. 2	700
8	浦添市	24. 0	480	48. 0	960
9	南城市 A (旧玉城村)	8. 0	160	16. 0	320
10	南城市 B (旧知念村)	—	—	—	200
11	南城市 C (旧佐敷町)	8. 6	160	17. 2	340
12	南城市 D (旧大里村)	14. 2	280	28. 4	560
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	15. 7	300	31. 4	620
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	12. 4	240	24. 8	480
15	宜野湾市	28. 7	560	57. 4	1, 140
16	沖縄市	34. 6	680	69. 2	1, 380
17	西原町	17. 7	340	35. 4	700
18	中城村	23. 8	460	47. 6	940
19	北中城村	29. 1	580	58. 2	1, 160
20	北谷町	32. 9	640	65. 8	1, 300
21	嘉手納町	39. 1	780	78. 2	1, 560
22	読谷村	47. 0	940	94. 0	1, 880
23	うるま市 A (旧具志川市)	38. 8	760	77. 6	1, 540
24	うるま市 B (旧石川市)	43. 7	860	87. 4	1, 740
25	うるま市 C (旧勝連町)	44. 6	880	89. 2	1, 780
26	うるま市 D	41. 8	820	83. 6	1, 660
27	うるま市 E	51. 2	1, 020	102. 4	2, 040
28	名護市 A	78. 4	1, 560	156. 8	3, 120
29	名護市 B	84. 1	1, 680	168. 2	3, 360
30	名護市 C	90. 8	1, 800	181. 6	3, 620
31	名護市 D	74. 9	1, 480	149. 8	2, 980
32	名護市 E	87. 6	1, 740	175. 2	3, 500
33	金武町	56. 1	1, 120	112. 2	2, 240
34	宜野座村	62. 7	1, 240	125. 4	2, 500
35	恩納村 A	47. 2	940	94. 4	1, 880
36	恩納村 B	59. 1	1, 180	118. 2	2, 360
37	本部町	91. 9	1, 820	183. 8	3, 660
38	今帰仁村	89. 6	1, 780	179. 2	3, 580
39	東村 A	102. 1	2, 040	204. 2	4, 080
40	東村 B	117. 1	2, 340	234. 2	4, 680
41	大宜味村	97. 8	1, 940	195. 6	3, 900
42	国頭村 A	105. 9	2, 100	211. 8	4, 220
43	国頭村 B	114. 8	2, 280	229. 6	4, 580
44	国頭村 C	126. 2	2, 520	252. 4	5, 040
45	国頭村 D	125. 0	2, 500	250. 0	5, 000

起点間距離早見表

		出発地	11	南城市C	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	14.9	280	29.8	580
2	那覇市B (首里地区)	13.2	260	26.4	520
3	糸満市A	20.3	400	40.6	800
4	糸満市B	19.0	380	38.0	760
5	豊見城市	15.0	300	30.0	600
6	与那原町	6.1	120	12.2	240
7	南風原町	9.6	180	19.2	380
8	浦添市	15.4	300	30.8	600
9	南城市A (旧玉城村)	8.1	160	16.2	320
10	南城市B (旧知念村)	8.6	160	17.2	340
11	南城市C (旧佐敷町)	-	-	-	200
12	南城市D (旧大里村)	9.4	180	18.8	360
13	八重瀬町A (旧東風平町)	13.3	260	26.6	520
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	12.5	240	25.0	500
15	宜野湾市	20.1	400	40.2	800
16	沖縄市	26.2	520	52.4	1,040
17	西原町	9.1	180	18.2	360
18	中城村	15.2	300	30.4	600
19	北中城村	20.5	400	41.0	820
20	北谷町	24.3	480	48.6	960
21	嘉手納町	30.5	600	61.0	1,220
22	読谷村	38.4	760	76.8	1,520
23	うるま市A (旧具志川市)	30.8	600	61.6	1,220
24	うるま市B (旧石川市)	35.7	700	71.4	1,420
25	うるま市C (旧勝連町)	36.6	720	73.2	1,460
26	うるま市D	33.8	660	67.6	1,340
27	うるま市E	43.2	860	86.4	1,720
28	名護市A	70.4	1,400	140.8	2,800
29	名護市B	76.1	1,520	152.2	3,040
30	名護市C	82.8	1,640	165.6	3,300
31	名護市D	66.9	1,320	133.8	2,660
32	名護市E	79.6	1,580	159.2	3,180
33	金武町	48.1	960	96.2	1,920
34	宜野座村	54.7	1,080	109.4	2,180
35	恩納村A	39.2	780	78.4	1,560
36	恩納村B	51.1	1,020	102.2	2,040
37	本部町	83.9	1,660	167.8	3,340
38	今帰仁村	81.6	1,620	163.2	3,260
39	東村A	94.1	1,880	188.2	3,760
40	東村B	109.1	2,180	218.2	4,360
41	大宜味村	89.8	1,780	179.6	3,580
42	国頭村A	97.9	1,940	195.8	3,900
43	国頭村B	106.8	2,120	213.6	4,260
44	国頭村C	118.2	2,360	236.4	4,720
45	国頭村D	117.0	2,340	234.0	4,680

		出発地	12	南城市D	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	9.9	180	19.8	380
2	那覇市B (首里地区)	7.9	140	15.8	300
3	糸満市A	10.9	200	21.8	420
4	糸満市B	13.3	260	26.6	520
5	豊見城市	9.4	180	18.8	360
6	与那原町	3.4	60	6.8	120
7	南風原町	3.8	60	7.6	140
8	浦添市	12.7	240	25.4	500
9	南城市A (旧玉城村)	6.2	120	12.4	240
10	南城市B (旧知念村)	14.2	280	28.4	560
11	南城市C (旧佐敷町)	9.4	180	18.8	360
12	南城市D (旧大里村)	-	-	-	200
13	八重瀬町A (旧東風平町)	3.9	60	7.8	140
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	8.1	160	16.2	320
15	宜野湾市	17.4	340	34.8	680
16	沖縄市	23.5	460	47.0	940
17	西原町	6.4	120	12.8	240
18	中城村	12.5	240	25.0	500
19	北中城村	17.8	340	35.6	700
20	北谷町	21.6	420	43.2	860
21	嘉手納町	27.8	540	55.6	1,100
22	読谷村	35.7	700	71.4	1,420
23	うるま市A (旧具志川市)	28.4	560	56.8	1,120
24	うるま市B (旧石川市)	33.3	660	66.6	1,320
25	うるま市C (旧勝連町)	34.2	680	68.4	1,360
26	うるま市D	31.4	620	62.8	1,240
27	うるま市E	40.8	800	81.6	1,620
28	名護市A	68.0	1,360	136.0	2,720
29	名護市B	73.7	1,460	147.4	2,940
30	名護市C	80.4	1,600	160.8	3,200
31	名護市D	64.5	1,280	129.0	2,580
32	名護市E	77.2	1,540	154.4	3,080
33	金武町	45.7	900	91.4	1,820
34	宜野座村	52.3	1,040	104.6	2,080
35	恩納村A	36.8	720	73.6	1,460
36	恩納村B	48.7	960	97.4	1,940
37	本部町	81.5	1,620	163.0	3,260
38	今帰仁村	79.2	1,580	158.4	3,160
39	東村A	91.7	1,820	183.4	3,660
40	東村B	106.7	2,120	213.4	4,260
41	大宜味村	87.4	1,740	174.8	3,480
42	国頭村A	95.5	1,900	191.0	3,820
43	国頭村B	104.4	2,080	208.8	4,160
44	国頭村C	115.8	2,300	231.6	4,620
45	国頭村D	114.6	2,280	229.2	4,580

起点間距離早見表

		出発地	13	八重瀬町A	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	9.4	180	18.8	360
2	那覇市 B (首里地区)	9.5	180	19.0	380
3	糸満市 A	7.0	140	14.0	280
4	糸満市 B	9.4	180	18.8	360
5	豊見城市	5.5	100	11.0	220
6	与那原町	7.3	140	14.6	280
7	南風原町	5.6	100	11.2	220
8	浦添市	15.3	300	30.6	600
9	南城市 A (旧玉城村)	7.7	140	15.4	300
10	南城市 B (旧知念村)	15.7	300	31.4	620
11	南城市 C (旧佐敷町)	13.3	260	26.6	520
12	南城市 D (旧大里村)	3.9	60	7.8	140
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	－	－	－	200
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	4.2	80	8.4	160
15	宜野湾市	21.3	420	42.6	840
16	沖縄市	27.4	540	54.8	1,080
17	西原町	10.3	200	20.6	400
18	中城村	16.4	320	32.8	640
19	北中城村	21.7	420	43.4	860
20	北谷町	25.5	500	51.0	1,020
21	嘉手納町	31.7	620	63.4	1,260
22	読谷村	39.6	780	79.2	1,580
23	うるま市 A (旧具志川市)	32.3	640	64.6	1,280
24	うるま市 B (旧石川市)	37.2	740	74.4	1,480
25	うるま市 C (旧勝連町)	38.1	760	76.2	1,520
26	うるま市 D	35.3	700	70.6	1,400
27	うるま市 E	44.7	880	89.4	1,780
28	名護市 A	71.9	1,420	143.8	2,860
29	名護市 B	77.6	1,540	155.2	3,100
30	名護市 C	84.3	1,680	168.6	3,360
31	名護市 D	68.4	1,360	136.8	2,720
32	名護市 E	81.1	1,620	162.2	3,240
33	金武町	49.6	980	99.2	1,980
34	宜野座村	56.2	1,120	112.4	2,240
35	恩納村 A	40.7	800	81.4	1,620
36	恩納村 B	52.6	1,040	105.2	2,100
37	本部町	85.4	1,700	170.8	3,400
38	今帰仁村	83.1	1,660	166.2	3,320
39	東村 A	95.6	1,900	191.2	3,820
40	東村 B	110.6	2,200	221.2	4,420
41	大宜味村	91.3	1,820	182.6	3,640
42	国頭村 A	99.4	1,980	198.8	3,960
43	国頭村 B	108.3	2,160	216.6	4,320
44	国頭村 C	119.7	2,380	239.4	4,780
45	国頭村 D	118.5	2,360	237.0	4,740

		出発地	14	八重瀬町B	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	13.6	260	27.2	540
2	那覇市 B (首里地区)	13.7	260	27.4	540
3	糸満市 A	9.6	180	19.2	380
4	糸満市 B	6.5	120	13.0	260
5	豊見城市	9.7	180	19.4	380
6	与那原町	11.5	220	23.0	460
7	南風原町	9.8	180	19.6	380
8	浦添市	19.5	380	39.0	780
9	南城市 A (旧玉城村)	4.4	80	8.8	160
10	南城市 B (旧知念村)	12.4	240	24.8	480
11	南城市 C (旧佐敷町)	12.5	240	25.0	500
12	南城市 D (旧大里村)	8.1	160	16.2	320
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	4.2	80	8.4	160
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	－	－	－	200
15	宜野湾市	25.5	500	51.0	1,020
16	沖縄市	31.6	620	63.2	1,260
17	西原町	14.5	280	29.0	580
18	中城村	20.6	400	41.2	820
19	北中城村	25.9	500	51.8	1,020
20	北谷町	29.7	580	59.4	1,180
21	嘉手納町	35.9	700	71.8	1,420
22	読谷村	43.8	860	87.6	1,740
23	うるま市 A (旧具志川市)	36.5	720	73.0	1,460
24	うるま市 B (旧石川市)	41.4	820	82.8	1,640
25	うるま市 C (旧勝連町)	42.3	840	84.6	1,680
26	うるま市 D	39.5	780	79.0	1,580
27	うるま市 E	48.9	960	97.8	1,940
28	名護市 A	76.1	1,520	152.2	3,040
29	名護市 B	81.8	1,620	163.6	3,260
30	名護市 C	88.5	1,760	177.0	3,540
31	名護市 D	72.6	1,440	145.2	2,900
32	名護市 E	85.3	1,700	170.6	3,400
33	金武町	53.8	1,060	107.6	2,140
34	宜野座村	60.4	1,200	120.8	2,400
35	恩納村 A	44.9	880	89.8	1,780
36	恩納村 B	56.8	1,120	113.6	2,260
37	本部町	89.6	1,780	179.2	3,580
38	今帰仁村	87.3	1,740	174.6	3,480
39	東村 A	99.8	1,980	199.6	3,980
40	東村 B	114.8	2,280	229.6	4,580
41	大宜味村	95.5	1,900	191.0	3,820
42	国頭村 A	103.6	2,060	207.2	4,140
43	国頭村 B	112.5	2,240	225.0	4,500
44	国頭村 C	123.9	2,460	247.8	4,940
45	国頭村 D	122.7	2,440	245.4	4,900

起点間距離早見表

		出発地	15	宜野湾市	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	12.4	240	24.8	480
2	那覇市 B (首里地区)	12.3	240	24.6	480
3	糸満市 A	23.6	460	47.2	940
4	糸満市 B	27.5	540	55.0	1,100
5	豊見城市	17.3	340	34.6	680
6	与那原町	14.0	280	28.0	560
7	南風原町	16.4	320	32.8	640
8	浦添市	6.5	120	13.0	260
9	南城市 A (旧玉城村)	23.6	460	47.2	940
10	南城市 B (旧知念村)	28.7	560	57.4	1,140
11	南城市 C (旧佐敷町)	20.1	400	40.2	800
12	南城市 D (旧大里村)	17.4	340	34.8	680
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	21.3	420	42.6	840
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	25.5	500	51.0	1,020
15	宜野湾市	—	—	—	200
16	沖縄市	10.3	200	20.6	400
17	西原町	11.0	220	22.0	440
18	中城村	6.3	120	12.6	240
19	北中城村	4.6	80	9.2	180
20	北谷町	4.2	80	8.4	160
21	嘉手納町	10.5	200	21.0	420
22	読谷村	18.4	360	36.8	720
23	うるま市 A (旧具志川市)	17.0	340	34.0	680
24	うるま市 B (旧石川市)	21.9	420	43.8	860
25	うるま市 C (旧勝連町)	22.8	440	45.6	900
26	うるま市 D	20.0	400	40.0	800
27	うるま市 E	29.4	580	58.8	1,160
28	名護市 A	54.3	1,080	108.6	2,160
29	名護市 B	60.0	1,200	120.0	2,400
30	名護市 C	66.7	1,320	133.4	2,660
31	名護市 D	53.1	1,060	106.2	2,120
32	名護市 E	65.8	1,300	131.6	2,620
33	金武町	34.3	680	68.6	1,360
34	宜野座村	40.9	800	81.8	1,620
35	恩納村 A	21.4	420	42.8	840
36	恩納村 B	35.0	700	70.0	1,400
37	本部町	67.8	1,340	135.6	2,700
38	今帰仁村	65.5	1,300	131.0	2,620
39	東村 A	78.0	1,560	156.0	3,120
40	東村 B	93.0	1,860	186.0	3,720
41	大宜味村	73.7	1,460	147.4	2,940
42	国頭村 A	81.8	1,620	163.6	3,260
43	国頭村 B	90.7	1,800	181.4	3,620
44	国頭村 C	102.1	2,040	204.2	4,080
45	国頭村 D	100.9	2,000	201.8	4,020

出発地		16	沖縄市		
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	22.6	440	45.2	900
2	那覇市 B (首里地区)	21.5	420	43.0	860
3	糸満市 A	33.8	660	67.6	1,340
4	糸満市 B	36.8	720	73.6	1,460
5	豊見城市	27.5	540	55.0	1,100
6	与那原町	20.1	400	40.2	800
7	南風原町	23.8	460	47.6	940
8	浦添市	16.8	320	33.6	660
9	南城市 A (旧玉城村)	29.7	580	59.4	1,180
10	南城市 B (旧知念村)	34.6	680	69.2	1,380
11	南城市 C (旧佐敷町)	26.2	520	52.4	1,040
12	南城市 D (旧大里村)	23.5	460	47.0	940
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	27.4	540	54.8	1,080
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	31.6	620	63.2	1,260
15	宜野湾市	10.3	200	20.6	400
16	沖縄市	—	—	—	200
17	西原町	17.1	340	34.2	680
18	中城村	11.0	220	22.0	440
19	北中城村	5.7	100	11.4	220
20	北谷町	6.2	120	12.4	240
21	嘉手納町	8.8	160	17.6	340
22	読谷村	16.6	320	33.2	660
23	うるま市 A (旧具志川市)	7.6	140	15.2	300
24	うるま市 B (旧石川市)	12.3	240	24.6	480
25	うるま市 C (旧勝連町)	13.4	260	26.8	520
26	うるま市 D	10.6	200	21.2	420
27	うるま市 E	20.0	400	40.0	800
28	名護市 A	47.0	940	94.0	1,880
29	名護市 B	52.7	1,040	105.4	2,100
30	名護市 C	59.4	1,180	118.8	2,360
31	名護市 D	43.5	860	87.0	1,740
32	名護市 E	56.2	1,120	112.4	2,240
33	金武町	24.7	480	49.4	980
34	宜野座村	31.3	620	62.6	1,240
35	恩納村 A	14.7	280	29.4	580
36	恩納村 B	27.7	540	55.4	1,100
37	本部町	60.5	1,200	121.0	2,420
38	今帰仁村	58.2	1,160	116.4	2,320
39	東村 A	70.7	1,400	141.4	2,820
40	東村 B	85.7	1,700	171.4	3,420
41	大宜味村	66.4	1,320	132.8	2,640
42	国頭村 A	74.5	1,480	149.0	2,980
43	国頭村 B	83.4	1,660	166.8	3,320
44	国頭村 C	94.8	1,880	189.6	3,780
45	国頭村 D	93.6	1,860	187.2	3,740

起点間距離早見表

出発地		17	西原町		
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	11.9	220	23.8	460
2	那覇市 B (首里地区)	5.4	100	10.8	200
3	糸満市 A	17.3	340	34.6	680
4	糸満市 B	19.7	380	39.4	780
5	豊見城市	12.1	240	24.2	480
6	与那原町	3.0	60	6.0	120
7	南風原町	6.7	120	13.4	260
8	浦添市	6.3	120	12.6	240
9	南城市 A (旧玉城村)	12.6	240	25.2	500
10	南城市 B (旧知念村)	17.7	340	35.4	700
11	南城市 C (旧佐敷町)	9.1	180	18.2	360
12	南城市 D (旧大里村)	6.4	120	12.8	240
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	10.3	200	20.6	400
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	14.5	280	29.0	580
15	宜野湾市	11.0	220	22.0	440
16	沖縄市	17.1	340	34.2	680
17	西原町	－	－	－	200
18	中城村	6.1	120	12.2	240
19	北中城村	11.4	220	22.8	440
20	北谷町	15.2	300	30.4	600
21	嘉手納町	21.4	420	42.8	840
22	読谷村	29.3	580	58.6	1,160
23	うるま市 A (旧具志川市)	23.8	460	47.6	940
24	うるま市 B (旧石川市)	28.7	560	57.4	1,140
25	うるま市 C (旧勝連町)	29.6	580	59.2	1,180
26	うるま市 D	26.8	520	53.6	1,060
27	うるま市 E	36.2	720	72.4	1,440
28	名護市 A	63.4	1,260	126.8	2,520
29	名護市 B	69.1	1,380	138.2	2,760
30	名護市 C	75.8	1,500	151.6	3,020
31	名護市 D	59.9	1,180	119.8	2,380
32	名護市 E	72.6	1,440	145.2	2,900
33	金武町	41.1	820	82.2	1,640
34	宜野座村	47.7	940	95.4	1,900
35	恩納村 A	31.8	620	63.6	1,260
36	恩納村 B	44.1	880	88.2	1,760
37	本部町	76.9	1,520	153.8	3,060
38	今帰仁村	74.6	1,480	149.2	2,980
39	東村 A	87.1	1,740	174.2	3,480
40	東村 B	102.1	2,040	204.2	4,080
41	大宜味村	82.8	1,640	165.6	3,300
42	国頭村 A	90.9	1,800	181.8	3,620
43	国頭村 B	99.8	1,980	199.6	3,980
44	国頭村 C	111.2	2,220	222.4	4,440
45	国頭村 D	110.0	2,200	220.0	4,400

		出発地	18	中城村	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	18.0	360	36.0	720
2	那覇市 B (首里地区)	11.5	220	23.0	460
3	糸満市 A	23.4	460	46.8	920
4	糸満市 B	25.8	500	51.6	1,020
5	豊見城市	18.2	360	36.4	720
6	与那原町	9.1	180	18.2	360
7	南風原町	12.8	240	25.6	500
8	浦添市	12.4	240	24.8	480
9	南城市 A (旧玉城村)	18.7	360	37.4	740
10	南城市 B (旧知念村)	23.8	460	47.6	940
11	南城市 C (旧佐敷町)	15.2	300	30.4	600
12	南城市 D (旧大里村)	12.5	240	25.0	500
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	16.4	320	32.8	640
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	20.6	400	41.2	820
15	宜野湾市	6.3	120	12.6	240
16	沖縄市	11.0	220	22.0	440
17	西原町	6.1	120	12.2	240
18	中城村	—	—	—	200
19	北中城村	5.3	100	10.6	200
20	北谷町	10.5	200	21.0	420
21	嘉手納町	16.8	320	33.6	660
22	読谷村	24.7	480	49.4	980
23	うるま市 A (旧具志川市)	17.7	340	35.4	700
24	うるま市 B (旧石川市)	22.6	440	45.2	900
25	うるま市 C (旧勝連町)	23.5	460	47.0	940
26	うるま市 D	20.7	400	41.4	820
27	うるま市 E	30.1	600	60.2	1,200
28	名護市 A	57.3	1,140	114.6	2,280
29	名護市 B	63.0	1,260	126.0	2,520
30	名護市 C	69.7	1,380	139.4	2,780
31	名護市 D	53.8	1,060	107.6	2,140
32	名護市 E	66.5	1,320	133.0	2,660
33	金武町	35.0	700	70.0	1,400
34	宜野座村	41.6	820	83.2	1,660
35	恩納村 A	25.7	500	51.4	1,020
36	恩納村 B	38.0	760	76.0	1,520
37	本部町	70.8	1,400	141.6	2,820
38	今帰仁村	68.5	1,360	137.0	2,740
39	東村 A	81.0	1,620	162.0	3,240
40	東村 B	96.0	1,920	192.0	3,840
41	大宜味村	76.7	1,520	153.4	3,060
42	国頭村 A	84.8	1,680	169.6	3,380
43	国頭村 B	93.7	1,860	187.4	3,740
44	国頭村 C	105.1	2,100	210.2	4,200
45	国頭村 D	103.9	2,060	207.8	4,140

起点間距離早見表

		出発地	19	北中城村	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	16.9	320	33.8	660
2	那覇市 B (首里地区)	15.8	300	31.6	620
3	糸満市 A	28.1	560	56.2	1,120
4	糸満市 B	31.1	620	62.2	1,240
5	豊見城市	21.8	420	43.6	860
6	与那原町	14.4	280	28.8	560
7	南風原町	18.1	360	36.2	720
8	浦添市	11.1	220	22.2	440
9	南城市 A (旧玉城村)	24.0	480	48.0	960
10	南城市 B (旧知念村)	29.1	580	58.2	1,160
11	南城市 C (旧佐敷町)	20.5	400	41.0	820
12	南城市 D (旧大里村)	17.8	340	35.6	700
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	21.7	420	43.4	860
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	25.9	500	51.8	1,020
15	宜野湾市	4.6	80	9.2	180
16	沖縄市	5.7	100	11.4	220
17	西原町	11.4	220	22.8	440
18	中城村	5.3	100	10.6	200
19	北中城村	-	-	-	200
20	北谷町	6.0	120	12.0	240
21	嘉手納町	12.2	240	24.4	480
22	読谷村	20.1	400	40.2	800
23	うるま市 A (旧具志川市)	12.4	240	24.8	480
24	うるま市 B (旧石川市)	17.3	340	34.6	680
25	うるま市 C (旧勝連町)	18.2	360	36.4	720
26	うるま市 D	15.4	300	30.8	600
27	うるま市 E	24.8	480	49.6	980
28	名護市 A	52.0	1,040	104.0	2,080
29	名護市 B	57.7	1,140	115.4	2,300
30	名護市 C	64.4	1,280	128.8	2,560
31	名護市 D	48.5	960	97.0	1,940
32	名護市 E	61.2	1,220	122.4	2,440
33	金武町	29.7	580	59.4	1,180
34	宜野座村	36.3	720	72.6	1,440
35	恩納村 A	20.4	400	40.8	800
36	恩納村 B	32.7	640	65.4	1,300
37	本部町	65.5	1,300	131.0	2,620
38	今帰仁村	63.2	1,260	126.4	2,520
39	東村 A	75.7	1,500	151.4	3,020
40	東村 B	90.7	1,800	181.4	3,620
41	大宜味村	71.4	1,420	142.8	2,840
42	国頭村 A	79.5	1,580	159.0	3,180
43	国頭村 B	88.4	1,760	176.8	3,520
44	国頭村 C	99.8	1,980	199.6	3,980
45	国頭村 D	98.6	1,960	197.2	3,940

		出発地	20	北谷町	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	16.6	320	33.2	660
2	那覇市 B (首里地区)	16.5	320	33.0	660
3	糸満市 A	27.8	540	55.6	1,100
4	糸満市 B	31.7	620	63.4	1,260
5	豊見城市	21.5	420	43.0	860
6	与那原町	18.2	360	36.4	720
7	南風原町	20.6	400	41.2	820
8	浦添市	10.7	200	21.4	420
9	南城市 A (旧玉城村)	27.8	540	55.6	1,100
10	南城市 B (旧知念村)	32.9	640	65.8	1,300
11	南城市 C (旧佐敷町)	24.3	480	48.6	960
12	南城市 D (旧大里村)	21.6	420	43.2	860
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	25.5	500	51.0	1,020
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	29.7	580	59.4	1,180
15	宜野湾市	4.2	80	8.4	160
16	沖縄市	6.2	120	12.4	240
17	西原町	15.2	300	30.4	600
18	中城村	10.5	200	21.0	420
19	北中城村	6.0	120	12.0	240
20	北谷町	-	-	-	200
21	嘉手納町	6.3	120	12.6	240
22	読谷村	14.2	280	28.4	560
23	うるま市 A (旧具志川市)	13.8	260	27.6	540
24	うるま市 B (旧石川市)	18.5	360	37.0	740
25	うるま市 C (旧勝連町)	19.6	380	39.2	780
26	うるま市 D	16.8	320	33.6	660
27	うるま市 E	26.2	520	52.4	1,040
28	名護市 A	50.1	1,000	100.2	2,000
29	名護市 B	55.8	1,100	111.6	2,220
30	名護市 C	62.5	1,240	125.0	2,500
31	名護市 D	49.7	980	99.4	1,980
32	名護市 E	62.4	1,240	124.8	2,480
33	金武町	30.9	600	61.8	1,220
34	宜野座村	37.5	740	75.0	1,500
35	恩納村 A	17.2	340	34.4	680
36	恩納村 B	30.8	600	61.6	1,220
37	本部町	63.6	1,260	127.2	2,540
38	今帰仁村	61.3	1,220	122.6	2,440
39	東村 A	73.8	1,460	147.6	2,940
40	東村 B	88.8	1,760	177.6	3,540
41	大宜味村	69.5	1,380	139.0	2,780
42	国頭村 A	77.6	1,540	155.2	3,100
43	国頭村 B	86.5	1,720	173.0	3,460
44	国頭村 C	97.9	1,940	195.8	3,900
45	国頭村 D	96.7	1,920	193.4	3,860

起点間距離早見表

		出発地	21	嘉手納町	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	22.8	440	45.6	900
2	那覇市 B (首里地区)	22.8	440	45.6	900
3	糸満市 A	34.0	680	68.0	1,360
4	糸満市 B	37.9	740	75.8	1,500
5	豊見城市	27.7	540	55.4	1,100
6	与那原町	24.4	480	48.8	960
7	南風原町	26.9	520	53.8	1,060
8	浦添市	17.0	340	34.0	680
9	南城市 A (旧玉城村)	34.0	680	68.0	1,360
10	南城市 B (旧知念村)	39.1	780	78.2	1,560
11	南城市 C (旧佐敷町)	30.5	600	61.0	1,220
12	南城市 D (旧大里村)	27.8	540	55.6	1,100
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	31.7	620	63.4	1,260
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	35.9	700	71.8	1,420
15	宜野湾市	10.5	200	21.0	420
16	沖縄市	8.8	160	17.6	340
17	西原町	21.4	420	42.8	840
18	中城村	16.8	320	33.6	660
19	北中城村	12.2	240	24.4	480
20	北谷町	6.3	120	12.6	240
21	嘉手納町	-	-	-	200
22	読谷村	8.7	160	17.4	340
23	うるま市 A (旧具志川市)	14.7	280	29.4	580
24	うるま市 B (旧石川市)	15.4	300	30.8	600
25	うるま市 C (旧勝連町)	20.5	400	41.0	820
26	うるま市 D	17.7	340	35.4	700
27	うるま市 E	27.1	540	54.2	1,080
28	名護市 A	44.8	880	89.6	1,780
29	名護市 B	50.5	1,000	101.0	2,020
30	名護市 C	57.2	1,140	114.4	2,280
31	名護市 D	45.6	900	91.2	1,820
32	名護市 E	58.3	1,160	116.6	2,320
33	金武町	26.7	520	53.4	1,060
34	宜野座村	33.3	660	66.6	1,320
35	恩納村 A	11.9	220	23.8	460
36	恩納村 B	25.5	500	51.0	1,020
37	本部町	58.3	1,160	116.6	2,320
38	今帰仁村	56.0	1,120	112.0	2,240
39	東村 A	68.5	1,360	137.0	2,740
40	東村 B	83.5	1,660	167.0	3,340
41	大宜味村	64.2	1,280	128.4	2,560
42	国頭村 A	72.3	1,440	144.6	2,880
43	国頭村 B	81.2	1,620	162.4	3,240
44	国頭村 C	92.6	1,840	185.2	3,700
45	国頭村 D	91.4	1,820	182.8	3,640

		出発地	22	読谷村	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	30.7	600	61.4	1,220
2	那覇市 B (首里地区)	30.7	600	61.4	1,220
3	糸満市 A	41.9	820	83.8	1,660
4	糸満市 B	45.8	900	91.6	1,820
5	豊見城市	35.6	700	71.2	1,420
6	与那原町	32.3	640	64.6	1,280
7	南風原町	34.8	680	69.6	1,380
8	浦添市	24.9	480	49.8	980
9	南城市 A (旧玉城村)	41.9	820	83.8	1,660
10	南城市 B (旧知念村)	47.0	940	94.0	1,880
11	南城市 C (旧佐敷町)	38.4	760	76.8	1,520
12	南城市 D (旧大里村)	35.7	700	71.4	1,420
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	39.6	780	79.2	1,580
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	43.8	860	87.6	1,740
15	宜野湾市	18.4	360	36.8	720
16	沖縄市	16.6	320	33.2	660
17	西原町	29.3	580	58.6	1,160
18	中城村	24.7	480	49.4	980
19	北中城村	20.1	400	40.2	800
20	北谷町	14.2	280	28.4	560
21	嘉手納町	8.7	160	17.4	340
22	読谷村	-	-	-	200
23	うるま市 A (旧具志川市)	20.3	400	40.6	800
24	うるま市 B (旧石川市)	13.1	260	26.2	520
25	うるま市 C (旧勝連町)	26.1	520	52.2	1,040
26	うるま市 D	23.3	460	46.6	920
27	うるま市 E	32.7	640	65.4	1,300
28	名護市 A	42.5	840	85.0	1,700
29	名護市 B	48.2	960	96.4	1,920
30	名護市 C	54.9	1,080	109.8	2,180
31	名護市 D	43.3	860	86.6	1,720
32	名護市 E	56.0	1,120	112.0	2,240
33	金武町	24.4	480	48.8	960
34	宜野座村	31.0	620	62.0	1,240
35	恩納村 A	9.6	180	19.2	380
36	恩納村 B	23.2	460	46.4	920
37	本部町	56.0	1,120	112.0	2,240
38	今帰仁村	53.7	1,060	107.4	2,140
39	東村 A	66.2	1,320	132.4	2,640
40	東村 B	81.2	1,620	162.4	3,240
41	大宜味村	61.9	1,220	123.8	2,460
42	国頭村 A	70.0	1,400	140.0	2,800
43	国頭村 B	78.9	1,560	157.8	3,140
44	国頭村 C	90.3	1,800	180.6	3,600
45	国頭村 D	89.1	1,780	178.2	3,560

起点間距離早見表

		出発地	23	うるま市A	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	29.3	580	58.6	1,160
2	那覇市B (首里地区)	28.2	560	56.4	1,120
3	糸満市A	39.3	780	78.6	1,560
4	糸満市B	41.7	820	83.4	1,660
5	豊見城市	34.0	680	68.0	1,360
6	与那原町	25.9	500	51.8	1,020
7	南風原町	28.6	560	57.2	1,140
8	浦添市	23.5	460	47.0	940
9	南城市A (旧玉城村)	34.6	680	69.2	1,380
10	南城市B (旧知念村)	38.8	760	77.6	1,540
11	南城市C (旧佐敷町)	30.8	600	61.6	1,220
12	南城市D (旧大里村)	28.4	560	56.8	1,120
13	八重瀬町A (旧東風平町)	32.3	640	64.6	1,280
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	36.5	720	73.0	1,460
15	宜野湾市	17.0	340	34.0	680
16	沖縄市	7.6	140	15.2	300
17	西原町	23.8	460	47.6	940
18	中城村	17.7	340	35.4	700
19	北中城村	12.4	240	24.8	480
20	北谷町	13.8	260	27.6	540
21	嘉手納町	14.7	280	29.4	580
22	読谷村	20.3	400	40.6	800
23	うるま市A (旧具志川市)	-	-	-	200
24	うるま市B (旧石川市)	7.2	140	14.4	280
25	うるま市C (旧勝連町)	5.8	100	11.6	220
26	うるま市D	3.0	60	6.0	120
27	うるま市E	12.4	240	24.8	480
28	名護市A	41.9	820	83.8	1,660
29	名護市B	47.6	940	95.2	1,900
30	名護市C	54.3	1,080	108.6	2,160
31	名護市D	38.4	760	76.8	1,520
32	名護市E	51.1	1,020	102.2	2,040
33	金武町	19.6	380	39.2	780
34	宜野座村	26.2	520	52.4	1,040
35	恩納村A	10.7	200	21.4	420
36	恩納村B	22.6	440	45.2	900
37	本部町	55.4	1,100	110.8	2,200
38	今帰仁村	53.1	1,060	106.2	2,120
39	東村A	65.6	1,300	131.2	2,620
40	東村B	80.6	1,600	161.2	3,220
41	大宜味村	61.3	1,220	122.6	2,440
42	国頭村A	69.4	1,380	138.8	2,760
43	国頭村B	78.3	1,560	156.6	3,120
44	国頭村C	89.7	1,780	179.4	3,580
45	国頭村D	88.5	1,760	177.0	3,540

		出発地	24	うるま市B	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	34.2	680	68.4	1,360
2	那覇市B (首里地区)	33.1	660	66.2	1,320
3	糸満市A	44.2	880	88.4	1,760
4	糸満市B	46.6	920	93.2	1,860
5	豊見城市	38.9	760	77.8	1,540
6	与那原町	30.8	600	61.6	1,220
7	南風原町	33.5	660	67.0	1,340
8	浦添市	28.4	560	56.8	1,120
9	南城市A (旧玉城村)	39.5	780	79.0	1,580
10	南城市B (旧知念村)	43.7	860	87.4	1,740
11	南城市C (旧佐敷町)	35.7	700	71.4	1,420
12	南城市D (旧大里村)	33.3	660	66.6	1,320
13	八重瀬町A (旧東風平町)	37.2	740	74.4	1,480
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	41.4	820	82.8	1,640
15	宜野湾市	21.9	420	43.8	860
16	沖縄市	12.3	240	24.6	480
17	西原町	28.7	560	57.4	1,140
18	中城村	22.6	440	45.2	900
19	北中城村	17.3	340	34.6	680
20	北谷町	18.5	360	37.0	740
21	嘉手納町	15.4	300	30.8	600
22	読谷村	13.1	260	26.2	520
23	うるま市A (旧具志川市)	7.2	140	14.4	280
24	うるま市B (旧石川市)	-	-	-	200
25	うるま市C (旧勝連町)	13.0	260	26.0	520
26	うるま市D	10.2	200	20.4	400
27	うるま市E	19.6	380	39.2	780
28	名護市A	34.7	680	69.4	1,380
29	名護市B	40.4	800	80.8	1,600
30	名護市C	47.1	940	94.2	1,880
31	名護市D	31.2	620	62.4	1,240
32	名護市E	43.9	860	87.8	1,740
33	金武町	12.4	240	24.8	480
34	宜野座村	19.0	380	38.0	760
35	恩納村A	3.5	60	7.0	140
36	恩納村B	15.4	300	30.8	600
37	本部町	48.2	960	96.4	1,920
38	今帰仁村	45.9	900	91.8	1,820
39	東村A	58.4	1,160	116.8	2,320
40	東村B	73.4	1,460	146.8	2,920
41	大宜味村	54.1	1,080	108.2	2,160
42	国頭村A	62.2	1,240	124.4	2,480
43	国頭村B	71.1	1,420	142.2	2,840
44	国頭村C	82.5	1,640	165.0	3,300
45	国頭村D	81.3	1,620	162.6	3,240

起点間距離早見表

		出発地	25	うるま市C	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	35.1	700	70.2	1,400
2	那覇市B (首里地区)	34.0	680	68.0	1,360
3	糸満市A	45.1	900	90.2	1,800
4	糸満市B	47.5	940	95.0	1,900
5	豊見城市	39.8	780	79.6	1,580
6	与那原町	31.7	620	63.4	1,260
7	南風原町	34.4	680	68.8	1,360
8	浦添市	29.3	580	58.6	1,160
9	南城市A (旧玉城村)	40.4	800	80.8	1,600
10	南城市B (旧知念村)	44.6	880	89.2	1,780
11	南城市C (旧佐敷町)	36.6	720	73.2	1,460
12	南城市D (旧大里村)	34.2	680	68.4	1,360
13	八重瀬町A (旧東風平町)	38.1	760	76.2	1,520
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	42.3	840	84.6	1,680
15	宜野湾市	22.8	440	45.6	900
16	沖縄市	13.4	260	26.8	520
17	西原町	29.6	580	59.2	1,180
18	中城村	23.5	460	47.0	940
19	北中城村	18.2	360	36.4	720
20	北谷町	19.6	380	39.2	780
21	嘉手納町	20.5	400	41.0	820
22	読谷村	26.1	520	52.2	1,040
23	うるま市A (旧具志川市)	5.8	100	11.6	220
24	うるま市B (旧石川市)	13.0	260	26.0	520
25	うるま市C (旧勝連町)	-	-	-	200
26	うるま市D	2.8	40	5.6	100
27	うるま市E	12.2	240	24.4	480
28	名護市A	47.7	940	95.4	1,900
29	名護市B	53.4	1,060	106.8	2,120
30	名護市C	60.1	1,200	120.2	2,400
31	名護市D	44.2	880	88.4	1,760
32	名護市E	56.9	1,120	113.8	2,260
33	金武町	25.4	500	50.8	1,000
34	宜野座村	32.0	640	64.0	1,280
35	恩納村A	16.5	320	33.0	660
36	恩納村B	28.4	560	56.8	1,120
37	本部町	61.2	1,220	122.4	2,440
38	今帰仁村	58.9	1,160	117.8	2,340
39	東村A	71.4	1,420	142.8	2,840
40	東村B	86.4	1,720	172.8	3,440
41	大宜味村	67.1	1,340	134.2	2,680
42	国頭村A	75.2	1,500	150.4	3,000
43	国頭村B	84.1	1,680	168.2	3,360
44	国頭村C	95.5	1,900	191.0	3,820
45	国頭村D	94.3	1,880	188.6	3,760

		出発地	26	うるま市D	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	32.3	640	64.6	1,280
2	那覇市B (首里地区)	31.2	620	62.4	1,240
3	糸満市A	42.3	840	84.6	1,680
4	糸満市B	44.7	880	89.4	1,780
5	豊見城市	37.0	740	74.0	1,480
6	与那原町	28.9	560	57.8	1,140
7	南風原町	31.6	620	63.2	1,260
8	浦添市	26.5	520	53.0	1,060
9	南城市A (旧玉城村)	37.6	740	75.2	1,500
10	南城市B (旧知念村)	41.8	820	83.6	1,660
11	南城市C (旧佐敷町)	33.8	660	67.6	1,340
12	南城市D (旧大里村)	31.4	620	62.8	1,240
13	八重瀬町A (旧東風平町)	35.3	700	70.6	1,400
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	39.5	780	79.0	1,580
15	宜野湾市	20.0	400	40.0	800
16	沖縄市	10.6	200	21.2	420
17	西原町	26.8	520	53.6	1,060
18	中城村	20.7	400	41.4	820
19	北中城村	15.4	300	30.8	600
20	北谷町	16.8	320	33.6	660
21	嘉手納町	17.7	340	35.4	700
22	読谷村	23.3	460	46.6	920
23	うるま市A (旧具志川市)	3.0	60	6.0	120
24	うるま市B (旧石川市)	10.2	200	20.4	400
25	うるま市C (旧勝連町)	2.8	40	5.6	100
26	うるま市D	-	-	-	200
27	うるま市E	9.4	180	18.8	360
28	名護市A	44.9	880	89.8	1,780
29	名護市B	50.6	1,000	101.2	2,020
30	名護市C	57.3	1,140	114.6	2,280
31	名護市D	41.4	820	82.8	1,640
32	名護市E	54.1	1,080	108.2	2,160
33	金武町	22.6	440	45.2	900
34	宜野座村	29.2	580	58.4	1,160
35	恩納村A	13.7	260	27.4	540
36	恩納村B	25.6	500	51.2	1,020
37	本部町	58.4	1,160	116.8	2,320
38	今帰仁村	56.1	1,120	112.2	2,240
39	東村A	68.6	1,360	137.2	2,740
40	東村B	83.6	1,660	167.2	3,340
41	大宜味村	64.3	1,280	128.6	2,560
42	国頭村A	72.4	1,440	144.8	2,880
43	国頭村B	81.3	1,620	162.6	3,240
44	国頭村C	92.7	1,840	185.4	3,700
45	国頭村D	91.5	1,820	183.0	3,660

起点間距離早見表

		出発地	27	うるま市E	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	41. 7	820	83. 4	1, 660
2	那覇市 B (首里地区)	40. 6	800	81. 2	1, 620
3	糸満市 A	51. 7	1, 020	103. 4	2, 060
4	糸満市 B	54. 1	1, 080	108. 2	2, 160
5	豊見城市	46. 4	920	92. 8	1, 840
6	与那原町	38. 3	760	76. 6	1, 520
7	南風原町	41. 0	820	82. 0	1, 640
8	浦添市	35. 9	700	71. 8	1, 420
9	南城市 A (旧玉城村)	47. 0	940	94. 0	1, 880
10	南城市 B (旧知念村)	51. 2	1, 020	102. 4	2, 040
11	南城市 C (旧佐敷町)	43. 2	860	86. 4	1, 720
12	南城市 D (旧大里村)	40. 8	800	81. 6	1, 620
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	44. 7	880	89. 4	1, 780
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	48. 9	960	97. 8	1, 940
15	宜野湾市	29. 4	580	58. 8	1, 160
16	沖縄市	20. 0	400	40. 0	800
17	西原町	36. 2	720	72. 4	1, 440
18	中城村	30. 1	600	60. 2	1, 200
19	北中城村	24. 8	480	49. 6	980
20	北谷町	26. 2	520	52. 4	1, 040
21	嘉手納町	27. 1	540	54. 2	1, 080
22	読谷村	32. 7	640	65. 4	1, 300
23	うるま市 A (旧具志川市)	12. 4	240	24. 8	480
24	うるま市 B (旧石川市)	19. 6	380	39. 2	780
25	うるま市 C (旧勝連町)	12. 2	240	24. 4	480
26	うるま市 D	9. 4	180	18. 8	360
27	うるま市 E	－	－	－	200
28	名護市 A	54. 3	1, 080	108. 6	2, 160
29	名護市 B	60. 0	1, 200	120. 0	2, 400
30	名護市 C	66. 7	1, 320	133. 4	2, 660
31	名護市 D	50. 8	1, 000	101. 6	2, 020
32	名護市 E	63. 5	1, 260	127. 0	2, 540
33	金武町	32. 0	640	64. 0	1, 280
34	宜野座村	38. 6	760	77. 2	1, 540
35	恩納村 A	23. 1	460	46. 2	920
36	恩納村 B	35. 0	700	70. 0	1, 400
37	本部町	67. 8	1, 340	135. 6	2, 700
38	今帰仁村	65. 5	1, 300	131. 0	2, 620
39	東村 A	78. 0	1, 560	156. 0	3, 120
40	東村 B	93. 0	1, 860	186. 0	3, 720
41	大宜味村	73. 7	1, 460	147. 4	2, 940
42	国頭村 A	81. 8	1, 620	163. 6	3, 260
43	国頭村 B	90. 7	1, 800	181. 4	3, 620
44	国頭村 C	102. 1	2, 040	204. 2	4, 080
45	国頭村 D	100. 9	2, 000	201. 8	4, 020

		出発地	28	名護市A	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	66.6	1,320	133.2	2,660
2	那覇市 B (首里地区)	66.6	1,320	133.2	2,660
3	糸満市 A	77.8	1,540	155.6	3,100
4	糸満市 B	81.3	1,620	162.6	3,240
5	豊見城市	71.5	1,420	143.0	2,860
6	与那原町	65.5	1,300	131.0	2,620
7	南風原町	68.2	1,360	136.4	2,720
8	浦添市	60.8	1,200	121.6	2,420
9	南城市 A (旧玉城村)	74.2	1,480	148.4	2,960
10	南城市 B (旧知念村)	78.4	1,560	156.8	3,120
11	南城市 C (旧佐敷町)	70.4	1,400	140.8	2,800
12	南城市 D (旧大里村)	68.0	1,360	136.0	2,720
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	71.9	1,420	143.8	2,860
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	76.1	1,520	152.2	3,040
15	宜野湾市	54.3	1,080	108.6	2,160
16	沖縄市	47.0	940	94.0	1,880
17	西原町	63.4	1,260	126.8	2,520
18	中城村	57.3	1,140	114.6	2,280
19	北中城村	52.0	1,040	104.0	2,080
20	北谷町	50.1	1,000	100.2	2,000
21	嘉手納町	44.8	880	89.6	1,780
22	読谷村	42.5	840	85.0	1,700
23	うるま市 A (旧具志川市)	41.9	820	83.8	1,660
24	うるま市 B (旧石川市)	34.7	680	69.4	1,380
25	うるま市 C (旧勝連町)	47.7	940	95.4	1,900
26	うるま市 D	44.9	880	89.8	1,780
27	うるま市 E	54.3	1,080	108.6	2,160
28	名護市 A	—	—	—	200
29	名護市 B	8.7	160	17.4	340
30	名護市 C	15.4	300	30.8	600
31	名護市 D	9.3	180	18.6	360
32	名護市 E	22.0	440	44.0	880
33	金武町	23.1	460	46.2	920
34	宜野座村	16.9	320	33.8	660
35	恩納村 A	32.9	640	65.8	1,300
36	恩納村 B	19.3	380	38.6	760
37	本部町	13.5	260	27.0	540
38	今帰仁村	11.2	220	22.4	440
39	東村 A	26.7	520	53.4	1,060
40	東村 B	41.7	820	83.4	1,660
41	大宜味村	22.4	440	44.8	880
42	国頭村 A	30.5	600	61.0	1,220
43	国頭村 B	39.4	780	78.8	1,560
44	国頭村 C	50.8	1,000	101.6	2,020
45	国頭村 D	49.6	980	99.2	1,980

起点間距離早見表

		出発地	29	名護市B	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	72.3	1,440	144.6	2,880
2	那覇市B (首里地区)	72.3	1,440	144.6	2,880
3	糸満市A	83.5	1,660	167.0	3,340
4	糸満市B	87.0	1,740	174.0	3,480
5	豊見城市	77.2	1,540	154.4	3,080
6	与那原町	71.2	1,420	142.4	2,840
7	南風原町	73.9	1,460	147.8	2,940
8	浦添市	66.5	1,320	133.0	2,660
9	南城市A (旧玉城村)	79.9	1,580	159.8	3,180
10	南城市B (旧知念村)	84.1	1,680	168.2	3,360
11	南城市C (旧佐敷町)	76.1	1,520	152.2	3,040
12	南城市D (旧大里村)	73.7	1,460	147.4	2,940
13	八重瀬町A (旧東風平町)	77.6	1,540	155.2	3,100
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	81.8	1,620	163.6	3,260
15	宜野湾市	60.0	1,200	120.0	2,400
16	沖縄市	52.7	1,040	105.4	2,100
17	西原町	69.1	1,380	138.2	2,760
18	中城村	63.0	1,260	126.0	2,520
19	北中城村	57.7	1,140	115.4	2,300
20	北谷町	55.8	1,100	111.6	2,220
21	嘉手納町	50.5	1,000	101.0	2,020
22	読谷村	48.2	960	96.4	1,920
23	うるま市A (旧具志川市)	47.6	940	95.2	1,900
24	うるま市B (旧石川市)	40.4	800	80.8	1,600
25	うるま市C (旧勝連町)	53.4	1,060	106.8	2,120
26	うるま市D	50.6	1,000	101.2	2,020
27	うるま市E	60.0	1,200	120.0	2,400
28	名護市A	8.7	160	17.4	340
29	名護市B	-	-	-	200
30	名護市C	6.7	120	13.4	260
31	名護市D	15.0	300	30.0	600
32	名護市E	27.7	540	55.4	1,100
33	金武町	28.6	560	57.2	1,140
34	宜野座村	22.0	440	44.0	880
35	恩納村A	38.6	760	77.2	1,540
36	恩納村B	25.0	500	50.0	1,000
37	本部町	17.5	340	35.0	700
38	今帰仁村	12.0	240	24.0	480
39	東村A	18.0	360	36.0	720
40	東村B	33.0	660	66.0	1,320
41	大宜味村	13.7	260	27.4	540
42	国頭村A	21.8	420	43.6	860
43	国頭村B	30.7	600	61.4	1,220
44	国頭村C	42.1	840	84.2	1,680
45	国頭村D	40.9	800	81.8	1,620

		出発地	30	名護市C	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	79.0	1,580	158.0	3,160
2	那覇市B (首里地区)	79.0	1,580	158.0	3,160
3	糸満市A	90.2	1,800	180.4	3,600
4	糸満市B	93.7	1,860	187.4	3,740
5	豊見城市	83.9	1,660	167.8	3,340
6	与那原町	77.9	1,540	155.8	3,100
7	南風原町	80.6	1,600	161.2	3,220
8	浦添市	73.2	1,460	146.4	2,920
9	南城市A (旧玉城村)	86.6	1,720	173.2	3,460
10	南城市B (旧知念村)	90.8	1,800	181.6	3,620
11	南城市C (旧佐敷町)	82.8	1,640	165.6	3,300
12	南城市D (旧大里村)	80.4	1,600	160.8	3,200
13	八重瀬町A (旧東風平町)	84.3	1,680	168.6	3,360
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	88.5	1,760	177.0	3,540
15	宜野湾市	66.7	1,320	133.4	2,660
16	沖縄市	59.4	1,180	118.8	2,360
17	西原町	75.8	1,500	151.6	3,020
18	中城村	69.7	1,380	139.4	2,780
19	北中城村	64.4	1,280	128.8	2,560
20	北谷町	62.5	1,240	125.0	2,500
21	嘉手納町	57.2	1,140	114.4	2,280
22	読谷村	54.9	1,080	109.8	2,180
23	うるま市A (旧具志川市)	54.3	1,080	108.6	2,160
24	うるま市B (旧石川市)	47.1	940	94.2	1,880
25	うるま市C (旧勝連町)	60.1	1,200	120.2	2,400
26	うるま市D	57.3	1,140	114.6	2,280
27	うるま市E	66.7	1,320	133.4	2,660
28	名護市A	15.4	300	30.8	600
29	名護市B	6.7	120	13.4	260
30	名護市C	-	-	-	200
31	名護市D	21.7	420	43.4	860
32	名護市E	34.4	680	68.8	1,360
33	金武町	35.3	700	70.6	1,400
34	宜野座村	28.7	560	57.4	1,140
35	恩納村A	45.3	900	90.6	1,800
36	恩納村B	31.7	620	63.4	1,260
37	本部町	24.2	480	48.4	960
38	今帰仁村	18.7	360	37.4	740
39	東村A	24.7	480	49.4	980
40	東村B	39.7	780	79.4	1,580
41	大宜味村	20.4	400	40.8	800
42	国頭村A	28.5	560	57.0	1,140
43	国頭村B	37.4	740	74.8	1,480
44	国頭村C	48.8	960	97.6	1,940
45	国頭村D	47.6	940	95.2	1,900

起点間距離早見表

		出発地	31	名護市D	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	65.4	1,300	130.8	2,600
2	那覇市B (首里地区)	64.3	1,280	128.6	2,560
3	糸満市A	75.4	1,500	150.8	3,000
4	糸満市B	77.8	1,540	155.6	3,100
5	豊見城市	70.1	1,400	140.2	2,800
6	与那原町	62.0	1,240	124.0	2,480
7	南風原町	64.7	1,280	129.4	2,580
8	浦添市	59.6	1,180	119.2	2,380
9	南城市A (旧玉城村)	70.7	1,400	141.4	2,820
10	南城市B (旧知念村)	74.9	1,480	149.8	2,980
11	南城市C (旧佐敷町)	66.9	1,320	133.8	2,660
12	南城市D (旧大里村)	64.5	1,280	129.0	2,580
13	八重瀬町A (旧東風平町)	68.4	1,360	136.8	2,720
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	72.6	1,440	145.2	2,900
15	宜野湾市	53.1	1,060	106.2	2,120
16	沖縄市	43.5	860	87.0	1,740
17	西原町	59.9	1,180	119.8	2,380
18	中城村	53.8	1,060	107.6	2,140
19	北中城村	48.5	960	97.0	1,940
20	北谷町	49.7	980	99.4	1,980
21	嘉手納町	45.6	900	91.2	1,820
22	読谷村	43.3	860	86.6	1,720
23	うるま市A (旧具志川市)	38.4	760	76.8	1,520
24	うるま市B (旧石川市)	31.2	620	62.4	1,240
25	うるま市C (旧勝連町)	44.2	880	88.4	1,760
26	うるま市D	41.4	820	82.8	1,640
27	うるま市E	50.8	1,000	101.6	2,020
28	名護市A	9.3	180	18.6	360
29	名護市B	15.0	300	30.0	600
30	名護市C	21.7	420	43.4	860
31	名護市D	-	-	-	200
32	名護市E	12.7	240	25.4	500
33	金武町	19.1	380	38.2	760
34	宜野座村	12.5	240	25.0	500
35	恩納村A	33.7	660	67.4	1,340
36	恩納村B	21.6	420	43.2	860
37	本部町	22.8	440	45.6	900
38	今帰仁村	20.5	400	41.0	820
39	東村A	28.9	560	57.8	1,140
40	東村B	43.9	860	87.8	1,740
41	大宜味村	28.7	560	57.4	1,140
42	国頭村A	36.8	720	73.6	1,460
43	国頭村B	45.7	900	91.4	1,820
44	国頭村C	57.1	1,140	114.2	2,280
45	国頭村D	55.9	1,100	111.8	2,220

		出発地	32	名護市E	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	78.1	1,560	156.2	3,120
2	那覇市B (首里地区)	77.0	1,540	154.0	3,080
3	糸満市A	88.1	1,760	176.2	3,520
4	糸満市B	90.5	1,800	181.0	3,620
5	豊見城市	82.8	1,640	165.6	3,300
6	与那原町	74.7	1,480	149.4	2,980
7	南風原町	77.4	1,540	154.8	3,080
8	浦添市	72.3	1,440	144.6	2,880
9	南城市A (旧玉城村)	83.4	1,660	166.8	3,320
10	南城市B (旧知念村)	87.6	1,740	175.2	3,500
11	南城市C (旧佐敷町)	79.6	1,580	159.2	3,180
12	南城市D (旧大里村)	77.2	1,540	154.4	3,080
13	八重瀬町A (旧東風平町)	81.1	1,620	162.2	3,240
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	85.3	1,700	170.6	3,400
15	宜野湾市	65.8	1,300	131.6	2,620
16	沖縄市	56.2	1,120	112.4	2,240
17	西原町	72.6	1,440	145.2	2,900
18	中城村	66.5	1,320	133.0	2,660
19	北中城村	61.2	1,220	122.4	2,440
20	北谷町	62.4	1,240	124.8	2,480
21	嘉手納町	58.3	1,160	116.6	2,320
22	読谷村	56.0	1,120	112.0	2,240
23	うるま市A (旧具志川市)	51.1	1,020	102.2	2,040
24	うるま市B (旧石川市)	43.9	860	87.8	1,740
25	うるま市C (旧勝連町)	56.9	1,120	113.8	2,260
26	うるま市D	54.1	1,080	108.2	2,160
27	うるま市E	63.5	1,260	127.0	2,540
28	名護市A	22.0	440	44.0	880
29	名護市B	27.7	540	55.4	1,100
30	名護市C	34.4	680	68.8	1,360
31	名護市D	12.7	240	25.4	500
32	名護市E	-	-	-	200
33	金武町	31.8	620	63.6	1,260
34	宜野座村	25.2	500	50.4	1,000
35	恩納村A	46.4	920	92.8	1,840
36	恩納村B	34.3	680	68.6	1,360
37	本部町	35.5	700	71.0	1,420
38	今帰仁村	33.2	660	66.4	1,320
39	東村A	16.2	320	32.4	640
40	東村B	31.2	620	62.4	1,240
41	大宜味村	28.5	560	57.0	1,140
42	国頭村A	36.5	720	73.0	1,460
43	国頭村B	45.4	900	90.8	1,800
44	国頭村C	56.8	1,120	113.6	2,260
45	国頭村D	49.8	980	99.6	1,980

起点間距離早見表

		出発地	33	金武町	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	46.6	920	93.2	1,860
2	那覇市 B (首里地区)	45.5	900	91.0	1,820
3	糸満市 A	56.6	1,120	113.2	2,260
4	糸満市 B	59.0	1,180	118.0	2,360
5	豊見城市	51.3	1,020	102.6	2,040
6	与那原町	43.2	860	86.4	1,720
7	南風原町	45.9	900	91.8	1,820
8	浦添市	40.8	800	81.6	1,620
9	南城市 A (旧玉城村)	51.9	1,020	103.8	2,060
10	南城市 B (旧知念村)	56.1	1,120	112.2	2,240
11	南城市 C (旧佐敷町)	48.1	960	96.2	1,920
12	南城市 D (旧大里村)	45.7	900	91.4	1,820
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	49.6	980	99.2	1,980
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	53.8	1,060	107.6	2,140
15	宜野湾市	34.3	680	68.6	1,360
16	沖縄市	24.7	480	49.4	980
17	西原町	41.1	820	82.2	1,640
18	中城村	35.0	700	70.0	1,400
19	北中城村	29.7	580	59.4	1,180
20	北谷町	30.9	600	61.8	1,220
21	嘉手納町	26.7	520	53.4	1,060
22	読谷村	24.4	480	48.8	960
23	うるま市 A (旧具志川市)	19.6	380	39.2	780
24	うるま市 B (旧石川市)	12.4	240	24.8	480
25	うるま市 C (旧勝連町)	25.4	500	50.8	1,000
26	うるま市 D	22.6	440	45.2	900
27	うるま市 E	32.0	640	64.0	1,280
28	名護市 A	23.1	460	46.2	920
29	名護市 B	28.6	560	57.2	1,140
30	名護市 C	35.3	700	70.6	1,400
31	名護市 D	19.1	380	38.2	760
32	名護市 E	31.8	620	63.6	1,260
33	金武町	-	-	-	200
34	宜野座村	6.6	120	13.2	260
35	恩納村 A	14.8	280	29.6	580
36	恩納村 B	8.8	160	17.6	340
37	本部町	36.6	720	73.2	1,460
38	今帰仁村	34.3	680	68.6	1,360
39	東村 A	46.6	920	93.2	1,860
40	東村 B	61.6	1,220	123.2	2,460
41	大宜味村	42.3	840	84.6	1,680
42	国頭村 A	50.4	1,000	100.8	2,000
43	国頭村 B	59.3	1,180	118.6	2,360
44	国頭村 C	70.7	1,400	141.4	2,820
45	国頭村 D	69.5	1,380	139.0	2,780

		出発地	34	宜野座村	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	53.2	1,060	106.4	2,120
2	那覇市 B (首里地区)	52.1	1,040	104.2	2,080
3	糸満市 A	63.2	1,260	126.4	2,520
4	糸満市 B	65.6	1,300	131.2	2,620
5	豊見城市	57.9	1,140	115.8	2,300
6	与那原町	49.8	980	99.6	1,980
7	南風原町	52.5	1,040	105.0	2,100
8	浦添市	47.4	940	94.8	1,880
9	南城市 A (旧玉城村)	58.5	1,160	117.0	2,340
10	南城市 B (旧知念村)	62.7	1,240	125.4	2,500
11	南城市 C (旧佐敷町)	54.7	1,080	109.4	2,180
12	南城市 D (旧大里村)	52.3	1,040	104.6	2,080
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	56.2	1,120	112.4	2,240
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	60.4	1,200	120.8	2,400
15	宜野湾市	40.9	800	81.8	1,620
16	沖縄市	31.3	620	62.6	1,240
17	西原町	47.7	940	95.4	1,900
18	中城村	41.6	820	83.2	1,660
19	北中城村	36.3	720	72.6	1,440
20	北谷町	37.5	740	75.0	1,500
21	嘉手納町	33.3	660	66.6	1,320
22	読谷村	31.0	620	62.0	1,240
23	うるま市 A (旧具志川市)	26.2	520	52.4	1,040
24	うるま市 B (旧石川市)	19.0	380	38.0	760
25	うるま市 C (旧勝連町)	32.0	640	64.0	1,280
26	うるま市 D	29.2	580	58.4	1,160
27	うるま市 E	38.6	760	77.2	1,540
28	名護市 A	16.9	320	33.8	660
29	名護市 B	22.0	440	44.0	880
30	名護市 C	28.7	560	57.4	1,140
31	名護市 D	12.5	240	25.0	500
32	名護市 E	25.2	500	50.4	1,000
33	金武町	6.6	120	13.2	260
34	宜野座村	-	-	-	200
35	恩納村 A	21.4	420	42.8	840
36	恩納村 B	15.4	300	30.8	600
37	本部町	30.4	600	60.8	1,200
38	今帰仁村	28.1	560	56.2	1,120
39	東村 A	40.0	800	80.0	1,600
40	東村 B	55.0	1,100	110.0	2,200
41	大宜味村	35.7	700	71.4	1,420
42	国頭村 A	43.8	860	87.6	1,740
43	国頭村 B	52.7	1,040	105.4	2,100
44	国頭村 C	64.1	1,280	128.2	2,560
45	国頭村 D	62.9	1,240	125.8	2,500

起点間距離早見表

		出発地	35	恩納村A	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	33.7	660	67.4	1,340
2	那覇市 B (首里地区)	33.7	660	67.4	1,340
3	糸満市 A	44.9	880	89.8	1,780
4	糸満市 B	48.8	960	97.6	1,940
5	豊見城市	38.6	760	77.2	1,540
6	与那原町	34.3	680	68.6	1,360
7	南風原町	37.0	740	74.0	1,480
8	浦添市	27.9	540	55.8	1,100
9	南城市 A (旧玉城村)	43.0	860	86.0	1,720
10	南城市 B (旧知念村)	47.2	940	94.4	1,880
11	南城市 C (旧佐敷町)	39.2	780	78.4	1,560
12	南城市 D (旧大里村)	36.8	720	73.6	1,460
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	40.7	800	81.4	1,620
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	44.9	880	89.8	1,780
15	宜野湾市	21.4	420	42.8	840
16	沖縄市	14.7	280	29.4	580
17	西原町	31.8	620	63.6	1,260
18	中城村	25.7	500	51.4	1,020
19	北中城村	20.4	400	40.8	800
20	北谷町	17.2	340	34.4	680
21	嘉手納町	11.9	220	23.8	460
22	読谷村	9.6	180	19.2	380
23	うるま市 A (旧具志川市)	10.7	200	21.4	420
24	うるま市 B (旧石川市)	3.5	60	7.0	140
25	うるま市 C (旧勝連町)	16.5	320	33.0	660
26	うるま市 D	13.7	260	27.4	540
27	うるま市 E	23.1	460	46.2	920
28	名護市 A	32.9	640	65.8	1,300
29	名護市 B	38.6	760	77.2	1,540
30	名護市 C	45.3	900	90.6	1,800
31	名護市 D	33.7	660	67.4	1,340
32	名護市 E	46.4	920	92.8	1,840
33	金武町	14.8	280	29.6	580
34	宜野座村	21.4	420	42.8	840
35	恩納村 A	—	—	—	200
36	恩納村 B	13.6	260	27.2	540
37	本部町	46.4	920	92.8	1,840
38	今帰仁村	44.1	880	88.2	1,760
39	東村 A	56.6	1,120	113.2	2,260
40	東村 B	71.6	1,420	143.2	2,860
41	大宜味村	52.3	1,040	104.6	2,080
42	国頭村 A	60.4	1,200	120.8	2,400
43	国頭村 B	69.3	1,380	138.6	2,760
44	国頭村 C	80.7	1,600	161.4	3,220
45	国頭村 D	79.5	1,580	159.0	3,180

		出発地	36	恩納村B	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	47.3	940	94.6	1,880
2	那覇市 B (首里地区)	47.3	940	94.6	1,880
3	糸満市 A	58.5	1,160	117.0	2,340
4	糸満市 B	62.0	1,240	124.0	2,480
5	豊見城市	52.2	1,040	104.4	2,080
6	与那原町	46.2	920	92.4	1,840
7	南風原町	48.9	960	97.8	1,940
8	浦添市	41.5	820	83.0	1,660
9	南城市 A (旧玉城村)	54.9	1,080	109.8	2,180
10	南城市 B (旧知念村)	59.1	1,180	118.2	2,360
11	南城市 C (旧佐敷町)	51.1	1,020	102.2	2,040
12	南城市 D (旧大里村)	48.7	960	97.4	1,940
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	52.6	1,040	105.2	2,100
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	56.8	1,120	113.6	2,260
15	宜野湾市	35.0	700	70.0	1,400
16	沖縄市	27.7	540	55.4	1,100
17	西原町	44.1	880	88.2	1,760
18	中城村	38.0	760	76.0	1,520
19	北中城村	32.7	640	65.4	1,300
20	北谷町	30.8	600	61.6	1,220
21	嘉手納町	25.5	500	51.0	1,020
22	読谷村	23.2	460	46.4	920
23	うるま市 A (旧具志川市)	22.6	440	45.2	900
24	うるま市 B (旧石川市)	15.4	300	30.8	600
25	うるま市 C (旧勝連町)	28.4	560	56.8	1,120
26	うるま市 D	25.6	500	51.2	1,020
27	うるま市 E	35.0	700	70.0	1,400
28	名護市 A	19.3	380	38.6	760
29	名護市 B	25.0	500	50.0	1,000
30	名護市 C	31.7	620	63.4	1,260
31	名護市 D	21.6	420	43.2	860
32	名護市 E	34.3	680	68.6	1,360
33	金武町	8.8	160	17.6	340
34	宜野座村	15.4	300	30.8	600
35	恩納村 A	13.6	260	27.2	540
36	恩納村 B	—	—	—	200
37	本部町	32.8	640	65.6	1,300
38	今帰仁村	30.5	600	61.0	1,220
39	東村 A	43.0	860	86.0	1,720
40	東村 B	58.0	1,160	116.0	2,320
41	大宜味村	38.7	760	77.4	1,540
42	国頭村 A	46.8	920	93.6	1,860
43	国頭村 B	55.7	1,100	111.4	2,220
44	国頭村 C	67.1	1,340	134.2	2,680
45	国頭村 D	65.9	1,300	131.8	2,620

起点間距離早見表

		出発地	37	本部町	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	80.1	1,600	160.2	3,200
2	那覇市 B (首里地区)	80.1	1,600	160.2	3,200
3	糸満市 A	91.3	1,820	182.6	3,640
4	糸満市 B	94.8	1,880	189.6	3,780
5	豊見城市	85.0	1,700	170.0	3,400
6	与那原町	79.0	1,580	158.0	3,160
7	南風原町	81.7	1,620	163.4	3,260
8	浦添市	74.3	1,480	148.6	2,960
9	南城市 A (旧玉城村)	87.7	1,740	175.4	3,500
10	南城市 B (旧知念村)	91.9	1,820	183.8	3,660
11	南城市 C (旧佐敷町)	83.9	1,660	167.8	3,340
12	南城市 D (旧大里村)	81.5	1,620	163.0	3,260
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	85.4	1,700	170.8	3,400
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	89.6	1,780	179.2	3,580
15	宜野湾市	67.8	1,340	135.6	2,700
16	沖縄市	60.5	1,200	121.0	2,420
17	西原町	76.9	1,520	153.8	3,060
18	中城村	70.8	1,400	141.6	2,820
19	北中城村	65.5	1,300	131.0	2,620
20	北谷町	63.6	1,260	127.2	2,540
21	嘉手納町	58.3	1,160	116.6	2,320
22	読谷村	56.0	1,120	112.0	2,240
23	うるま市 A (旧具志川市)	55.4	1,100	110.8	2,200
24	うるま市 B (旧石川市)	48.2	960	96.4	1,920
25	うるま市 C (旧勝連町)	61.2	1,220	122.4	2,440
26	うるま市 D	58.4	1,160	116.8	2,320
27	うるま市 E	67.8	1,340	135.6	2,700
28	名護市 A	13.5	260	27.0	540
29	名護市 B	17.5	340	35.0	700
30	名護市 C	24.2	480	48.4	960
31	名護市 D	22.8	440	45.6	900
32	名護市 E	35.5	700	71.0	1,420
33	金武町	36.6	720	73.2	1,460
34	宜野座村	30.4	600	60.8	1,200
35	恩納村 A	46.4	920	92.8	1,840
36	恩納村 B	32.8	640	65.6	1,300
37	本部町	-	-	-	200
38	今帰仁村	10.8	200	21.6	420
39	東村 A	35.5	700	71.0	1,420
40	東村 B	50.5	1,000	101.0	2,020
41	大宜味村	31.2	620	62.4	1,240
42	国頭村 A	39.3	780	78.6	1,560
43	国頭村 B	48.2	960	96.4	1,920
44	国頭村 C	59.6	1,180	119.2	2,380
45	国頭村 D	58.4	1,160	116.8	2,320

		出発地	38	今帰仁村	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	77.8	1,540	155.6	3,100
2	那覇市 B (首里地区)	77.8	1,540	155.6	3,100
3	糸満市 A	89.0	1,780	178.0	3,560
4	糸満市 B	92.5	1,840	185.0	3,700
5	豊見城市	82.7	1,640	165.4	3,300
6	与那原町	76.7	1,520	153.4	3,060
7	南風原町	79.4	1,580	158.8	3,160
8	浦添市	72.0	1,440	144.0	2,880
9	南城市 A (旧玉城村)	85.4	1,700	170.8	3,400
10	南城市 B (旧知念村)	89.6	1,780	179.2	3,580
11	南城市 C (旧佐敷町)	81.6	1,620	163.2	3,260
12	南城市 D (旧大里村)	79.2	1,580	158.4	3,160
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	83.1	1,660	166.2	3,320
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	87.3	1,740	174.6	3,480
15	宜野湾市	65.5	1,300	131.0	2,620
16	沖縄市	58.2	1,160	116.4	2,320
17	西原町	74.6	1,480	149.2	2,980
18	中城村	68.5	1,360	137.0	2,740
19	北中城村	63.2	1,260	126.4	2,520
20	北谷町	61.3	1,220	122.6	2,440
21	嘉手納町	56.0	1,120	112.0	2,240
22	読谷村	53.7	1,060	107.4	2,140
23	うるま市 A (旧具志川市)	53.1	1,060	106.2	2,120
24	うるま市 B (旧石川市)	45.9	900	91.8	1,820
25	うるま市 C (旧勝連町)	58.9	1,160	117.8	2,340
26	うるま市 D	56.1	1,120	112.2	2,240
27	うるま市 E	65.5	1,300	131.0	2,620
28	名護市 A	11.2	220	22.4	440
29	名護市 B	12.0	240	24.0	480
30	名護市 C	18.7	360	37.4	740
31	名護市 D	20.5	400	41.0	820
32	名護市 E	33.2	660	66.4	1,320
33	金武町	34.3	680	68.6	1,360
34	宜野座村	28.1	560	56.2	1,120
35	恩納村 A	44.1	880	88.2	1,760
36	恩納村 B	30.5	600	61.0	1,220
37	本部町	10.8	200	21.6	420
38	今帰仁村	-	-	-	200
39	東村 A	30.0	600	60.0	1,200
40	東村 B	45.0	900	90.0	1,800
41	大宜味村	25.7	500	51.4	1,020
42	国頭村 A	33.8	660	67.6	1,340
43	国頭村 B	42.7	840	85.4	1,700
44	国頭村 C	54.1	1,080	108.2	2,160
45	国頭村 D	52.9	1,040	105.8	2,100

起点間距離早見表

		出発地	39	東村A	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	90.3	1,800	180.6	3,600
2	那覇市B (首里地区)	90.3	1,800	180.6	3,600
3	糸満市A	101.5	2,020	203.0	4,060
4	糸満市B	105.0	2,100	210.0	4,200
5	豊見城市	95.2	1,900	190.4	3,800
6	与那原町	89.2	1,780	178.4	3,560
7	南風原町	91.9	1,820	183.8	3,660
8	浦添市	84.5	1,680	169.0	3,380
9	南城市A (旧玉城村)	97.9	1,940	195.8	3,900
10	南城市B (旧知念村)	102.1	2,040	204.2	4,080
11	南城市C (旧佐敷町)	94.1	1,880	188.2	3,760
12	南城市D (旧大里村)	91.7	1,820	183.4	3,660
13	八重瀬町A (旧東風平町)	95.6	1,900	191.2	3,820
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	99.8	1,980	199.6	3,980
15	宜野湾市	78.0	1,560	156.0	3,120
16	沖縄市	70.7	1,400	141.4	2,820
17	西原町	87.1	1,740	174.2	3,480
18	中城村	81.0	1,620	162.0	3,240
19	北中城村	75.7	1,500	151.4	3,020
20	北谷町	73.8	1,460	147.6	2,940
21	嘉手納町	68.5	1,360	137.0	2,740
22	読谷村	66.2	1,320	132.4	2,640
23	うるま市A (旧具志川市)	65.6	1,300	131.2	2,620
24	うるま市B (旧石川市)	58.4	1,160	116.8	2,320
25	うるま市C (旧勝連町)	71.4	1,420	142.8	2,840
26	うるま市D	68.6	1,360	137.2	2,740
27	うるま市E	78.0	1,560	156.0	3,120
28	名護市A	26.7	520	53.4	1,060
29	名護市B	18.0	360	36.0	720
30	名護市C	24.7	480	49.4	980
31	名護市D	28.9	560	57.8	1,140
32	名護市E	16.2	320	32.4	640
33	金武町	46.6	920	93.2	1,860
34	宜野座村	40.0	800	80.0	1,600
35	恩納村A	56.6	1,120	113.2	2,260
36	恩納村B	43.0	860	86.0	1,720
37	本部町	35.5	700	71.0	1,420
38	今帰仁村	30.0	600	60.0	1,200
39	東村A	-	-	-	200
40	東村B	15.0	300	30.0	600
41	大宜味村	12.3	240	24.6	480
42	国頭村A	20.3	400	40.6	800
43	国頭村B	29.2	580	58.4	1,160
44	国頭村C	40.6	800	81.2	1,620
45	国頭村D	33.6	660	67.2	1,340

		出発地	40	東村B	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	105.3	2,100	210.6	4,200
2	那覇市B (首里地区)	105.3	2,100	210.6	4,200
3	糸満市A	116.5	2,320	233.0	4,660
4	糸満市B	120.0	2,400	240.0	4,800
5	豊見城市	110.2	2,200	220.4	4,400
6	与那原町	104.2	2,080	208.4	4,160
7	南風原町	106.9	2,120	213.8	4,260
8	浦添市	99.5	1,980	199.0	3,980
9	南城市A (旧玉城村)	112.9	2,240	225.8	4,500
10	南城市B (旧知念村)	117.1	2,340	234.2	4,680
11	南城市C (旧佐敷町)	109.1	2,180	218.2	4,360
12	南城市D (旧大里村)	106.7	2,120	213.4	4,260
13	八重瀬町A (旧東風平町)	110.6	2,200	221.2	4,420
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	114.8	2,280	229.6	4,580
15	宜野湾市	93.0	1,860	186.0	3,720
16	沖縄市	85.7	1,700	171.4	3,420
17	西原町	102.1	2,040	204.2	4,080
18	中城村	96.0	1,920	192.0	3,840
19	北中城村	90.7	1,800	181.4	3,620
20	北谷町	88.8	1,760	177.6	3,540
21	嘉手納町	83.5	1,660	167.0	3,340
22	読谷村	81.2	1,620	162.4	3,240
23	うるま市A (旧具志川市)	80.6	1,600	161.2	3,220
24	うるま市B (旧石川市)	73.4	1,460	146.8	2,920
25	うるま市C (旧勝連町)	86.4	1,720	172.8	3,440
26	うるま市D	83.6	1,660	167.2	3,340
27	うるま市E	93.0	1,860	186.0	3,720
28	名護市A	41.7	820	83.4	1,660
29	名護市B	33.0	660	66.0	1,320
30	名護市C	39.7	780	79.4	1,580
31	名護市D	43.9	860	87.8	1,740
32	名護市E	31.2	620	62.4	1,240
33	金武町	61.6	1,220	123.2	2,460
34	宜野座村	55.0	1,100	110.0	2,200
35	恩納村A	71.6	1,420	143.2	2,860
36	恩納村B	58.0	1,160	116.0	2,320
37	本部町	50.5	1,000	101.0	2,020
38	今帰仁村	45.0	900	90.0	1,800
39	東村A	15.0	300	30.0	600
40	東村B	-	-	-	200
41	大宜味村	27.3	540	54.6	1,080
42	国頭村A	35.3	700	70.6	1,400
43	国頭村B	36.5	720	73.0	1,460
44	国頭村C	44.6	880	89.2	1,780
45	国頭村D	18.6	360	37.2	740

起点間距離早見表

		出発地	41	大宜味村	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	86.0	1,720	172.0	3,440
2	那覇市 B (首里地区)	86.0	1,720	172.0	3,440
3	糸満市 A	97.2	1,940	194.4	3,880
4	糸満市 B	100.7	2,000	201.4	4,020
5	豊見城市	90.9	1,800	181.8	3,620
6	与那原町	84.9	1,680	169.8	3,380
7	南風原町	87.6	1,740	175.2	3,500
8	浦添市	80.2	1,600	160.4	3,200
9	南城市 A (旧玉城村)	93.6	1,860	187.2	3,740
10	南城市 B (旧知念村)	97.8	1,940	195.6	3,900
11	南城市 C (旧佐敷町)	89.8	1,780	179.6	3,580
12	南城市 D (旧大里村)	87.4	1,740	174.8	3,480
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	91.3	1,820	182.6	3,640
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	95.5	1,900	191.0	3,820
15	宜野湾市	73.7	1,460	147.4	2,940
16	沖縄市	66.4	1,320	132.8	2,640
17	西原町	82.8	1,640	165.6	3,300
18	中城村	76.7	1,520	153.4	3,060
19	北中城村	71.4	1,420	142.8	2,840
20	北谷町	69.5	1,380	139.0	2,780
21	嘉手納町	64.2	1,280	128.4	2,560
22	読谷村	61.9	1,220	123.8	2,460
23	うるま市 A (旧具志川市)	61.3	1,220	122.6	2,440
24	うるま市 B (旧石川市)	54.1	1,080	108.2	2,160
25	うるま市 C (旧勝連町)	67.1	1,340	134.2	2,680
26	うるま市 D	64.3	1,280	128.6	2,560
27	うるま市 E	73.7	1,460	147.4	2,940
28	名護市 A	22.4	440	44.8	880
29	名護市 B	13.7	260	27.4	540
30	名護市 C	20.4	400	40.8	800
31	名護市 D	28.7	560	57.4	1,140
32	名護市 E	28.5	560	57.0	1,140
33	金武町	42.3	840	84.6	1,680
34	宜野座村	35.7	700	71.4	1,420
35	恩納村 A	52.3	1,040	104.6	2,080
36	恩納村 B	38.7	760	77.4	1,540
37	本部町	31.2	620	62.4	1,240
38	今帰仁村	25.7	500	51.4	1,020
39	東村 A	12.3	240	24.6	480
40	東村 B	27.3	540	54.6	1,080
41	大宜味村	-	-	-	200
42	国頭村 A	8.1	160	16.2	320
43	国頭村 B	17.0	340	34.0	680
44	国頭村 C	28.4	560	56.8	1,120
45	国頭村 D	27.2	540	54.4	1,080

		出発地	42	国頭村A	
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市 A	94.1	1,880	188.2	3,760
2	那覇市 B (首里地区)	94.1	1,880	188.2	3,760
3	糸満市 A	105.3	2,100	210.6	4,200
4	糸満市 B	108.8	2,160	217.6	4,340
5	豊見城市	99.0	1,980	198.0	3,960
6	与那原町	93.0	1,860	186.0	3,720
7	南風原町	95.7	1,900	191.4	3,820
8	浦添市	88.3	1,760	176.6	3,520
9	南城市 A (旧玉城村)	101.7	2,020	203.4	4,060
10	南城市 B (旧知念村)	105.9	2,100	211.8	4,220
11	南城市 C (旧佐敷町)	97.9	1,940	195.8	3,900
12	南城市 D (旧大里村)	95.5	1,900	191.0	3,820
13	八重瀬町 A (旧東風平町)	99.4	1,980	198.8	3,960
14	八重瀬町 B (旧具志頭村)	103.6	2,060	207.2	4,140
15	宜野湾市	81.8	1,620	163.6	3,260
16	沖縄市	74.5	1,480	149.0	2,980
17	西原町	90.9	1,800	181.8	3,620
18	中城村	84.8	1,680	169.6	3,380
19	北中城村	79.5	1,580	159.0	3,180
20	北谷町	77.6	1,540	155.2	3,100
21	嘉手納町	72.3	1,440	144.6	2,880
22	読谷村	70.0	1,400	140.0	2,800
23	うるま市 A (旧具志川市)	69.4	1,380	138.8	2,760
24	うるま市 B (旧石川市)	62.2	1,240	124.4	2,480
25	うるま市 C (旧勝連町)	75.2	1,500	150.4	3,000
26	うるま市 D	72.4	1,440	144.8	2,880
27	うるま市 E	81.8	1,620	163.6	3,260
28	名護市 A	30.5	600	61.0	1,220
29	名護市 B	21.8	420	43.6	860
30	名護市 C	28.5	560	57.0	1,140
31	名護市 D	36.8	720	73.6	1,460
32	名護市 E	36.5	720	73.0	1,460
33	金武町	50.4	1,000	100.8	2,000
34	宜野座村	43.8	860	87.6	1,740
35	恩納村 A	60.4	1,200	120.8	2,400
36	恩納村 B	46.8	920	93.6	1,860
37	本部町	39.3	780	78.6	1,560
38	今帰仁村	33.8	660	67.6	1,340
39	東村 A	20.3	400	40.6	800
40	東村 B	35.3	700	70.6	1,400
41	大宜味村	8.1	160	16.2	320
42	国頭村 A	-	-	-	200
43	国頭村 B	8.9	160	17.8	340
44	国頭村 C	20.3	400	40.6	800
45	国頭村 D	19.1	380	38.2	760

起点間距離早見表

出発地		43	国頭村B		
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	103.0	2,060	206.0	4,120
2	那覇市B (首里地区)	103.0	2,060	206.0	4,120
3	糸満市A	114.2	2,280	228.4	4,560
4	糸満市B	117.7	2,340	235.4	4,700
5	豊見城市	107.9	2,140	215.8	4,300
6	与那原町	101.9	2,020	203.8	4,060
7	南風原町	104.6	2,080	209.2	4,180
8	浦添市	97.2	1,940	194.4	3,880
9	南城市A (旧玉城村)	110.6	2,200	221.2	4,420
10	南城市B (旧知念村)	114.8	2,280	229.6	4,580
11	南城市C (旧佐敷町)	106.8	2,120	213.6	4,260
12	南城市D (旧大里村)	104.4	2,080	208.8	4,160
13	八重瀬町A (旧東風平町)	108.3	2,160	216.6	4,320
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	112.5	2,240	225.0	4,500
15	宜野湾市	90.7	1,800	181.4	3,620
16	沖縄市	83.4	1,660	166.8	3,320
17	西原町	99.8	1,980	199.6	3,980
18	中城村	93.7	1,860	187.4	3,740
19	北中城村	88.4	1,760	176.8	3,520
20	北谷町	86.5	1,720	173.0	3,460
21	嘉手納町	81.2	1,620	162.4	3,240
22	読谷村	78.9	1,560	157.8	3,140
23	うるま市A (旧具志川市)	78.3	1,560	156.6	3,120
24	うるま市B (旧石川市)	71.1	1,420	142.2	2,840
25	うるま市C (旧勝連町)	84.1	1,680	168.2	3,360
26	うるま市D	81.3	1,620	162.6	3,240
27	うるま市E	90.7	1,800	181.4	3,620
28	名護市A	39.4	780	78.8	1,560
29	名護市B	30.7	600	61.4	1,220
30	名護市C	37.4	740	74.8	1,480
31	名護市D	45.7	900	91.4	1,820
32	名護市E	45.4	900	90.8	1,800
33	金武町	59.3	1,180	118.6	2,360
34	宜野座村	52.7	1,040	105.4	2,100
35	恩納村A	69.3	1,380	138.6	2,760
36	恩納村B	55.7	1,100	111.4	2,220
37	本部町	48.2	960	96.4	1,920
38	今帰仁村	42.7	840	85.4	1,700
39	東村A	29.2	580	58.4	1,160
40	東村B	36.5	720	73.0	1,460
41	大宜味村	17.0	340	34.0	680
42	国頭村A	8.9	160	17.8	340
43	国頭村B	-	-	-	200
44	国頭村C	11.4	220	22.8	440
45	国頭村D	17.9	340	35.8	700

出発地		44	国頭村C		
到着地		片 道		往 復	
		距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
1	那覇市A	114.4	2,280	228.8	4,560
2	那覇市B (首里地区)	114.4	2,280	228.8	4,560
3	糸満市A	125.6	2,500	251.2	5,020
4	糸満市B	129.1	2,580	258.2	5,160
5	豊見城市	119.3	2,380	238.6	4,760
6	与那原町	113.3	2,260	226.6	4,520
7	南風原町	116.0	2,320	232.0	4,640
8	浦添市	108.6	2,160	217.2	4,340
9	南城市A (旧玉城村)	122.0	2,440	244.0	4,880
10	南城市B (旧知念村)	126.2	2,520	252.4	5,040
11	南城市C (旧佐敷町)	118.2	2,360	236.4	4,720
12	南城市D (旧大里村)	115.8	2,300	231.6	4,620
13	八重瀬町A (旧東風平町)	119.7	2,380	239.4	4,780
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	123.9	2,460	247.8	4,940
15	宜野湾市	102.1	2,040	204.2	4,080
16	沖縄市	94.8	1,880	189.6	3,780
17	西原町	111.2	2,220	222.4	4,440
18	中城村	105.1	2,100	210.2	4,200
19	北中城村	99.8	1,980	199.6	3,980
20	北谷町	97.9	1,940	195.8	3,900
21	嘉手納町	92.6	1,840	185.2	3,700
22	読谷村	90.3	1,800	180.6	3,600
23	うるま市A (旧具志川市)	89.7	1,780	179.4	3,580
24	うるま市B (旧石川市)	82.5	1,640	165.0	3,300
25	うるま市C (旧勝連町)	95.5	1,900	191.0	3,820
26	うるま市D	92.7	1,840	185.4	3,700
27	うるま市E	102.1	2,040	204.2	4,080
28	名護市A	50.8	1,000	101.6	2,020
29	名護市B	42.1	840	84.2	1,680
30	名護市C	48.8	960	97.6	1,940
31	名護市D	57.1	1,140	114.2	2,280
32	名護市E	56.8	1,120	113.6	2,260
33	金武町	70.7	1,400	141.4	2,820
34	宜野座村	64.1	1,280	128.2	2,560
35	恩納村A	80.7	1,600	161.4	3,220
36	恩納村B	67.1	1,340	134.2	2,680
37	本部町	59.6	1,180	119.2	2,380
38	今帰仁村	54.1	1,080	108.2	2,160
39	東村A	40.6	800	81.2	1,620
40	東村B	44.6	880	89.2	1,780
41	大宜味村	28.4	560	56.8	1,120
42	国頭村A	20.3	400	40.6	800
43	国頭村B	11.4	220	22.8	440
44	国頭村C	-	-	-	200
45	国頭村D	26.0	520	52.0	1,040

起点間距離早見表

		出発地	45	国頭村D	
到着地		片 道		往 復	
		距離(km)	燃料代(円)	距離(km)	燃料代(円)
1	那覇市A	113.2	2,260	226.4	4,520
2	那覇市B (首里地区)	113.2	2,260	226.4	4,520
3	糸満市A	124.4	2,480	248.8	4,960
4	糸満市B	127.9	2,540	255.8	5,100
5	豊見城市	118.1	2,360	236.2	4,720
6	与那原町	112.1	2,240	224.2	4,480
7	南風原町	114.8	2,280	229.6	4,580
8	浦添市	107.4	2,140	214.8	4,280
9	南城市A (旧玉城村)	120.8	2,400	241.6	4,820
10	南城市B (旧知念村)	125.0	2,500	250.0	5,000
11	南城市C (旧佐敷町)	117.0	2,340	234.0	4,680
12	南城市D (旧大里村)	114.6	2,280	229.2	4,580
13	八重瀬町A (旧東風平町)	118.5	2,360	237.0	4,740
14	八重瀬町B (旧具志頭村)	122.7	2,440	245.4	4,900
15	宜野湾市	100.9	2,000	201.8	4,020
13	沖縄市	93.6	1,860	187.2	3,740
17	西原町	110.0	2,200	220.0	4,400
18	中城村	103.9	2,060	207.8	4,140
19	北中城村	98.6	1,960	197.2	3,940
20	北谷町	96.7	1,920	193.4	3,860
21	嘉手納町	91.4	1,820	182.8	3,640
22	読谷村	89.1	1,780	178.2	3,560
23	うるま市A (旧具志川市)	88.5	1,760	177.0	3,540
24	うるま市B (旧石川市)	81.3	1,620	162.6	3,240
25	うるま市C (旧勝連町)	94.3	1,880	188.6	3,760
26	うるま市D	91.5	1,820	183.0	3,660
27	うるま市E	100.9	2,000	201.8	4,020
28	名護市A	49.6	980	99.2	1,980
29	名護市B	40.9	800	81.8	1,620
30	名護市C	47.6	940	95.2	1,900
31	名護市D	55.9	1,100	111.8	2,220
32	名護市E	49.8	980	99.6	1,980
33	金武町	69.5	1,380	139.0	2,780
34	宜野座村	62.9	1,240	125.8	2,500
35	恩納村A	79.5	1,580	159.0	3,180
36	恩納村B	65.9	1,300	131.8	2,620
37	本部町	58.4	1,160	116.8	2,320
38	今帰仁村	52.9	1,040	105.8	2,100
39	東村A	33.6	660	67.2	1,340
40	東村B	18.6	360	37.2	740
41	大宜味村	27.2	540	54.4	1,080
42	国頭村A	19.1	380	38.2	760
43	国頭村B	17.9	340	35.8	700
44	国頭村C	11.4	220	22.8	440
45	国頭村D	-	-	-	200

		出発地	46	久米島	
到着地		片 道		往 復	
		距離(km)	燃料代(円)	距離(km)	燃料代(円)
46	久米島	-	-	-	200

起点間距離早見表

出発地	47	宮古島A
-----	----	------

到着地	片 道		往 復	
	距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
47 宮古島 A	—	—	—	200
48 宮古島 B	11.3	220	22.6	440
49 宮古島 C	6.3	120	12.6	240
50 宮古島 D	6.0	120	12.0	240

出発地	51	石垣島A
-----	----	------

到着地	片 道		往 復	
	距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
51 石垣島 A	—	—	—	200
52 石垣島 B	21.4	420	42.8	840
53 石垣島 C	27.4	540	54.8	1,080
54 新石垣空港	11.5	220	23.0	460

出発地	48	宮古島B
-----	----	------

到着地	片 道		往 復	
	距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
47 宮古島 A	11.3	220	22.6	440
48 宮古島 B	—	—	—	200
49 宮古島 C	13.5	260	27.0	540
50 宮古島 D	9.7	180	19.4	380

出発地	52	石垣島B
-----	----	------

到着地	片 道		往 復	
	距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
51 石垣島 A	21.4	420	42.8	840
52 石垣島 B	—	—	—	200
53 石垣島 C	25.7	500	51.4	1,020
54 新石垣空港	21.5	420	43.0	860

出発地	49	宮古島C
-----	----	------

到着地	片 道		往 復	
	距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
47 宮古島 A	6.3	120	12.6	240
48 宮古島 B	13.5	260	27.0	540
49 宮古島 C	—	—	—	200
50 宮古島 D	5.1	100	10.2	200

出発地	53	石垣島C
-----	----	------

到着地	片 道		往 復	
	距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
51 石垣島 A	27.4	540	54.8	1,080
52 石垣島 B	25.7	500	51.4	1,020
53 石垣島 C	—	—	—	200
54 新石垣空港	17.5	340	35.0	700

出発地	50	宮古島D
-----	----	------

到着地	片 道		往 復	
	距離 (km)	燃料代 (円)	距離 (km)	燃料代 (円)
47 宮古島 A	6.0	120	12.0	240
48 宮古島 B	9.7	180	19.4	380
49 宮古島 C	5.1	100	10.2	200
50 宮古島 D	—	—	—	200